

第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について

(案)

平成25年10月

中央環境審議会

第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について

【目 次】

I	はじめに	1
II	第四次環境基本計画の点検の具体的な進め方について	2
III	重点点検分野等の点検	3
	(事象横断的な重点分野)	
1.	経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進	3
	重点検討項目①：経済・社会のグリーン化	3
	重点検討項目②：グリーン・イノベーションの進展	9
2.	国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進	20
	重点検討項目①：「グリーン経済」を念頭においた国際協力等	20
	重点検討項目②：国際的な枠組みづくりにおける主導的役割	28
3.	持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進	34
	重点検討項目①：環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組	34
	重点検討項目②：持続可能な地域づくりのための地域資源の活用及び地域間の交流等の促進	44
	(事象面で分けた重点分野)	
4.	水環境保全に関する取組	54
	重点検討項目①：健全な水循環構築のための取組	54
	重点検討項目②：水環境改善のための取組	72
5.	大気環境保全に関する取組	86
	重点検討項目①：広域的な取組を重視した大気汚染対策の取組	86
	重点検討項目②：排出ガス、騒音などの自動車に起因する環境負荷の低減に向けた取組	95
	(復旧・復興)	
6.	東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項	106
	重点検討項目：持続可能な社会を目指す地域の復興に係る取組	106
IV	その他	114
1.	各府省における環境配慮の方針に係る取組状況	114
2.	国民及び地方公共団体に対するアンケート調査結果の概要	120
3.	環境情報戦略に基づく施策のフォローアップ調査の結果について	130

I はじめに

中央環境審議会においては、第四次環境基本計画（平成 24 年 4 月閣議決定）の着実な実行を確保するため、毎年、国民各界各層の意見も聞きながら、同計画に基づく施策の進捗状況などの点検を実施することとしている。

今回の点検は、第四次環境基本計画についての第 1 回目の点検として行うものであり、同計画で取り上げている 9 つの重点分野のうち、事象横断的な重点分野として、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」及び「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」の 3 分野、並びに事象面で分けた重点分野として、「水環境保全に関する取組」及び「大気環境保全に関する取組」の 2 分野を重点点検分野とするとともに、「東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項」についても点検の対象とした。

今回の点検は、これらの分野を中心に平成 24 年 4 月の第四次環境基本計画の策定からこれまでに取り組まれた施策について、関係府省の自主的な点検結果を踏まえ、総合政策部会での議論を経て行った。

点検に当たっては、各重点分野等に掲げたそれぞれの指標や、環境基本計画の推進状況について全体的な傾向を明らかにし、環境の状況、取組の状況等を総合的に表す指標（総合的環境指標）を活用した。

第四次環境基本計画の策定以降の環境保全に関する取組状況をみると、概ね進捗をしていることを確認したが、一方で、各分野において諸課題が残存している状況であることも踏まえ、これらの課題を解決するための今後の関係者の取組の改善の在り方についていくつかの指摘を行った。関係者はこれらの指摘を踏まえ、さらなる取組を進めていくことを期待する。

第四次環境基本計画では、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会の実現を目標として掲げている。近年、大雨や干ばつ、熱波等の極端な自然現象と地球温暖化との関連性も指摘されており、関係者は、環境施策の推進が「安全の確保」にも貢献し得ることを意識しつつ、分野や組織に捉われず、これまで以上に連携を行い、この目標に向けて取り組んでいくことが重要である。

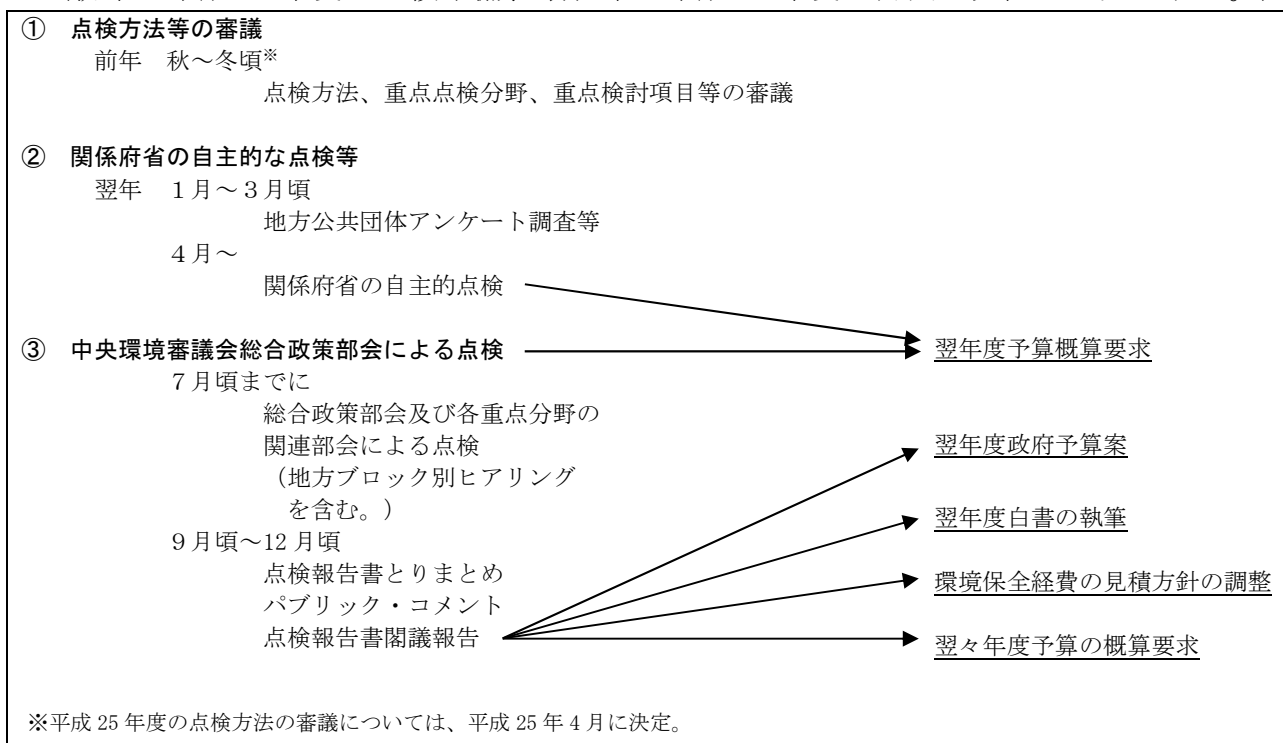
この結果が社会に広く提供され、国民の環境行政への理解の一助になるとともに、関係者の取組の改善や後押しになることを期待する。

II 第四次環境基本計画の点検の具体的な進め方について

(1) 毎年の点検の流れ

第四次環境基本計画の点検は、下記の手順で行なう。

(初年の平成 24 年度は点検準備、最終年の平成 29 年度は計画の見直しを実施する。)



(2) 重点点検分野並びに「復旧・復興」及び「汚染回復等」

効果的に点検を実施するため、9つの重点分野及び「復旧・復興」、「汚染回復等」の分野から重点的に点検を行う分野を重点点検分野として選定し、特に焦点を当てて審議を行う重点検討項目を設定している。

重点分野名等	H25	H26	H27	H28
①経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進				
②国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進	○	○	○	○
③持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進				
④地球温暖化に関する取組		○		○
⑤生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組		○		○
⑥物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組		○		○
⑦水環境保全に関する取組	○		○	
⑧大気環境保全に関する取組	○		○	
⑨包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組		○		○
「復旧・復興」(H25)、「汚染回復等」	○	○	○	○

Ⅲ 重点点検分野等の点検

1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

重点検討項目①経済・社会のグリーン化

経済・社会のグリーン化に向けては、事業者の環境に取り組む能力の向上や環境金融の拡大、環境配慮型の商品・サービスや事業者が評価・選択されることの促進等が必要となる。特に、事業者が物品等を製造・提供する際により高い環境性能を目指すことや、環境対応に際しての経済的インセンティブと社会的責任が重要であるとの観点から、以下の a) から c) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、より高い環境性能に基づく基準(プレミアム基準)に係る国の取組(国によるプレミアム基準の活用状況を含む)
- b) 国が事業者に対して行う、ISO14001 や ISO26000 等を通じた環境課題への重点的な対応の促進の取組、及び当該対応の情報開示の促進の取組、並びに当該対応を行う事業者がNPO等に評価・選択されるための国による普及促進の取組
- c) 機関投資家等に対する社会的責任投資(SRI)や環境・社会・ガバナンス(ESG)投資等の環境投資の拡大に係る取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

グリーン化がより一層進められた経済・社会において、各主体の活動が環境負荷を出る限り削減した持続可能なものとなるためには、環境配慮を実施している事業者が便益を享受できる基盤の整備をさらに進める必要がある。そのほか、環境金融の拡大により、資金の流れを持続可能な社会に寄与するものにする必要がある。

(2) 現状と取組状況

国は、環境の価値が市場において適切に評価されるよう政策を企画立案・実施し、市場では供給されない公共的な財やサービスを安定に供給することが必要である。具体的には、ルールの設定、科学的知見や基礎的な技術の基盤の整備、政府調達などにおけるモデル的取組の実施、事業者としての率先実行、各主体間の調整・連携促進といった役割を果たし、各主体の市場での取組を支援することが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下の通りである。

a) 環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、より高い環境性能に基づく基準(プレミアム基準)に係る国の取組(国によるプレミアム基準の活用状況を含む)

現状

製品やサービスを購入する際に環境を考慮し必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入するグリーン購入の実施率は、地方公共団体が約81%（平成24年度）、上場企業が約75%（平成23年度）と高い水準で推移している。しかし、グリーン購入の推進を目的とした国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目の中には必ずしも環境性能の観点から市場において先駆的な基準とはいえない品目もあることから、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、より高い環境性能に基づく「プレミアム基準」に係る国の取組が実施されている。

また、「循環型社会に関するアンケート調査」（平成23年度調査、環境省）によると、「環境にやさしい製品の購入を心がけている」と回答した人の割合は、約82%となっており、国民が高い意識を持っていることが窺える。

取組状況

【プレミアム基準の活用による市場の更なるグリーン化】

環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、より高い環境性能に基づく基準として「プレミアム基準」を設け、市場の更なるグリーン化を図るため、平成24年度にはプレミアム基準策定ガイドラインを発行した。同ガイドラインの周知のため、国の各機関（地方支分部局含む）、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、地方公共団体及び関係事業者等を対象に全国8カ所でグリーン購入法ブロック別説明会を実施した。平成25年度は、環境省において、同ガイドラインを考慮した平成25年度調達方針を策定しており、この方針に基づいて調達を実施している。

参考．環境物品等の調達の推進を図るための方針（平成25年4月1日）【抜粋】

Ⅲ その他環境物品等の調達の推進に関する事項

(1～6 略)

7 環境本省においては、平成24年度判断基準の将来展開検討委員会において策定され、平成25年3月22日に公表された「プレミアム基準策定ガイドライン」に基づき、品質及び機能等、調達する物品等に期待される一般的事項及び適正な価格について確保されている場合には、より環境性能の高い物品の調達に努める。

本年度においては、以下のような基準や評価を満たしているものについては積極的な調達に努めるものとする。

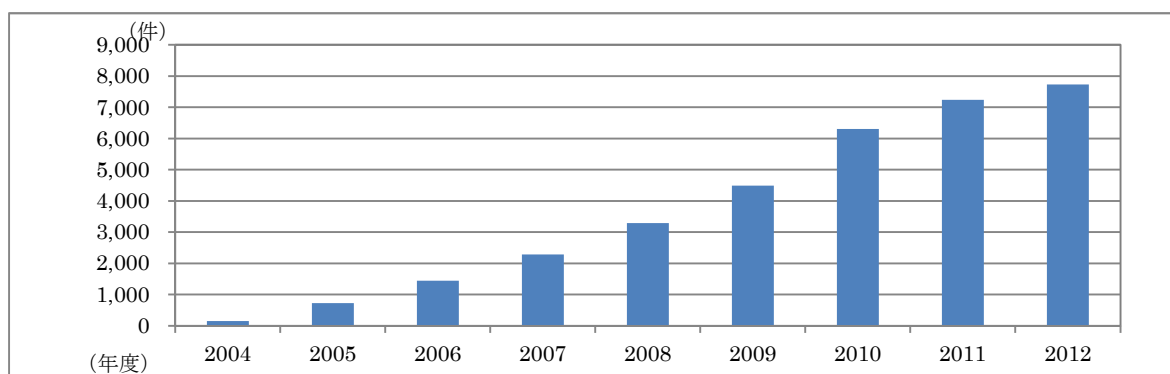
- (1) 基本方針に定める品目のうち、グリーン購入法と上位互換である基準（エコマーク等）を満たした物品。
- (2) 基本方針に定める品目のうち、統一省エネラベルなど多段階評価によりその環境性能が評価されている品目（家電製品、蛍光灯照明機器及び自動車等）について、より上位の評価がなされている物品。

b) 国が事業者に対して行う、ISO14001 や ISO26000 等を通じた環境課題への重点的な対応の促進の取組、及び当該対応の情報開示の促進の取組、並びに当該対応を行う事業者がNPO等に評価・選択されるための国による普及促進の取組

現状

国際標準化機構（ISO）が認証するISO14001の登録事業者数は、平成18年度以降2万件程度で横ばいの状態が続いているが、環境省が認証する中小事業者向けの環境経営システムであるエコアクション21の登録事業者数は、平成16年の策定以降増加傾向にあり、平成24年度には7,729社が認証を取得している（図表Ⅲ－1）。

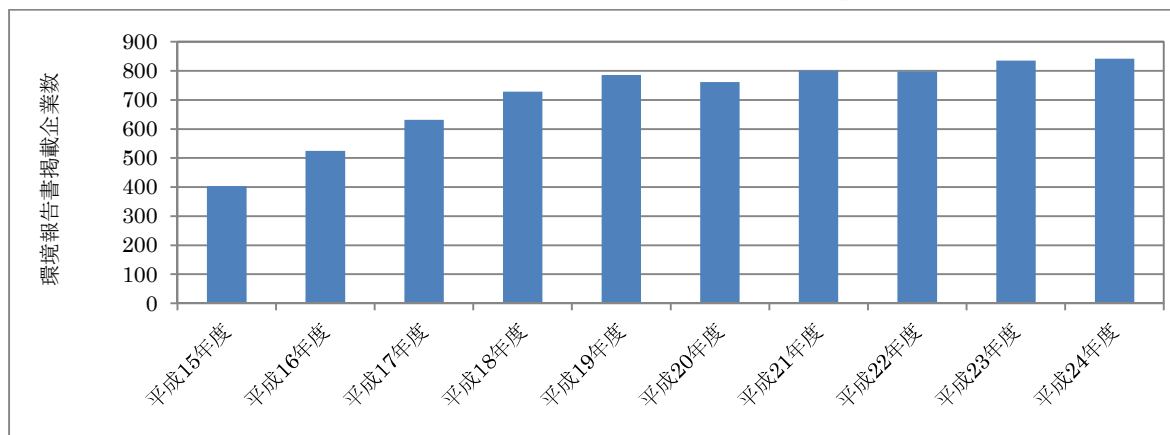
図表Ⅲ－1. エコアクション21の登録事業者数



出典) 一般財団法人 持続性推進機構 エコアクション21中央事務局 資料より作成

また、事業者の環境に関する情報開示を推進することを目的として開設されたデータベースサイト「環境報告書プラザ」に、平成24年度の環境報告書を掲載した企業数は842社で、延べ約17万ページビューの閲覧があった（図表Ⅲ－2）。

図表Ⅲ－2. 環境報告書プラザへの掲載企業数



出典) 環境報告書プラザ掲載企業リスト（経済産業省）より作成

取組状況

【中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業、グリーン経済における情報開示基盤の整備事業】

幅広い事業者に対する環境マネジメントシステムの普及を図り、事業者の環境課題への重点的な対応を促すとともに、環境配慮を実施している事業者が適切に評価されることを促すため、事業者の環境配慮の取組に関する情報が的確に提供されるよう、下記の取組を行った。

○ エコアクション21

環境省がガイドラインを策定した中小事業者向けの環境経営システムである「エコアクション21」では、企業に二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量、化学物質使用量の削減を求めるとともに、環境活動レポートを作成・公表することとなっている。平成24年度末において7,729社が認証を取得した。

○ 環境報告ガイドライン

事業活動における環境負荷や環境配慮等の取組状況などの記載すべき指針を示した「環境報告ガイドライン」について、国内外の動向を鑑み改訂を行った。

○ 環境コミュニケーション大賞

優れた環境報告書、環境活動レポート及びテレビ環境CMを表彰することにより、事業者の環境経営及び環境コミュニケーションへの取組を推進するとともに、環境情報開示の質の向上を図ることを目的とした「環境コミュニケーション大賞」を主催している（平成24年度は合計279点の応募があった）。

【経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討】

経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、平成24年度は、生物多様性分野における事業者による取組の実態調査、取組事例の収集、生物多様性とビジネスに関連する国際的な動向の把握を行うとともに、これらの結果を含め、生物多様性と経済活動に関連するウェブサイトの作成・公表を実施した。

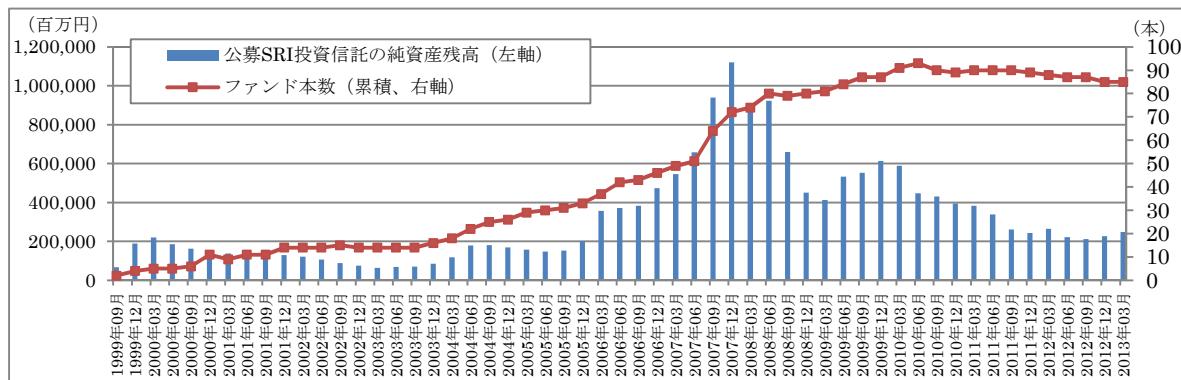
平成25年度は、前年度の成果も活用した事業者による取組の促進策の検討等、愛知目標の達成に向けた更なる施策を実施する。

c) 機関投資家等に対する社会的責任投資（SRI）や環境・社会・ガバナンス（ESG）投資等の環境投資の拡大に係る取組

現状

公募SRI投資信託の純資産残高が平成19年をピークに減少傾向にあり、平成25年3月時点で2,488億円となった（図表Ⅲ-3）。

図表Ⅲ-3. SRI残高



注1) データは平成25年3月末時点までのもの。

注2) 「SIF-JapanによるSRI投信の基準」※に依拠して作成されたもの。

※「SIF-JapanによるSRI投信の基準」＜広義のSRI（Broad-SRI）の考え方＞

以下の二つの原則を満たすものとする。

第一原則：最終的な資金の供給者※1の意思が確認できる広い意味での投資※2

第二原則：投資プロセスでESG（環境・社会・企業統治）の一つ以上を考慮

※1 年金等を含む。

※2 広い意味での投資とは、通常の株式、債券、投資信託といった有価証券等への投資に加え、形式的には出資や融資の形をとるが、実質的には資金の供給者からは投資に近いと考えられる融資等（市民風車への出資、コミュニティ投資など）も含む。

出典) NPO法人 社会的責任投資フォーラム（SIF-Japan）

また、国際的に見ると、世界の持続的投資市場（Sustainable Investment）における日本の投資割合は、平成23年度時点で0.1%程度（100億米ドル）（GSIA（Global Sustainable Investment Alliance）の推計による）である。

取組状況

【金融のグリーン化推進事業／地域低炭素投資促進ファンド創設事業】

環境金融の普及促進のため、平成23年度に金融機関のイニシアティブにより策定した「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の活動を支援し、平成24年度末時点で「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の署名機関は186機関に達した。また、平成25年度より、地域低炭素投資促進ファンド創設事業を実施し、低炭素化プロジェクトや環境に配慮した事業活動を出資や利子補給により支援を行うことで、民間の環境投資の促進や資金調達の円滑化を図る。

【環境報告書の効果的な情報開示に関する調査事業】

ウェブサイト「環境報告書プラザ」を運営し、国民、投資家、金融機関等が、企業、団体等の環境負荷、環境影響等に対する取組に係る情報をオープンに得られる場を提供した。平成 24 年度の利用実績としては、842 社が環境報告書を掲載し、のべ約 17 万ページビューの閲覧があった。

重点検討項目②グリーンイノベーションの進展

グリーン・イノベーションを推進していくためには、その基盤となる環境研究・技術開発を確実かつ効果的に実施し、かつその成果を社会に適用させていくことが重要である。特に、国が実施している環境研究・技術開発については、その全体を把握し、また社会実装状況についても確認していくことが重要であることから、以下 a)、b) の項目について、関連行政機関の取組状況を確認した。

a) 国（各府省）が実施する研究・技術開発の取組

b) 国が実施した研究・技術開発成果の社会実装状況（サービス化も含む）

（１）環境基本計画における施策の基本的方向

グリーン・イノベーションを推進していくためには、その基盤となる環境研究・技術開発を確実かつ効果的に実施し、かつその成果を社会に適用させていかなければならない。これらの要請を踏まえ、以下の方向性で取組を進める。

① 中長期の「あるべき持続可能な社会の姿」を念頭に置いた研究開発

東日本大震災に象徴されるように、その時々「あるべき持続可能な社会の姿」は常に変化しうる。これに臨機応変に対応していくためには、社会の備えるべきロバストネス（頑健性）やレジリエンス、効率性の整合を図る観点から、社会的、経済的、政策的な観点を踏まえた総合的な研究の実施により、目指すべき社会像を不断に追求するとともに、その研究の成果たる社会像を明示し、各個別領域において、それを目指した研究開発を推進する。

② 技術パッケージとしての研究開発、政策手法の最適な組み合わせによるグリーン・イノベーションの推進

グリーン・イノベーションの推進のために、我が国の環境技術について個別の性能向上を目指すのみならず、技術パッケージとしての開発を促進しつつ、政策手法を最適なかたちで組み合わせ、環境技術の一層の普及に取り組む。

（２）現状と取組状況

国は、中長期的なあるべき社会像を追求するため、環境と経済・社会の観点を踏まえた統合的政策研究を推進し、分野横断的な研究開発を推進するとともに、その成果を社会に適用させていくことが必要である。

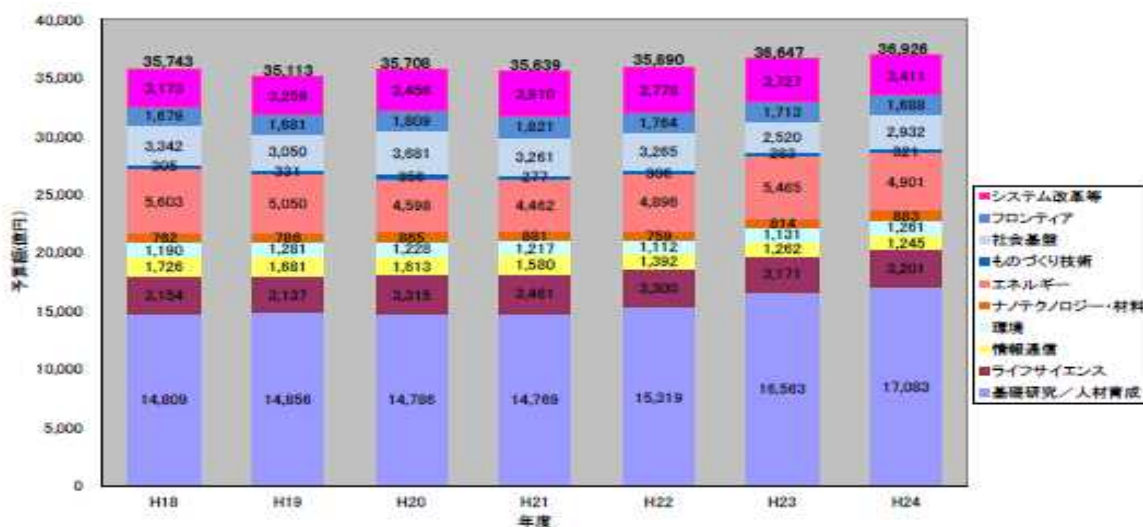
このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下の通りである。

a) 国（各府省）が実施する研究・技術開発の取組

現状

平成 24 年度の政府全体の科学技術関係予算の編成をみると、環境関連の科学技術予算は 1,261 億円であり、グリーン・イノベーションを推進していくための基盤となる環境研究・技術開発について各省庁で様々な取組が実施されている（図表Ⅲ－4）。

図表Ⅲ－4. 科学技術関係予算（当初）の推移



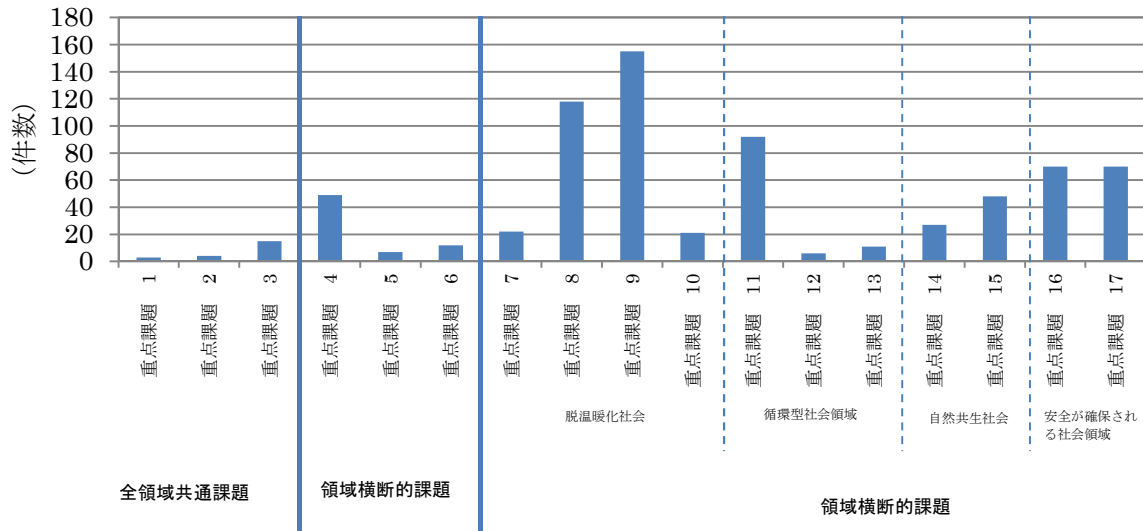
出典）内閣府科学技術政策HP

また、環境省では、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成 22 年 6 月中央環境審議会答申）に基づき、環境分野における学術研究、技術開発を推進している。また、平成 23 年度以降毎年度、環境研究・技術開発の進捗状況についてのフォローアップを行っている。

平成 24 年度のフォローアップでは、新たな研究課題の採択状況等を全領域共通課題（重点課題 1～3）、領域横断的課題（重点課題 4～6）、個別領域課題（重点課題 7～17）に分けて整理した。この個別領域課題は脱温暖化社会、循環型社会、自然共生社会、安全が確保される社会の 4 つの課題からなり、平成 23～24 年度にかけて採択された新規課題の案件数は、それぞれ脱温暖化社会 316 件、循環型社会 109 件、自然共生社会 75 件、安全が確保される社会 140 件であった。

全領域共通課題 22 件、領域横断的課題 68 件と比較して、特に個別領域課題において研究開発が積極的に進められていることが分かる（図表Ⅲ－5）。

図表Ⅲ－５．平成 24 年度環境研究・環境技術開発の推進戦略フォローアップ 重点課題別新規課題実施状況（平成 23 年度・平成 24 年度新規件数）



注 1 データは、平成 23 年度・平成 24 年度の新規採択案件数。ただし、平成 24 年度の採択件数については、平成 24 年 3 月 31 日現在で把握できた件数。

注 2 データは、環境省により実施されている研究・技術開発全てと、その他府省で実施されている公募の研究・技術開発施策（事業）の中で環境分野に関連する課題を調査対象として集計されたもの。なお、環境省以外の府省における事業については、イノベーション推進事業（経済産業省）や、イノベーション創出基礎的研究推進事業（農林水産省）等、研究・開発シーズを新たな産業の創出等のイノベーションにつなげることを目的とした事業も含まれている。

出典）平成 24 年度環境研究・環境技術開発の推進戦略フォローアップ 重点課題別新規課題実施状況（俯瞰表）（環境省）

取組状況

<府省横断的な計画>

【科学技術重要施策アクションプラン対象施策の特定】

我が国が直面している重要課題の達成に向け、最優先で進めるべき重点的取組等を明示した「科学技術重要施策アクションプラン」において、グリーン・イノベーションの分野で6つの重点的取組を設定した。

また、当該アクションプランの重点的取組に該当するとして各府省から提案された施策については、「科学技術に関する予算等の資源配分方針」により、平成 42 年（2030 年）の目指すべき社会の姿の実現に向けて平成 32 年（2020 年）の目標を明確に提示しているか、海外への普及促進によって地球規模での気候変動に貢献するか、等の視点から施策を特定、対象施策に資源配分の最重点化を行った（図表Ⅲ－6）。

図表Ⅲ－6. 「グリーン・イノベーション」における重点的取組

重点的取組	施策数	概算要求額総額	予算額
技術革新による再生可能エネルギー利用の飛躍的拡大	10	254 億円	206 億円
エネルギー供給のグリーン化	1	70 億円	70 億円
革新的なエネルギー供給・貯蔵・輸送システムの創出	6	203 億円	156 億円
技術革新によるエネルギー消費量の飛躍的削減	29	578 億円	435 億円
地球環境情報のプラットフォーム構築	6	322 億円	228 億円
エネルギー・環境先進まちづくり	5	116 億円	106 億円

<総合的な研究>

【環境研究総合推進費】

環境研究総合推進費は、地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進し、持続可能な社会構築のため、環境の保全に資することを目的とする競争的研究資金であり、環境省が求める研究開発テーマを提示して研究課題の公募を行う。公募に当たっては、中長期的視点から重点的に取り組むべき課題と目標を示した「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成22年6月中央環境審議会答申）」の重点課題ごとに研究開発テーマ（行政ニーズ）の設定を行い、行政ニーズに適合する研究・技術開発等を採択・実施している。

平成24年度には、東日本大震災復興特別会計を財源とし、被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策への貢献を採択要件とする採択枠（復興枠）を新設し、除染やがれき処理等に係る研究開発に着手した。復興枠では、継続課題を着実に実施し、平成26年度をもって全課題を終了することを予定している（図表Ⅲ－7）。

図表Ⅲ－7. 研究開発等の実施状況

実施年度	一般枠	復興枠	計
平成24年度	196課題	29課題	225課題
平成25年度	165課題	23課題	188課題

【環境研究・技術開発推進事業】

本事業では、環境研究・技術開発を効果的に推進し、その成果の社会還元を一層進めるため、下記の3つの事項を実施することにより研究開発の評価の充実等を図る。

○ 「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」のフォローアップ及び改訂に向けた検討

平成24年度は環境省や他省庁等で実施している61の研究開発事業を対象として、採択課題の概要を確認し、同戦略の進捗状況について確認した。平成25年度に中間フォローアップ、平成26年度に総括フォローアップを予定している。

○ 環境省の競争的研究資金制度を統括し評価及び管理を行うプログラムディレクター（PD）の配置

平成24年度は、研究評価の実施等に係る指導・助言を行い、研究開発制度の円滑な運営に貢献するために配置されたPDの助言に基づき上記のフォローアップ結果を次年度の課題公募の際の重点テーマ設定に活用するなど制度の改善を行った。

○ 環境省競争的資金の、終了後3～4年を経過した課題に係る成果の実用化・普及等に係る追跡評価

平成18年度から開始し、平成24年度は平成20年に終了した88課題について、終了から4年を経過した段階での研究開発成果の活用状況等の把握を行った。

【環境技術実証事業】

本事業は、既に適用可能な段階にありながら、その環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（以下「環境保全効果等」という。）についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の利用者による技術の購入、導入等に当たり、環境保全効果等を容易に比較・検討し、適正な選択を可能にすることにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的としている。

平成24年度においては、自然地域トイレし尿処理技術分野、有機性排水処理技術分野等の8つの技術分野において77の技術実証を行い、平成15年度の事業開始から平成24年度末までに延べ520の技術実証を行った。平成25年度からは、再生可能エネルギーへの関心等を踏まえ、新たに中小水力発電分野における実証開始を予定している。

【環境研究・技術開発の実施体制の整備】

本事業は、研究開発の担い手となる民間企業や大学等の研究開発主体への研究開発支援を充実させ、環境ビジネスの創出を含む環境産業や学術研究の振興を図ることを目的としている。

平成24年度は、「地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金）」により、65件の技術開発事業を実施した。平成25年度以降は、将来的な対策強化の導入につながり、CO₂削減効果が大きく、産業界による自主的な技術開発では社会に導入される見込みのない技術開発・実証事業を「CO₂排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業」により推進していく。このため平成25年度は、地球温暖化対策技術開発等事業については継続事業のみを実施し、CO₂排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業により、技術開発事業を実施予定である。

【国土交通省技術基本計画（グリーンイノベーションプロジェクト）】

技術研究開発や人材育成等の取組方針を示すことにより、産学官の関係者の共通認識の醸成を図り、産学官が連携しつつ、それぞれが主体となり最善の努力を果たしながら、技術政策全体を推進することを目指し、平成24年12月に国土交通省技術基本計画を策定した。重点的に推進する優先度の高い政策課題として7つの重点プロジェクトを設定しており、このうちの1つである「グリーンイノベーションプロジェクト」は、エネルギー・資源の安定確保と気候変動問題という重要な課題に対すると同時に、我が国の優れた技術として産業競争力の強化を図るため、再生可能エネルギー開発や省エネ等のエネルギー・資源の有効活用、社会インフラのグリーン化、自然共生等の総合的・横断的な政策展開に資する技術研究開発を行い、豊かで活力のある持続可能な成長を実現するエネルギー・環境先進社会を実現するプロジェクトとして位置づけられている。

本計画の期間は平成24年度から5年間とし、適宜、計画に定めた取組状況を把握し、必要な改善を行っていく。

<個別分野における研究>

【気候変動リスク情報創生プログラム】

「気候変動リスク情報創生プログラム」は、気候変動に関する生起確率やその影響を評価する技術を開発し、気候変動によって生じる多様なリスクのマネジメントを可能とする基盤的情報の創出することを目的にした事業として平成24年度から開始した。平成24年度は公募により本事業の実施体制を決定し、既存の知見の整理を行うとともに、基盤的情報の創出に必要な気候変動予測モデル等の研究開発に着手した。

なお、事業期間は平成24年度から5年間を予定しており、下記の5つの研究領域テーマを、互いを連携させるかたちで進める予定である。

- i) 直面する地球環境変動の予測と診断
- ii) 安定化目標値設定に資する気候変動予測
- iii) 気候変動リスク情報の基盤技術開発
- iv) 課題対応型の精密な影響評価
- v) 気候変動研究の推進・連携体制の構築

【気候変動適応戦略イニシアチブ】

我が国が実施する地球観測と気候変動予測に関するデータを統合解析し、自治体等が行う気候変動対策立案等に資する科学的知見として提供するための研究開発を行った。構成される2つのプログラムの概要及び実施状況は下記の通り。

○ 気候変動適応研究推進プログラム（平成22～26年度）

気候変動適応に関する研究水準の大幅な底上げ、適応策立案等への科学的知見の提供、気候変動による影響に強い社会の実現に貢献することを目的としており、平成24年度は、平成23年度に整備した基礎データを活用し、ダウンスケ

ーリング手法、データ同化技術、気候変動適応シミュレーション技術に関するモデルの試作を行った。

○ 地球環境情報統融合プログラム（平成23～27年度）

大気、陸域、海洋、人間圏などに関する観測や気候変動予測などによって得られる多種多様で大容量のデータを蓄積して統合・解析を行い、科学的・社会的に有用な情報を創出する「データ統合・解析システム（D I A S）」を高度化・拡張し、それが社会的・公共的インフラとして広く利用できることを目的としている。平成24年度は、D I A Sの高度化・拡張に向け、ストレージサーバーを増強するとともに、利用促進を図るため、平成28年度以降の本格運用に備え、運用体制の設計・提案作業に着手した。さらに、国内の地球観測システムの統合に向け、各府省の地球観測事業のメタデータ等をD I A Sに登録する取組を開始した。

【気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト】

農林水産分野においては、農林水産業に起因する温室効果ガスの排出削減と森林や農地土壌の吸収機能の向上とともに、地球温暖化の進行に伴う高温障害等の発生及び集中豪雨や干ばつなどの極端現象の増加に的確に対応するため、気候変動の与える農林水産業への影響を高精度で評価する必要がある。このため、農林水産分野における温室効果ガス排出削減技術及び吸収機能向上技術により、我が国及び世界の農林水産業からの温室効果ガスの排出の削減に貢献すること、また、地球温暖化の進行に対応した持続的な循環型食料生産体制等を実現することを目指し、以下の6課題を実施する。

- i) 気候変動及び極端現象の影響評価（新規）
- ii) 温暖化の進行に適応する生産安定技術の開発（拡充）
- iii) 森林再生・森林吸収源対策技術の開発（拡充）
- iv) 国際連携による気候変動適応・緩和技術の開発（新規）
- v) 温室効果ガスの発生・吸収メカニズムの解明と排出削減技術の開発
- vi) 低投入・循環型農業の実現に向けた生産技術体系の開発

平成24年度は、ii)とiii)について実施し、20研究グループに委託を行った。平成25年度からは、i)～iv)について公募する。なお、事業期間は平成22年度から平成29年度までを予定している。

【戦略的創造研究推進事業 先端的低炭素化技術開発（ALCA）】

戦略的創造研究推進事業においては、新たな科学的・技術的知見に基づいて温室効果ガスの削減に大きな可能性を有する技術を創出するための挑戦的な研究開発課題を公募する、先端的低炭素化技術開発（ALCA）の枠組みを設けている。

平成24年度には、平成22～23年度に採択した課題を着実に推進し、新規課題の追加採択を行った。

平成25年度は引き続き既存の採択課題の着実な推進を行うとともに、より早期に温室効果ガスの排出削減効果を実現する研究開発成果を得るため、新規課題の

追加採択を行った。また、文部科学省及び経済産業省の合同検討会で抽出された課題である次世代蓄電池とエネルギーキャリアについて、文部科学省と経済産業省が連携し基礎的な段階から実用化に向かう段階まで一気通貫で取り組む特別重点プロジェクトを開始した。

【地域資源を活用した再生可能エネルギーの生産・利用のためのプロジェクト】

バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づく「バイオマス活用推進基本計画」では、2020年（平成32年）を目標年として、炭素量換算で約2,600万tのバイオマス利用等を掲げている。この目標等を達成するためには、農山漁村で豊富に得られる草本、木質、微細藻類からバイオ燃料等を製造する技術の開発が不可欠であることから、農山漁村の自立・分散型エネルギーシステムの形成に向けて、バイオ燃料や熱エネルギーを効率的に生産・利用するための技術を開発する。

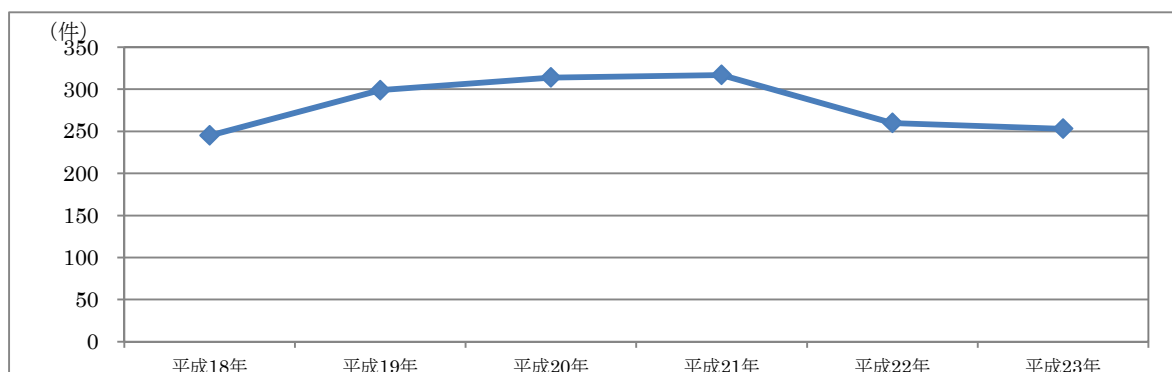
平成24年度は4研究グループに委託を行っており、平成25年度からは、農山漁村において多くが未利用となっている中・低温の熱エネルギーを、施設園芸等で効率的に利用する技術を開発するため、研究の委託先を追加公募した。

b) 国が実施した研究・技術開発成果の社会実装状況（サービス化も含む）

現状

環境技術の特許（PCT）出願状況をみると、日本国籍を有する出願人からは、平成19年以降、毎年250件以上が出願されている（図表Ⅲ－8）。

図表Ⅲ－8．環境分野全体の特許（PCT）出願件数等



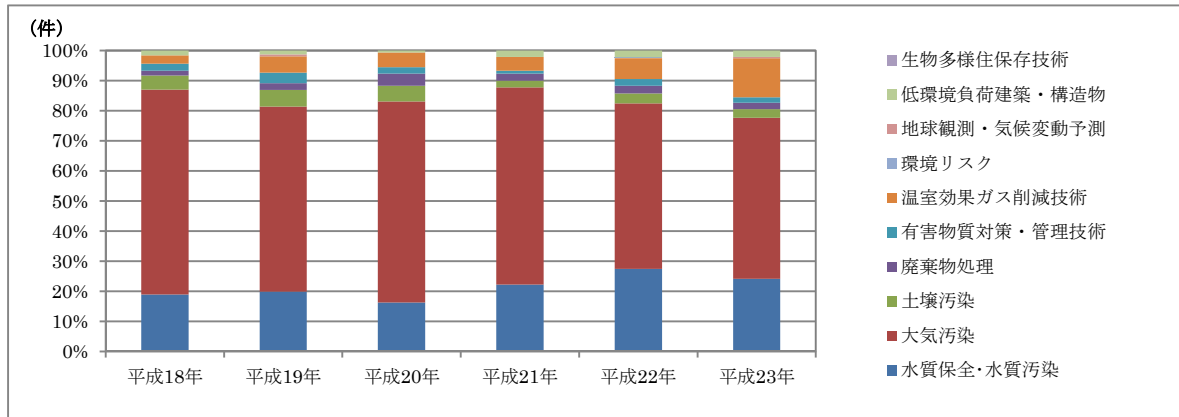
注1 調査対象は平成17年～平成21年に特許（優先権主張）され、平成24年2月時点でDWPI（トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社）に収録されている特許。

注2 PCT出願とは、特許協力条約に基づいてなされた国際段階の出願。

出典）平成23年度 グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書（特許庁）

また、平成23年の内訳を見ると大気汚染が約53%、水質保全・水質汚染が約24%となっている（図表Ⅲ－9）。

図表Ⅲ－9. 特許（PCT）出願件数の各分野別割合



注1 出願人国籍は、再先の優先権主張国。

注2 環境分野の各技術区分の出願件数の合計値における、各技術の出願件数の割合。ここで用いている、各技術区分の出願件数は、分野をまたいで出願されているものがあることから、一部ダブルカウントになっている可能性があることに留意が必要である。

出典) 平成23年度 グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書(特許庁)

取組状況

【社会還元加速プロジェクト「環境・エネルギー問題等の解決に貢献するバイオマス資源の総合利活用」】

実証実験などを通じて具体的に社会に還元できる「バイオマス利活用」と、その実用化のための社会システム改革を二本柱として、平成19年12月から16回のタスクフォース会合を開き、各省個別施策の共通目標に向けての誘導や各省の研究開発の融合促進を継続的に実施してきた。本プロジェクトは、府省連携による研究開発及び規制・ルールの見直しを含むシステム改革を推進する上で、下記の通り一定の成果を得て平成25年3月に終了している。

○ 林地残材バイオマスと石炭の混焼による発電実証事業

経済産業省（資源エネルギー庁）と農林水産省（林野庁）の府省連携により、未利用率が9割を超える国内の林地残材について収集・運搬からエネルギー転換・利用までのプロセスの最適化を図るため、特に、燃料化（チップ化若しくはペレット化）を実施し、当該木質チップ等を火力発電所において石炭と燃焼して活用するバイオマス石炭混焼システムの構築を重点課題として取り組み、その長期安定的な持続性について検証した。公募により民間企業5社（6件）を選定し、平成22年度より実証事業を実施した。

○ 兵庫県神戸市東灘処理場におけるバイオガス利活用の事例

下水処理場で発生するバイオガスを精製して都市ガス導管注入するなど、エネルギー供給構造の高度化を目指したバイオガス利活用の取組として、兵庫県神戸市東灘処理場に「こうべバイオガス活用設備」を導入した。市バスや民間運送車両などにも自動車燃料として活用している。

○ ガソリン中エタノール濃度の高濃度化に向けた検討事例

エタノール混合上限等を3%とする燃料規格について、エタノール10%混合ガソリン（E10）とE10対応ガソリン車が市場に導入される環境を整備するこ

とを目的として、中央環境審議会大気環境部会において「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十次答申）」が答申された。環境省、経済産業省、国土交通省の連携によって平成 24 年 3 月 30 日に所要の省令等を改正し、平成 24 年 4 月 1 日に施行した。

○ バイオマス事業化戦略

平成 24 年 2 月 2 日の第 4 回バイオマス活用推進会議において、バイオマス事業化戦略検討チームが設置され、バイオマス事業化戦略検討チーム会合が計 9 回開催された。この会合における関係府省、自治体、事業者等による協議の結果を受けて、平成 24 年 9 月 6 日の第 5 回バイオマス活用推進会議においてバイオマス事業化戦略を決定した。

○ 固定価格買取制度（Feed-in Tariff：F I T制度）

平成 24 年 7 月から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年 8 月制定）に基づき F I T が施行された。本制度は、電力会社に対し、再生可能エネルギー発電事業者から政府が定めた購入価格・調達期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には応ずるよう義務づけており、太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを売買の対象としている。

【環境研究総合推進費】

（P12 の再掲のため、内容は省略）

【環境研究・技術開発推進事業】

（P12 の再掲のため、内容は省略）

【電動漁船等地球環境保全型漁船の技術開発事業】

電動漁船等地球環境保全型漁船の技術開発事業では、二酸化炭素等の排出の大幅な削減に資する電動漁船の開発を行っている。

平成 24 年度は、電動船外機船の性能試験を全国 2 箇所で行った。平成 25 年度は、新たに電動船内外機船の実証試験を全国 1 箇所で行った。平成 25 年度は、電動船外機船の長期利用による稼働データ計測等の実施及び、船内外機船について、エネルギー効率の改善の実証及び稼働データ計測等の実施を行う。

今後の課題

- 経済・社会のグリーン化については、各主体の個別の取組が進められていることは評価できるが、我が国全体の取組を俯瞰しつつ効果的かつ効率的に取り組む必要があることから、我が国全体における各主体の具体的な取組状況やそれに対する支援策等の進捗を踏まえながら、我が国の経済・社会のグリーン化に向けて計画的に施策を進めていくべきである。
- 経済・社会のグリーン化に当たっては、国内の状況のみならず、先進的な取組の動向や国際社会での我が国の役割、位置づけ等も踏まえつつ、国際社会と協調・連携した形で取組を進めていくべきである。
- グリーン・イノベーションについては、研究開発から社会実装まで切れ目なくつながるように、各府省が緊密に連携・情報交換しつつ、研究環境の整備や研究開発支援に努めるとともに、研究開発テーマの選定から成果の活用及びフォローアップに至るPDC Aサイクルの強化を図り、その一環として「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成22年6月中央環境審議会答申）の見直しを行うべきである。
- 近年、経済社会に大きな影響を与える「大雨や高温などの極端現象」と「地球温暖化」の関連性が指摘されていることから、これらに関する科学的な知見を蓄積し、「適応策」に関する研究を一層進めるとともに、平成27年度夏を目処とした政府全体としての適応計画の策定に向けて検討を進めていくべきである。
- 国は、企業の環境配慮の在り方がリスク要因等として投資パフォーマンスに影響するとの考え方を社会に普及させるよう努め、機関投資家の積極的なSRI投資や環境投資を促進すべきである。また、民間資金が十分に供給されていない環境分野に民間投資を呼び込むため、公的なファンド等による支援策を拡大するなど、民間活力を引き出しつつ、環境関連プロジェクトの推進を加速化する取組を進めていくべきである。
- 国際的な市場のグリーン化の実現に向け、環境配慮型製品等を国際的に流通促進させるために、アジアをはじめとする諸外国のグリーン公共調達や環境ラベルの基準の調和・整合化を目指した取組を進めるべきである。

2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

重点検討項目①：「グリーン経済」を念頭に置いた国際協力等

途上国における持続可能な社会の実現のためには、「グリーン経済」への移行が促進されるような取組を進めることが重要である。そのためには、我が国がこれまで培ってきた公害対策、循環型社会形成のための3R、温室効果ガスの排出削減、並びに生物多様性の保全と持続可能な利用等の技術・取組を、途上国のニーズ・状況に適合させた上で、制度及びその運用技術をパッケージとして、知的財産権の保護を前提に展開することが有効である。このような観点から、以下のa)、b)の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) より環境への負荷が少ない成長の実現のための、公害対策や温室効果ガス排出削減や3R推進に資する技術の移転及び循環産業の振興の支援
- b) 環境的に持続可能な都市（ESC：Environmentally Sustainable City）等の都市づくり、生物多様性の保全に配慮した経済活動の推進等に向けた支援

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

途上国における持続可能な社会の実現のためには、「グリーン経済」への移行が促進されるような取組を進めることが有効である。

グリーン経済の推進のためには、公害対策に係る取組に加え、温室効果ガスの排出削減、化石燃料などの枯渇性天然資源の有効利用、生物多様性の保全と持続可能な利用等の要素を開発政策にもたせることが必要である。

我が国としては、持続可能な社会の実現に向けて自らが率先してグリーン経済への移行のための取組を進めるとともに、各国の社会経済の発展レベルを十分に踏まえながら、それぞれの国がグリーン経済へ移行していくことができるような支援を行う。

（2）現状と取組状況

環境分野の国際協力は、政府のみならず地方公共団体、民間企業、NPO等の様々な主体の協働により成果が期待できるものであるため、国は様々なステークホルダーが有する情報を発信・共有できる体制を構築していくことが必要である。

また、民間の協議等により定められる国際標準や国際基準について、我が国の基準が反映されるよう支援することが必要である。

さらに、地球観測の継続的な推進と国際的な観測連携・データ共有、学際的なデータ利用等の支援・協力や、各国の環境情報についてデータや施策・技術情報等のデータベース化と情報の共有を進めていくことも必要である。

地球環境保全に資する国際環境協力を、実効性と途上国の能力向上に配慮しつつ積極的に取り組んでいく。

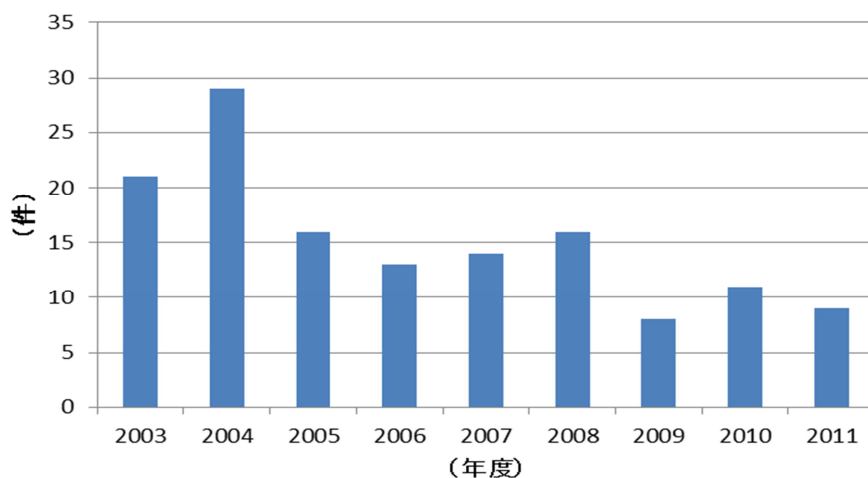
このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下の通りである。

a) より環境への負荷が少ない成長の実現のための、公害対策や温室効果ガス排出削減や3R推進に資する技術の移転及び循環産業の振興の支援

現状

我が国が培ってきた公害対策等に係る環境装置の技術移転件数及び輸出額は、大気汚染防止・水質汚濁防止装置を中心に増加傾向にあったが、世界金融危機（リーマン・ショック）により大きく減少した後に横ばいの状況で推移している（図表Ⅲ－10、11）。今後、技術とシステムを一体化したパッケージ型インフラ輸出をはじめとする海外展開の取組により、我が国の環境技術・ノウハウ等が海外の環境負荷削減にさらなる貢献をすることが期待される。

図表Ⅲ－10. 環境装置の技術移転件数



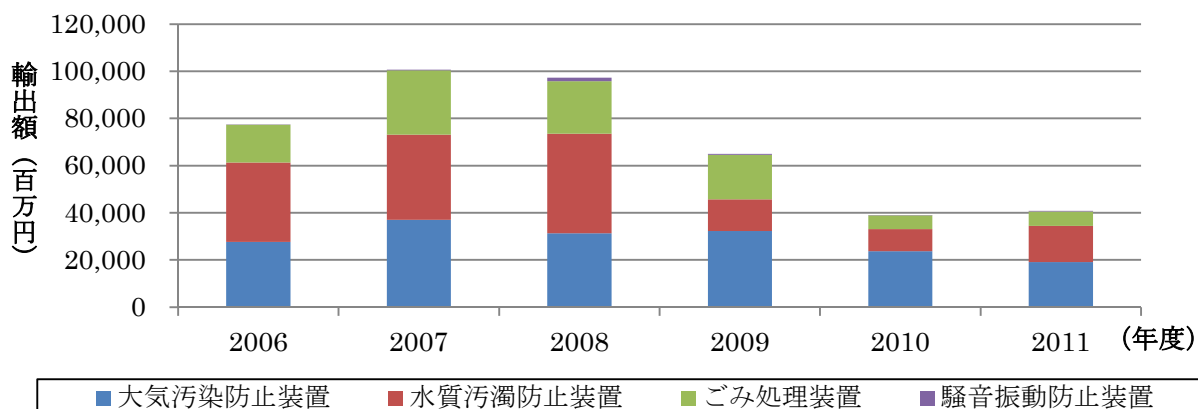
注1 環境装置に関連する技術を国外へ輸出した件数。環境装置そのものの輸出件数ではない。

注2 企業の規模 A:資本金1億円未満、B:資本金1億円～10億円未満、C:資本金10億円～100億円未満、D:資本金100億円以上

注3 年度によってアンケート対象企業数が異なることに留意が必要。

出典) 「環境装置の生産実績」(2006～2011年度、社団法人 日本産業機械工業会環境装置部会・優良環境装置協議会)

図表Ⅲ－11. 環境装置の輸出額



注 調査年度によってアンケート対象企業数が異なる

出典) 「環境装置の生産実績」(平成19年～平成24年、社団法人 日本産業機械工業会環境装置部会・優良環境装置協議会)

我が国が関与したクリーン開発メカニズム(CDM)による温室効果ガス排出削減量は、日本からの資金・技術支援により途上国において、持続可能な開発に貢献することで、平成24年(2012年)は約7,527万トンとなっている。今後は二国間クレジット制度(JCM)の活用等による着実な温室効果ガス排出削減が期待される。

取組状況

<国際的な枠組みづくりに関する取組>

【クリーンアジア・イニシアティブ(CAI)の推進】

環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指すため低炭素・低公害型社会、循環型社会、自然共生社会の実現を政策目標とするCAIの幅広い普及等を図ることとしている。平成24年度は、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合、東南アジア諸国連合及び日中韓(ASEAN+3)環境大臣会合等で、CAIについて説明及びニュースレター等の配付、アジア地域における環境分野での協力及び連携強化を主導した。また、ハノイにて、環境的に持続可能な都市(ESC)ハイレベルセミナーを開催し、ESCに関する取組を共有することで今後の東アジアのESC推進を強化した。

今後は、CAIの基盤を活用し、二国間クレジット制度を活用した具体的プロジェクトの形成・実施を推進することが重要である。

【循環型社会形成に向けた国際的枠組みづくりへの貢献等】

循環型社会構築のための国際的な枠組みづくりへの貢献、国連環境計画国際環境技術センターによる廃棄物管理のためのグローバル・パートナーシップを支援し、またODAを通じた循環型社会形成に向けた途上国支援を行った。

廃棄物の最小限化、廃棄物の環境上適正な管理、廃棄物輸出に際しての事前通報等を主な内容とする「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約」(バーゼル条約)の締約国かつ最大抛出国として、バーゼル条約関連

会合に出席し、廃棄物の環境上適正な管理のためのガイドラインの策定等、国際的枠組みづくりの議論に積極的に貢献した。

また、主に廃棄物分野で、途上国に対する環境上適正な技術を移転することを目的とする国連環境計画国際環境技術センターの活動に国は継続的に拠出しているほか、ゴミ収集システムの改善、住民意識向上等を通じた廃棄物管理の改善、循環型社会の形成のため、途上国に対するODAを実施している。

引き続き、国際社会における循環型社会形成に向けた議論に積極的に貢献していくとともに、国連環境計画国際技術センターへの支援を通じた環境上適正な我が国の環境技術移転や途上国支援を継続していく。

<国際協力に関する取組>

【地球環境観測体制の強化】

平成 29 年度打ち上げを目標として、「いぶき」後継機を宇宙航空研究開発機構（JAXA）、国立環境研究所と協力して開発し、並行して、地上の検証・補完体制の強化も実施することとしている。宇宙からの温室効果ガスの多点観測データを提供することで、気候変動の予測の精緻化や大都市・大規模排出源単位のCO₂吸収排出量の推計等による地球環境の監視を推進し、平成 32 年（2020 年）以降の次期枠組みを含む気候変動対策へ貢献するなど我が国の国際社会における役割を継続的に果たすとともに、後継機は、途上国を含む全球の排出量を把握し、全球的な低炭素社会開発に向けた対策推進のための情報提供を行う。

平成 25 年度は、「いぶき」後継機に搭載する観測センサ機能向上の技術的可能性や優先度について、衛星による地球観測や衛星開発の専門家からの意見を聴取しつつ仕様の検討を行っていく。

【気候変動分野における途上国支援】

日本は、平成 21 年（2009 年）の国連気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）で平成 24 年（2012 年）末までの約 3 年間の気候変動対策に関する途上国支援について、それに取り組む途上国や気候変動の影響に脆弱な途上国を対象として、官民合わせて 150 億ドルの支援を実施すること表明し、平成 24 年（2012 年）12 月末時点で約 176 億ドルを達成した。これにより、先進国全体の気候変動分野における短期資金（過去 3 年間の公的資金による 300 億ドルの支援約束、実績額は 350 億ドル）のうち、約 40%にあたる 135 億ドルを日本が実施したことになり、コミットメント達成に大きく貢献した。今後も途上国のニーズに合わせた支援を実施していく。

【気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト】

（1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進の取組（P※）の一部であるため、内容は省略）

【国際研究開発・実証プロジェクト】

我が国企業が有する環境・医療分野等の高い技術力をアジアをはじめとする潜在市場を有する国に展開するためには、相手国の個別具体的な技術ニーズを的確に把握し、現地の実情に合わせた技術開発・実証を行うことにより、コスト面も含めた我が国企業の技術の有効性を証明することが必要になる。これを踏まえ我が国企業・大学等によるコンソーシアムを形成し、相手国現地において、研究開発・実証を行うこととし、平成 24 年度は平成 23 年度からの継続案件 1 件のほか、新たに 1 件の実証事業を実施した。平成 25 年度は平成 24 年度からの継続案件 1 件のほか、新たに 1 件の実証事業を実施する予定である。

今後は、さらなる日本企業の市場獲得と 3 R の推進を図るべく、実証事業後の事業化に向けたフォローアップを強化していく必要がある。

【アジアリサイクルビジネス展開可能性調査（インフラ・システム輸出促進調査等委託費）】

近年のアジアにおけるリサイクルに関する法制度や産業インフラの整備需要の高まりは、高い技術やオペレーションノウハウの蓄積がなされている我が国企業に大きなビジネスチャンスとなっている。こうしたことを踏まえ、アジアでのリサイクルビジネス展開の促進を目的として、平成 24 年度は、前年度からの継続案件 4 件、新規 6 件の事業実施可能性調査（F S 調査）を実施した。平成 25 年度は、24 年度からの継続案件 3 件のほか、数件の F S 調査を新たに実施する。

今後は、F S 調査を継続しつつ、法整備や廃棄物回収、リサイクルの仕組み作り等の課題への対応を検討する必要がある。

【下水道分野の水ビジネス国際展開】

世界的に優位性を有する我が国の下水道技術の海外展開を促進するために、「政策と技術のパッケージによる形成」、「下水道システムの戦略的な国際標準化の推進」等を図ることとし、平成 24 年度は、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ブルガリアにおいてセミナー及び政府間協議を実施した。また、インドネシアの下水道計画担当者を対象に本邦研修を実施し、本邦下水道技術に関する理解の醸成を行ったほか、I S O 水の国際ワークショップを神戸で開催し、優先的に I S O 規格を開発すべき項目として、我が国が優位性を持つ、漏水対策や下水再生利用等の 14 項目が決定された。ワークショップの結果を踏まえ、I S O 水のタスクフォースが「神戸宣言」を I S O 技術管理委員会へ勧告した。

国際標準化に関し、I S O 5500 x の発行が早ければ平成 25 年内に迫っており、平成 25 年度は地方公共団体及び企業を対象とした試行認証を実施する予定である。

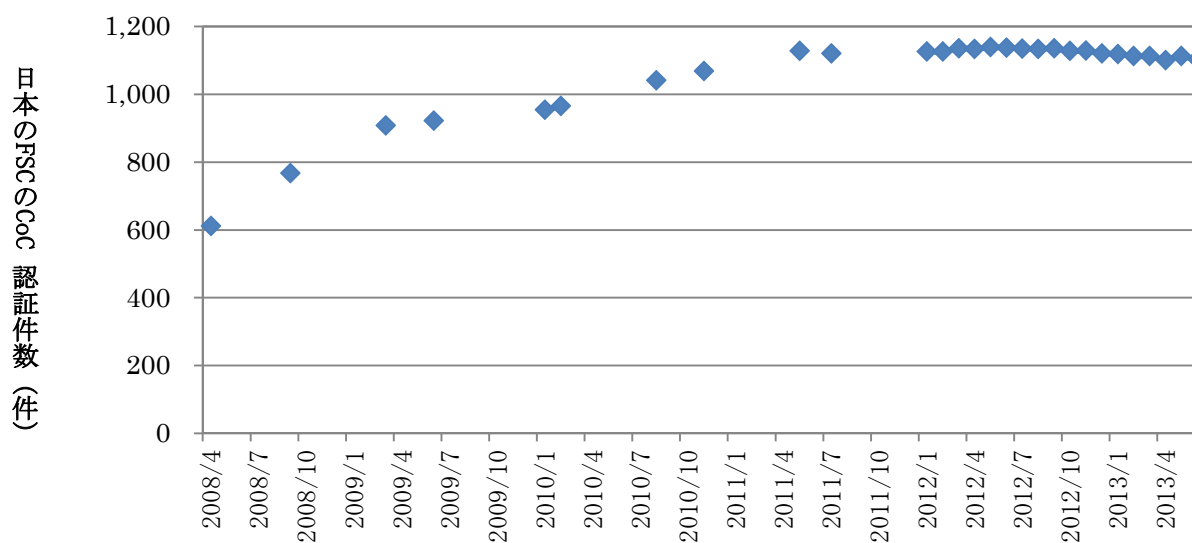
b) 環境的に持続可能な都市（E S C : Environmentally Sustainable City）等の都市づくり、生物多様性の保全に配慮した経済活動の推進等に向けた支援

現状

グリーン経済の推進のためには、生物多様性の保全と持続可能な利用等の要素も含めた取組が重要である。これに関する民間の取組として、例えば、国際的な森林認証であるF S C（Forest Stewardship Council®）やP E F C（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes）がある。C o C（Chain of Custody）認証（認証された森林から産出された木材が、加工・流通過程において非認証材と分別して管理されることを認証するもの）の件数は年々増加している（図表Ⅲ－12、13）。日本独自の森林認証であるS G E C（一般社団法人 緑の循環認証会議）のC o C認証件数についても増加傾向にある。

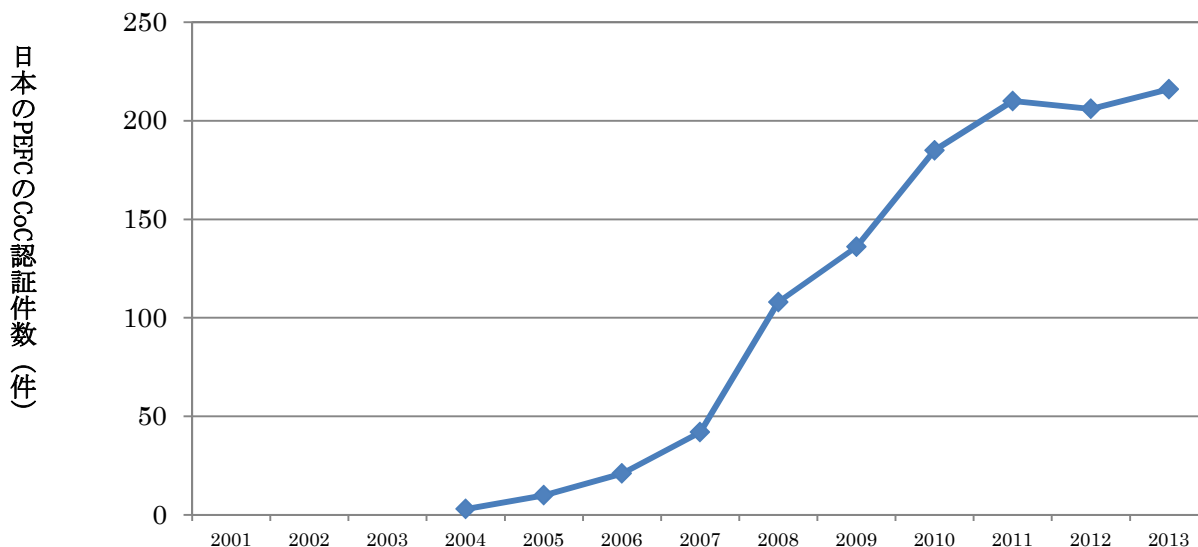
また、政府開発援助（O D A）大綱等においては、環境問題を含む地球的規模の問題への取組を重点課題の1つに位置付けており、その一環として実施しているO D Aの環境分野への拠出額は、技術協力、政府貸付等、無償資金提供のいずれも、近年増加傾向にある。

図表Ⅲ－12. 我が国におけるF S CのC o C認証件数の推移



出典) F S C（Forest Stewardship Council®）公表資料「Global F S C certificates: type and distribution」より作成

図表Ⅲ－13. 我が国におけるP E F CのC o C認証件数の推移



出典) P E F C (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) 事務局資料より作成

取組状況

<持続可能な都市づくりに関する取組>

【「環境未来都市」構想の推進及び世界への拡大】

厳選された戦略的都市・地域（「環境未来都市」）において様々な取組を集中的に実施すること等を通じて、未来に向けた技術、社会経済システム、サービス、ビジネスモデル、まちづくりで世界に類のない成功事例を創出し、国内外に普及展開することにより、新たな経済的需要や雇用を創出することを目指すこととしている。

平成 23 年 12 月に国内の 11 都市を環境未来都市として選定し、翌 24 年から環境未来都市計画を策定し、持続可能な都市の実現に向けて取組を進めた。

平成 24 年 6 月にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）において、日本政府公式サイドイベント「Future Cities We Want ～環境未来都市の世界への拡大～」を開催し、我が国が進める持続可能なまちづくりにむけた取組について、各自治体による先進的取組及び自治体間の協力の推進、及び国際機関による取組等について紹介した。

平成 25 年 10 月には、北九州市において、「都市づくりの将来に関する国際会議」及び第 3 回環境未来都市構想推進国際フォーラムの開催を予定しており、「環境未来都市」構想を普及啓発し、国際的なネットワークの拡大を目指す。

【環境共生型都市開発の海外展開】

環境問題等に対応する我が国の幅広い先進技術・ノウハウ等をパッケージとして海外に展開するため、新興国の都市開発ニーズ等を総合的に調査・分析した上で環境共生型都市の基本構想を作成し、都市開発協力に関する二国間政策対話等に活用するとともに、海外セミナー開催等による情報発信を行い、構想・企画と

いった川上段階からの民間コンソーシアムによる事業拡大に向けたアプローチを支援した。

今後とも、関係企業や関係政府機関等とも連携しつつ、環境共生型都市開発の海外展開を推進していく。

【クリーンアジア・イニシアティブ（CAI）の推進】

（P22の再掲のため、内容は省略）

<生物多様性の保全に関する取組>

【ITTO-CBD共同プロジェクト】

陸域の全ての生物種の3分の2が生息していると推定され、生物多様性保全の重要性が特に高い「熱帯林」を有する国際熱帯木材機関（ITTO）加盟国（生産国33箇国）において、生物多様性条約（CBD）の森林の生物多様性作業計画実施を支援することを目的に能力構築及び技術支援を実施するため、平成24年度はITTOが実施する5つのプロジェクトに拠出を行った。

本共同プロジェクトでは、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された戦略計画2011-2020（愛知目標）の目標の達成に資する事業を優先し、各目標の達成に貢献している。今後も引き続き当施策を継続する必要がある。

【SATOYAMAイニシアティブ*国際パートナーシップ実施事業】

二次的な自然環境における自然資源の持続可能な利用と管理を推進することを目的として、COP10を契機として設立されたSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの運営等に必要な費用を国連大学に拠出した。具体的には、定例会合の開催、優良事例収集や研修の実施促進、持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信等を通じて、生物多様性条約の目的のうち、特に「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」を推進するとともに、「グリーン経済への移行」の推進に貢献した。

今後も、愛知目標の達成に向けて、協働活動の促進、メンバーの拡大などによりSATOYAMAイニシアティブの活動を更に充実させていく。

※ SATOYAMAイニシアティブ

自然共生社会の実現に向けて、人々が古くから持続的に利用や管理してきた農地や二次林など、人間活動の影響を受けて形成・維持されている二次的自然環境の持続可能な利用・管理の推進のための取組。

重点点検項目②国際的な枠組みづくりにおける主導的役割

環境に関する国際交渉において、各国の利害関係が複雑化している中で、我が国が国益を確保しつつ、公平で実効的な地球環境対策につながる国際的枠組みの形成に向けて積極的な貢献が必要であるとの観点から、以下の a)、b) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 環境保全の国際的な枠組みづくりへの関与（特に地球温暖化対策及び水銀に関する水俣条約）
- b) 国連における持続可能な開発目標（SDGs）及びそのSDGsを統合した2015年より先の国際開発目標（ポストMDGs）の策定に向けた国際議論への関与並びに愛知目標の達成に向けた国際貢献

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

環境に関する国際交渉においては、各国の利害関係が複雑化している中で、我が国の国益を確保しつつ、公平で実効的な地球環境対策につながる国際的枠組みの形成に向けて積極的に貢献するとともに、特に途上国における取組の実施を支援する。

（2）現状と取組状況

環境問題に関する国際交渉においては、我が国の国益と国際貢献の両方の観点から戦略的に取り組み、各国との対話、国際的な議論に引き続き積極的に参加していくことが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下の通りである。

- a) 環境保全の国際的な枠組みづくりへの関与（特に地球温暖化対策及び水銀に関する水俣条約）

現状

地球温暖化対策については、我が国は、国連気候変動枠組条約締約国会議において、平成32年（2020年）以降の新たな法的枠組みづくりに積極的に参加するとともに、クリーン開発メカニズム（CDM）を補完する二国間クレジット制度（JCM）を提案している。JCMに関しては、我が国は着実に協議を進めており、平成25年8月時点で、二国間文書に8箇国が署名済みとなっている。

取組状況

【気候変動問題の解決に向けた国際交渉への積極的な参画及び取組の実施】

人類共通の課題である地球温暖化問題に対処するため、我が国は、全ての国が参加する公平かつ実効性ある新たな国際枠組みを構築することを目指しており、平成 23 年（2011 年）12 月に南アフリカ・ダーバンで開催された、国連気候変動枠組条約第 17 回締約国会議（COP17）において、平成 32 年（2020 年）以降の新たな国際枠組みについて平成 27 年（2015 年）までに合意し、平成 32 年（2020 年）から発効・実施することが合意されている。

平成 24 年（2012 年）は、国連気候変動枠組条約第 18 回締約国会議（COP18）で、新たな国際枠組みの構築等に向け、平成 25 年（2013 年）以降の作業計画に合意がなされ、交渉の段取りについて各国が認識を共有し合うとの我が国の目標が達成された。作業計画の中では、平成 26 年（2014 年）の COP20 において新たな枠組みの要素を議論することや、平成 27 年（2015 年）5 月までに交渉テキストを準備すること等が決定され、我が国の目指す、すべての国が参加する公平かつ実効性ある新たな国際枠組み構築に向けた基礎が整った。

また、国際交通分野からの温室効果ガス削減、気候観測システムの構築等の関連議論に参加した。そのほか、国際民間航空機関（ICAO）、国連海事機関（IMO）において、国際交通分野（航空及び海運）からの温室効果ガス削減に関する議論に参加した。

国際交渉を補完する具体的取組として、短寿命気候汚染物質（SLCP）削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ（CCAC）において、途上国における廃棄物分野からの SLCP 削減に向けた取組等に参加しているほか、「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合、東アジア低炭素成長パートナーシップ対話、島嶼国との気候変動政策対話等の気候変動に関する国際的な会合を積極的に実施した。また、アフリカ開発会議（TICAD）の枠組みでのアフリカ低炭素成長・気候変動に強靱な開発に関する戦略については横浜宣言 2013 の中で今後検討していくことに留意した。

【二国間クレジット制度（JCM）の構築】

途上国において、我が国の優れた温室効果ガス削減技術等の普及や緩和活動を加速し、日本からの温室効果ガス排出削減・吸収への貢献を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用する「二国間クレジット制度」を推進している。

平成 24 年度末時点で、30 ヶ国 177 件で実現可能性調査、9 ヶ国 14 件の測定・報告・検証（MRV）実証調査を実施してきており、平成 25 年度から JCM 活用を前提とした排出削減効果の実証事業及び設備補助事業を実施している。

また、平成 25 年に入ってから、同制度に関する二国間文書への署名を関係国と交わした。（1 月：モンゴル、3 月：バングラデシュ、5 月：エチオピア、6 月：ケニア・モルディブ、7 月：ベトナム、8 月ラオス・インドネシア）

本制度の早期実現に向けて、積極的にASEAN、インド等、主要国との二国間協議を推進していくとともに、今後は、本制度を適切に運用し、国際的な理解、プロジェクト形成を目指すことで、日本の低炭素技術・製品・システム等の海外展開を進めていく。

【水銀に関する水俣条約制定のための条約交渉】

平成 21 年の国連環境計画（UNEP）管理理事会において、水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書を制定すること、そのために政府間交渉委員会を設置して交渉を開始することが合意された。

平成 25 年 1 月には、スイスのジュネーブで第 5 回政府間交渉委員会が開催され、世界的な水銀規制のための条約制定に向けた議論を行い、最終日に条約案が合意されるとともに、条約の名称を「水銀に関する水俣条約」とすることが決定された。本条約では水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階における総合的な対策を定め、地球的規模の水銀汚染の防止を定めている。

平成 25 年 10 月に熊本市及び水俣市で、水銀に関する水俣条約の採択・署名のための外交会議が開催される予定であり、UNEP では、平成 28 年（2016 年）までに 50 カ国の批准による条約の発効を目指している。

b) 国連における持続可能な開発目標（SDGs）及びそのSDGsを統合した 2015 年より先の国際開発目標（ポストMDGs）の策定に向けた国際議論への関与並びに愛知目標の達成に向けた国際貢献

現状

生物多様性の保全については、我が国は、生物多様性条約の下で、第 10 回締約国会議（COP10）の議長国としてCOP10 後も愛知目標達成に向けた議論を先導するとともに、主に途上国での取組を支援するため、生物多様性条約事務局への拠出等を行っており、主導的役割を果たしている。

取組状況

【持続可能な開発目標（SDGs）に関するオープン・ワーキンググループ（OWG）への参加】

平成 24 年 6 月に開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）において、持続可能な開発目標（SDGs）に関する政府間交渉プロセスの立ち上げが合意されたことを受け、平成 25 年 1 月、地域グループを通じて指名された 30 名の専門家からなるオープン・ワーキンググループ（OWG）が設置された。OWG では、市民社会・科学界からのインプットをベースに毎月分野ごとにテーマを決めて議論を行い、議論のサマリーを平成 26 年 9 月の第 68 回国連総会に提出する予

定となっている。我が国は持続可能な開発を外交上の重要課題と位置づけており、OWGの各会合に出席し、議論に積極的に貢献していく。

SDGs・OWGは、これまで4回の会合が開催され、SDGs総論を始め、食料安全保障と栄養・持続可能な農業、水と衛生、保健、教育等のテーマについて議論が行われた。我が国は、各会合に出席し、各テーマの下で我が国が重視する取組等について発言する等、議論に貢献している。

今後は、SDGsが環境制約を踏まえた効果のある目標になるように検討を進めていく。

【2015年より先の国際開発目標（ポストMDGs）の策定に向けた国際議論への関与】

人間中心かつ地球の限界にも配慮した、効果的なポスト2015年開発目標（ポストMDGs）を策定するため、我が国としてリーダーシップを発揮していくこととしている。平成24年度は、我が国が主導する非公式な意見交換の場である「コンタクト・グループ」が4回開催された。また、国連事務総長が立ち上げたハイレベルパネルに我が国からパネリストのアドバイザーとして外務省地球規模課題審議官等が議論に関与し、平成25年5月末にパネル報告書を発出した。

同報告書においては、人間中心かつ地球にも配慮し、整合性が取れた1つの開発枠組みを目指すとのビジョンが示され、持続可能な農業・漁業、産業・都市排水管理、持続可能なエネルギー、天然・自然資源の適切な管理等が例示的目標体系案に取り込まれている。

現時点では持続可能な開発目標に関するオープンワーキンググループが唯一の政府間作業部会として、ポストMDGsを議論する場となっているので、ここに市民社会や民間セクター、研究者の声も適切に反映させつつ、包括的なプロセスを確保することが重要である。

平成25年8月には国連事務総長報告書「万人に尊厳ある生活を：ミレニアム開発目標の進捗加速化と2015年より先の国連開発アジェンダの進展」が公表された。環境問題や気候変動、都市化の課題への対応が必要と示されている。

平成25年9月国連総会ではポストMDGs特別イベント、ポスト2015年開発目標に関するサイドイベントに我が国から総理らが出席した。

【持続可能な開発のための教育協力等】

ユネスコへの信託基金の拠出を通じて、世界平和の確立と人類の福祉への貢献というユネスコの理念に貢献することで、日本が国際社会において主導的役割を果たすことを目指す。

平成24年度は、「持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金」を拠出し、「国連持続可能な開発のための教育の10年（DESD、2005-2014）」の後半5年の戦略の具体化事業を実施した。また、平成26年の「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」に向けた普及・促進のための事

業（準備会合等の運営、広報活動など）を実施した。平成 25 年度も、同趣旨で、引き続き実施している。

【生物多様性日本基金による愛知目標実施支援】

生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された、平成 32 年（2020 年）までの生物多様性に関する国際目標である「愛知目標」を世界的に達成するためには、条約事務局や国際機関との連携・協力のもと、国際社会全体で着実な取組を進めていくことが不可欠となっている。我が国は、COP10 議長国として、途上国を対象に、愛知目標の達成に必要な能力を養成することを目的として、「生物多様性日本基金」を条約事務局に設置し、資金拠出を行った（平成 22 年度及び 23 年度に計 50 億円を拠出）。

生物多様性国家戦略の改定支援等、途上国の能力養成に資する事業が条約事務局により実施されており、その際、日本基金を核として他国等からの協調支援が行われている。主要業務である生物多様性国家戦略改定ワークショップは、20 回以上開催し、700 名以上の政府担当者が参加し、条約関連会合等で多くの国から謝意が述べられたほか、第 11 回締約国会議（COP11）の決定の中でもその重要性が強調された。

今後も、愛知目標の目標期間である平成 32 年（2020 年）までの達成に向け、途上国に対し効果的な支援が事務局により実施されるよう、助言等を行っていく。

今後の課題

- 第四次環境基本計画が示すグリーン経済の推進という基本的考え方を国際社会にメッセージとして発信しつつ、我が国が世界全体のグリーン経済の推進に貢献できるように、国際協力及び国際的枠組みづくりを進めていくべきである。なお、経済連携協定などのアジア太平洋における地域連携も視野に入れ、国際協力・枠組みづくりを進めるべきである。
- 気候変動問題の解決に向けた国際交渉については、全ての国が参加する公平かつ実効性のある新たな国際的枠組みの構築を目指して、我が国がリーダーシップを発揮するべきである。
- 二国間クレジット制度について、どのようなルールを設定するかにより、温室効果ガスの削減効果や参加企業のインセンティブが異なる。これらは我が国が構築する二国間クレジット制度に対する国際的な評価にも影響することを踏まえつつ、早急にルールの詳細について検討・設定することが重要である。
- SDGsの策定に向けた取組については、環境省において平成25年度から実施している「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」等の国内研究の研究成果を活かしつつ、我が国としてオープンワーキンググループの場を活用して、リーダーシップを発揮しつつSDGs設定に取り組むべきである。また、SDGs設定に当たっては、我が国における総合的環境指標への活用について考慮すべきである。

3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

重点検討項目①：環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりを統合的に進めるためには、身近なところから意識や行動を変えていくことが重要である。そのためには、あらゆる年齢階層に対するあらゆる場・機会を通じた環境教育等の推進が必要である。また、コーディネーターの育成・活用等を通じた各主体間、地域間の継続的な連携促進を行うことが必要である。このような観点から、以下のa)、b)の項目について関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の取組、及び政府、企業、NPOなどの連携促進に向けた取組
- b) 環境教育関係者や指導者の育成・支援

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

幼児から大人まで、あらゆる年齢階層に応じた環境教育・環境学習の機会を通じて、他者と対話し、行動できる力などの「未来を創る力」、環境についての知識、技能、マインドなどの「環境保全のための力」を育て、それをいかす場を広げる。

また、地域がその向かうべき方向性や目標を共有し、より良い環境・地域を創ろうとする意識・能力を高めるとともに、コーディネーターによる各主体の継続的なパートナーシップの形成に努め、地域全体としての環境保全に向けた活力の強化を図る。さらに、地域づくり・人づくりの先進的な取組を他の地域へ広げていくような地域間のネットワークも構築する。

(2) 現状と取組状況

国は、家庭、学校、地域、企業等の様々な場における環境教育の取組や組織・ネットワークづくりを支援することが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下の通りである。

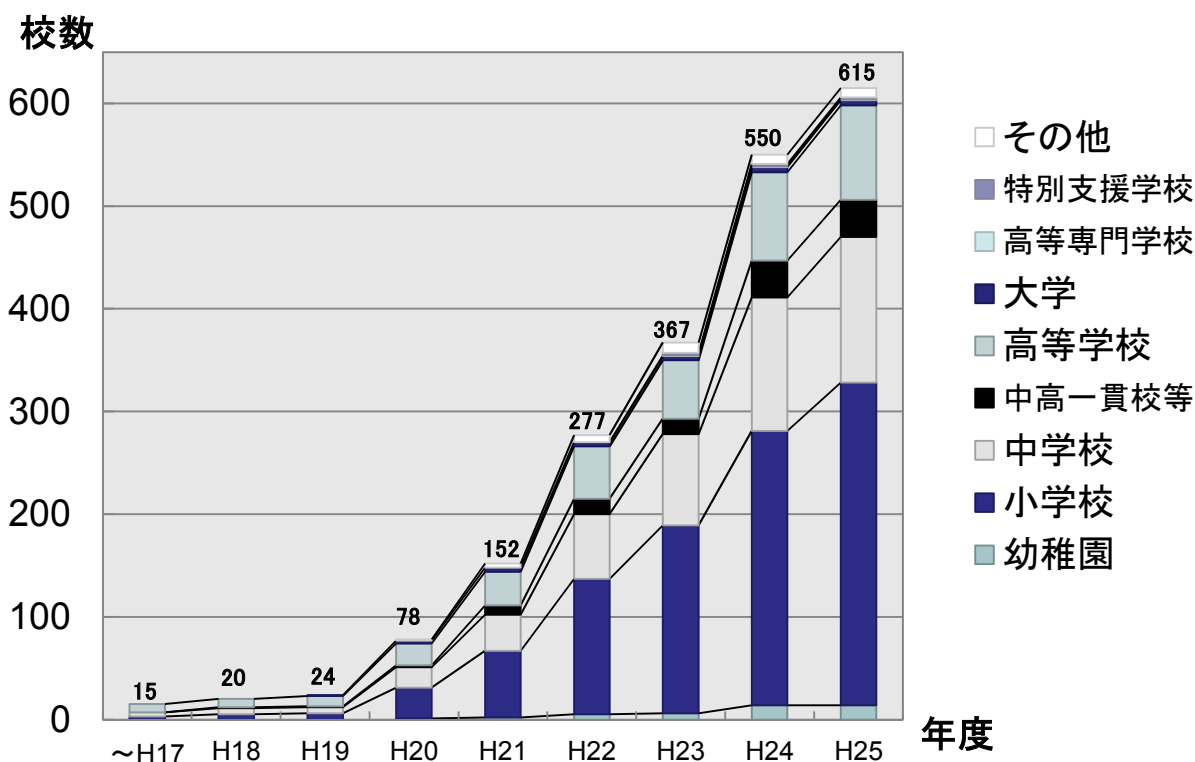
a) 学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の取組、及び政府、企業、NPOなどの連携促進に向けた取組

現状

学校や社会におけるESD（持続可能な開発のための教育）の理念に基づいた環境教育等の取組状況として、ESDの推進拠点と位置付けられているユネスコスクールの加盟校数は、小学校を中心に年々増加し、約半数は小学校となっている（図表Ⅲ-14）。

また、地域社会や地球規模の課題解決に向けた住民と地域の力の向上を目指す「+ESDプロジェクト」の登録数は、平成24年度末で約200件となっている。

図表Ⅲ-14. ユネスコスクールの加盟校数



出典) 文部科学省国際統括官付作成資料

取組状況

<総合的な取組>

【環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組】

平成23年に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、環境教育等促進法）が成立し、国は学校や地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められている。さらに平成24年に

閣議決定された「第四次環境基本計画」及び、環境教育等促進法に基づく基本方針等を踏まえ、環境教育の強化を総合的に進めるため、平成 24 年度は以下の施策等を行った。

- 幅広い層を対象にニーズに応じた教材やコンテンツ等を提供するデータベースの提供
- ESD活動の拡がりやつながりを推進するプロジェクトの推進（全国 2 箇所）
- 事業者や市民団体等に対して環境保全活動等に関する助言を行う環境カウンセラーの活動の促進
- 関係省庁や地方自治体との連絡会議や環境教育に関する調査等の実施

また、平成 25 年度は以下の施策等を実施する予定である。

- 幅広い層を対象にニーズに応じた教材やコンテンツ等を提供するデータベースの提供（拡充）
- ESD活動の拡がりやつながりを推進するプロジェクトの推進（継続）
- 事業者や市民団体等に対するカウンセリングや助言を行う環境カウンセラーの活動の促進（継続）
- 関係省庁や地方自治体との連絡会議や環境教育に関する調査等の実施（継続）
- 家庭における環境教育の実践の推進（新規）
- 法改正に伴う新たな認定制度（体験の機会の場合等）の促進（新規）

本施策は、文部科学省等の関係省庁と連携しつつ、国民、事業者、民間団体、地方公共団体等による環境教育やこれらの主体間の連携の促進に向け、継続して取り組んできた。その成果として、環境教育等に関する指導者が育成され、主に学校や地域における ESD や環境教育等の取組が推進された。また、各主体間で連携・協力しやすい仕組みが整備されつつある。今後は更に、あらゆる場における ESD の視点を取り入れた環境教育や、各主体間の適切な協働取組を促進していく。

【環境教育の実践普及】

環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図るため、平成 24 年度は、環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（グローブ）について、全国 15 校のグローブ指定校がグローブ活動を実施した（平成 25 年度は 16 校を指定）。

また、環境教育に関する実践発表大会（全国大会）を開催し、約 120 名の教職員等が参加したほか、文部科学省及び環境省が連携し、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を全国 2 箇所で実施した。今後も引き続き、持続可能な社会の構築、低炭素社会の実現を目指した環境教育の推進のため、着実な事業の実施に努めていく。

【地球環境問題に関する知識の普及啓発】

地球環境問題に関する最新の科学的知見やその対策等に関する知識の普及を目的として、「気候講演会」を平成元年から毎年一般向けに開催しており、平成 24 年度は東京で 2 回開催した。また、世界及び日本の気候変動、温室効果ガス、オゾン層等の状況についての最新の情報を「気候変動監視レポート」として、平成 8 年から毎年発行しており、平成 24 年の状況を取りまとめた「気候変動監視レポート 2012」を平成 25 年 7 月に公表した。

今後も地球環境問題に関する最新の科学的知見やその対策等に関する知識の普及のため、引き続き年 1 回程度「気候講演会」の開催及び年 1 回「気候変動監視レポート」の公表を行っていく。

【NGOとの連携によるODA事業】

本施策は、防災教育、ジェンダーに配慮した人づくり等、開発途上国の「持続可能な開発」の実現に資する開発途上国の人材の教育・育成を行うとともに、我が国の NGO を支援することにより、日本国民の ESD への意識向上に資するものである。

平成 24 年度は、日本の NGO の住民参加の就労支援事業や学校運営事業等に対する資金協力を実施し、開発途上国・地域における ESD の普及と活性化を促進した。また、かかる人づくり分野等の事業の企画等に対する NGO への支援（NGO 事業補助金）を行い、日本の NGO の専門性・能力強化を支援することで、ESD を実践する日本の NGO の環境整備が図られている。日本の NGO 以外についても、開発途上国の NGO 等に対し学校教育や職業訓練に関するプロジェクトのための資金を供与した。これらのプロジェクトにより、開発途上国の草の根レベルにおける人材育成が促進される。

平成 25 年度も、引き続き開発途上国・地域で活動している NGO 等が実施する人づくり分野等の事業に対して資金協力を実施する。

【環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業】

環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進するため、文部科学省が農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して、内装の木質化、新エネルギー設備の導入、校舎等の断熱性の向上等の環境教育の教材として活用でき、地域の環境・エネルギー教育の発信拠点となる学校施設の整備に対し国庫補助を行うパイロット・モデル事業を平成 9 年から実施しており、平成 25 年 5 月現在までに 1,453 校を認定している。

今後も引き続き、環境を考慮した学校施設の整備推進に取り組んでいく。

【日本／ユネスコパートナーシップ事業】

我が国におけるユネスコ活動の振興を図るため、平成 24 年度は、ユネスコスクール全国大会や地域交流会等を開催し、ユネスコスクール間の交流を図るととも

に、世界会議へ向けた広報戦略の策定等を9団体に委託した。このような取組の結果、平成17年に15校であった国内のユネスコスクールは平成25年7月現在で615校に達した。また、平成25年度は、ユネスコスクール全国大会・地域交流会等を開催するとともに、世界会議に向け積極的な広報活動を展開するため、12団体に委託した。

なお、平成26年11月に愛知県名古屋市、岡山県岡山市で開催される「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」へ向け、ESDの推進拠点であるユネスコスクールの質・量両面の更なる充実を図るとともに、ESDについて国民の認知度が低い現状に対して、より一層の普及・促進を図っていく。

【防災気象情報等に関する知識の普及啓発】

気象や地震、地球環境等に関する知識の普及と防災情報の有効な利用の促進を図ることを目的として、毎年度、全国の地方気象台等において「防災気象講演会」を実施している。平成24年度は、47回の講演会を実施し、1万人以上が聴講した。平成25年度も引き続き全国で計画し実施中である。

<低炭素に関する取組>

【省エネルギー設備導入等促進広報事業】

産業部門、民生部門、運輸部門等の省エネルギーに関する情報について、省エネルギーの推進主体となる国民各層の理解と協力を得るため、平成24年度は、広告・イベント・WEBページ・パンフレット等による、きめ細かな情報提供及び普及啓発活動等を21件実施した。平成25年度も前年同様に実施している。

【新エネルギー等設備導入促進広報事業】

新エネルギーの導入に係る意義及び促進のための制度に関する情報を事業者、自治体及び国民各層に提供し、新エネルギーの加速的導入の実現を図るとともに、平成24年7月に開始された固定価格買取制度の円滑な運用に貢献する。そのための取組として、平成24年度は、展示会やシンポジウムの開催、フェイスブックやツイッターを通じて幅広い層に周知徹底を図るとともに、関心のある層に対して新エネルギーへの理解促進を深めるコンテンツをウェブサイトを作成した。特に、固定価格買取制度の周知を行うため、制度説明会やシンポジウムの開催（全国55回）、交通やネット、ラジオ・新聞広告を行った。また、新エネルギーを実感してもらうため、エネママカフェやエネルギーパークツアー等の新たな取組も開始した。平成25年度も継続的に実施し、普及啓発を展開する。

固定価格買取制度施行に伴う賦課金の認知度、必要性の理解については、国民負担を伴うことから、さらなる周知が必要との指摘があり、今後は賦課金の理解につながる広報についてより一層の推進を図るべく改善を検討している。

<循環に関する取組>

【資源循環政策普及広報事業】

資源の確保・再資源化、循環型社会の推進への要請等、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進の国民への普及啓発の重要性は一層増しており、循環型社会形成推進基本計画にも、3Rに関する情報発信と普及啓発の重要性が記載されていることから、循環型社会形成に関する法制度の概要と個別分野の3R動向について、平成24年度は、ハンドブックを3,000部印刷し、3R・環境に関心のある個人やリサイクル関係団体、都道府県、希望者等に配布し、電子データをインターネット上で公開した。3Rの関心の高さから、ハンドブック入手希望の問い合わせが多数あり、半年間で3,000部配布した。平成25年度は前年度より増刷し、6月に発刊した。

今後とも更なる情報発信と普及啓発を充実させていく。また、外国への情報発信について、制度の紹介のために利用したいとの要望があることから、今後、英語版の作成を検討していく。

<自然共生に関する取組>

【青少年の体験活動の推進】

青少年の体験活動の推進を図るため、農山漁村における農業体験や自然体験活動等の教育効果を高めるとともに、青少年が安心・安全に体験活動を実施できるための自然体験活動指導者の養成について、平成20年度からの5年間で2万人を目標として実施し、平成24年度末で目標を達成した。また、青少年の体験活動の理解を求める普及啓発として、毎年10月を「体験の風をおこそう推進月間」に設定し、青少年関係団体間の連携を図りつつ、全国的な事業展開を図っている。

引き続き、青少年の体験活動の必要性・重要性を広く家庭や社会に発信し、青少年の体験活動の推進に寄与する団体間の連携を図っていく。平成25年度から新たに、青年期の体験活動の推進に関する調査研究や企業の社会貢献活動を通じた青少年の体験活動の推進を実施する。なお、自然体験活動指導者養成事業については、初期の目標を達成したため、平成24年度をもって終了した。

【（独）国立青少年教育振興機構を中心とした自然体験活動等の機会と場の提供】

国立青少年教育振興機構では、青少年及び青少年教育指導者等の利用団体に対して学習目的に応じた主体的・効果的な様々な体験活動の場と機会及び情報を提供するとともに、教育効果の高い活動プログラムの提案など積極的な相談及び学習支援を行っており、平成24年度は約395万人の利用があった。これまでの成果を踏まえ、地域や利用団体のニーズや課題をとらえ、自然体験や集団宿泊体験などの様々な体験活動の教育効果の普及に努め、新規利用団体の増加を図るとともに、学校の利用促進にも積極的に取り組んでいく。

また、国立青少年教育振興機構に設置している「子どもゆめ基金」から民間団体への助成により、平成24年度は3,433件（採択件数）の様々な体験活動等を支

援した。今後とも、幅広く「子どもゆめ基金」の普及啓発を図るとともに、助成活動の成果等を分析しつつ、子どもの体験活動や読書活動の充実に努めていく。

【子ども農山漁村交流プロジェクトの推進】

学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施するための取組のモデル的支援として、平成 20 年度から平成 24 年度までに、全国 141 の受入モデル地域において、約 12 万 4 千人の小学生が宿泊体験を行った。

引き続き、小学校における農山漁村での宿泊体験活動を推進する取組をモデル的に支援していく。

【遊々の森】

豊かな森林環境を有する国有林野において、協定の締結により継続的に多様な体験活動が展開できる場を積極的に提供し、学校等による森林環境教育の推進に寄与するものとして、平成 14 年度から実施している「遊々の森」に、平成 24 年度末時点で 173 箇所が設定されている。今後も活動フィールドを積極的に提供していく。

【海辺の自然学校】

港湾の良好な自然環境を活かし、児童や親子を対象とした自然体験プログラムである「海辺の自然学校」について、地域の自治体、教育機関、NPO等と連携し、平成 24 年度は全国 13 箇所で開催し、環境教育を進めた。

引き続き、「海辺の自然学校」を開催し、地域の自治体等が開催ノウハウを蓄積することで、自ら実施できる体制整備を進める。それにより、地域の自治体等が港湾・海洋における環境保全の大切さを理解し、良好な環境作りに積極的に取り組み、主体的に参画できる体制づくりを進めていく。

【里地里山保全活動支援業務】

NPOやボランティア等の活動団体等を主たる対象とし、里地里山の保全活動における課題や技術的方策を整理し情報発信等を行うことを目的に、実践的な保全再生計画づくりや作業技術の向上等の技術研修会として、平成 24 年度は、里なび研修会を全国 5 箇所で開催した。また、里地里山保全活用に関するホームページにて、研修会の結果及び保全活動に係る課題や解決のための手法、効果的かつ持続的な取組のための方策等の情報発信を行った。

保全活動への参加者数の増加、自治体や大学・研究機関等の新たな連携・協力の開始、取組の認知度アップなどが図られるよう、より効率的・効果的な事業の実施に努めていく。

【「国連生物多様性の10年」推進事業】

平成23年に設立された「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」の活動等を通じた各セクター間の連携促進及び国内外への発信により、愛知目標の実現を推進するため、平成24年度は、生物多様性全国ミーティング、生物多様性地域セミナー、委員会が推奨する連携事業の認定、推薦図書等の選定、ウェブサイトやパンフレット等による情報発信等を実施した。平成25年度は、引き続き取組を実施するほか、生物多様性の主流化、国民運動への足掛かりを構築すべく、個人・団体がメンバーとして参画することができる「Iki・Tomo パートナーズ」を立ち上げる。

今後、愛知目標の実現に向け、引き続きUNDB-Jの活動等を通じ各セクター間の連携促進や普及啓発を進めていく。

【地域連携保全活動の推進】

地域における多様な主体が連携した生物多様性の保全のための活動を促進するため、平成24年度は、生物多様性地域連携促進セミナーを全国3箇所で実施したほか、生物多様性及び生物多様性地域連携促進法に関するウェブサイトを作成した。

本施策は、平成23年に生物多様性地域連携促進法が施行されたことに伴い、平成24年度から実施したが、平成25年度からはUNDB-Jによる生物多様性地域セミナーとあわせて実施するなど効率化を図る。

生物多様性地域連携促進法に関しては、活用方法が分からないという自治体の意見が多いため、地域生物多様性保全活動支援事業による自治体の取組をモデルとして示すなど、全国各地で取組が進むよう情報提供に努める。

b) 環境教育関係者や指導者の育成・支援

現状

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」において、地方公共団体の努力義務とされている環境教育、協働取組等の推進に関する行動計画を策定している地方公共団体は、平成25年4月末時点で13件となっている。

取組状況

<総合的な取組>

【環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組】（一部再掲）

平成23年に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、環境教育等促進法）が成立し、国は学校や地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められている。さらに平成24年に

閣議決定された「第四次環境基本計画」及び、環境教育等促進法に基づく基本方針等を踏まえ、環境教育の強化を総合的に進めるため、平成24年度は以下の施策等を行った。

- 教職員や地域の環境活動リーダーを対象にE S Dや環境教育に関する研修の実施（全国2箇所）
- 産学官民により設立されたコンソーシアムによる環境人材育成のための教材作成やプログラムの実施
- 環境教育等促進法による人材認定等事業等、各認定・登録制度の着実な実施

また、平成25年度は以下の施策等を実施する予定である。

- 教職員や地域の環境活動リーダーを対象にE S Dや環境教育に関する研修の実施（継続）
- 産学官民により設立されたコンソーシアムによる環境人材育成のための教材作成やプログラムの実施、表彰の検討（拡充）
- 環境教育等促進法による人材認定等事業等、各登録制度の着実な実施（継続）

本施策は、文部科学省等の関係省庁と連携しつつ、国民、事業者、民間団体、地方公共団体等による環境教育やこれらの主体間の連携の促進に向け、継続して取り組んできた。その成果として、環境教育等に関する指導者が育成され、主に学校や地域におけるE S Dや環境教育等の取組が推進された。また、各主体間で連携・協力しやすい仕組みが整備されつつある。今後は更に、あらゆる場におけるE S Dの視点を取り入れた環境教育や、各主体間の適切な協働取組を促進していく。

【環境教育の実践普及】（一部再掲）

環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図るため、平成24年度は、文部科学省及び環境省が連携し、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を全国2箇所で実施した。

今後も引き続き、持続可能な社会の構築、低炭素社会の実現を目指した環境教育の推進のため、着実な事業の実施に努めていく。

【地球環境問題に関する知識の普及啓発】

（P37の再掲のため、内容は省略）

【防災気象情報等に関する知識の普及啓発】

（P38の再掲のため、内容は省略）

<低炭素に関する取組>

【省エネルギー設備導入等促進広報事業】

(P 38の再掲のため、内容は省略)

【新エネルギー等設備導入促進広報事業】

(P 38の再掲のため、内容は省略)

<循環に関する取組>

【資源循環政策普及広報事業】

(P 39の再掲のため、内容は省略)

<自然共生に関する取組>

【青少年の体験活動の推進】

(P 39の再掲のため、内容は省略)

【子ども農山漁村交流プロジェクトの推進】

(P 40の再掲のため、内容は省略)

【遊々の森】

(P 40の再掲のため、内容は省略)

【海辺の自然学校】

(P 40の再掲のため、内容は省略)

重点検討項目②：持続可能な地域づくりのための地域資源の活用及び地域間の交流等の促進

持続可能な地域づくりに向けては、地域に存在する資源を発見し、それらを適性かつ最大限に活用するとともに、地域特性を踏まえた環境負荷の少ない社会資本の整備、維持管理などを進めることが重要である。特に、東日本大震災に伴う自立・分散型エネルギーシステムの構築への期待の高まりや、地域の活性化等が重要であることから、以下の a)、b) の項目について関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 持続可能な地域づくりのための、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用促進の取組
- b) エコツーリズムや地域おこし等の、地域の文化、自然とふれあい、保全・活用する機会を増やすことを念頭に置いた、地域間での交流や広域的なネットワークづくりの促進の取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

地域に存在する資源を発見し、それらを適正かつ最大限に活用するとともに、地域特性を踏まえた環境負荷の少ない社会資本の整備、維持管理などを進めることにより、地域の環境負荷の低減、自立・分散型エネルギーシステムの形成、地域社会の活性化を図る。

同時に、あらゆる階層、世代においてこれらの取組の担い手を育成し、知見や技術の将来世代への継承を推進する。

(2) 現状と取組状況

国は、地域資源の利活用の推進、環境負荷の少ないライフスタイルの実現に向けた制度の構築や支援・誘導施策の実施を進めていくことが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下の通りである。

- a) 持続可能な地域づくりのための、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用促進の取組

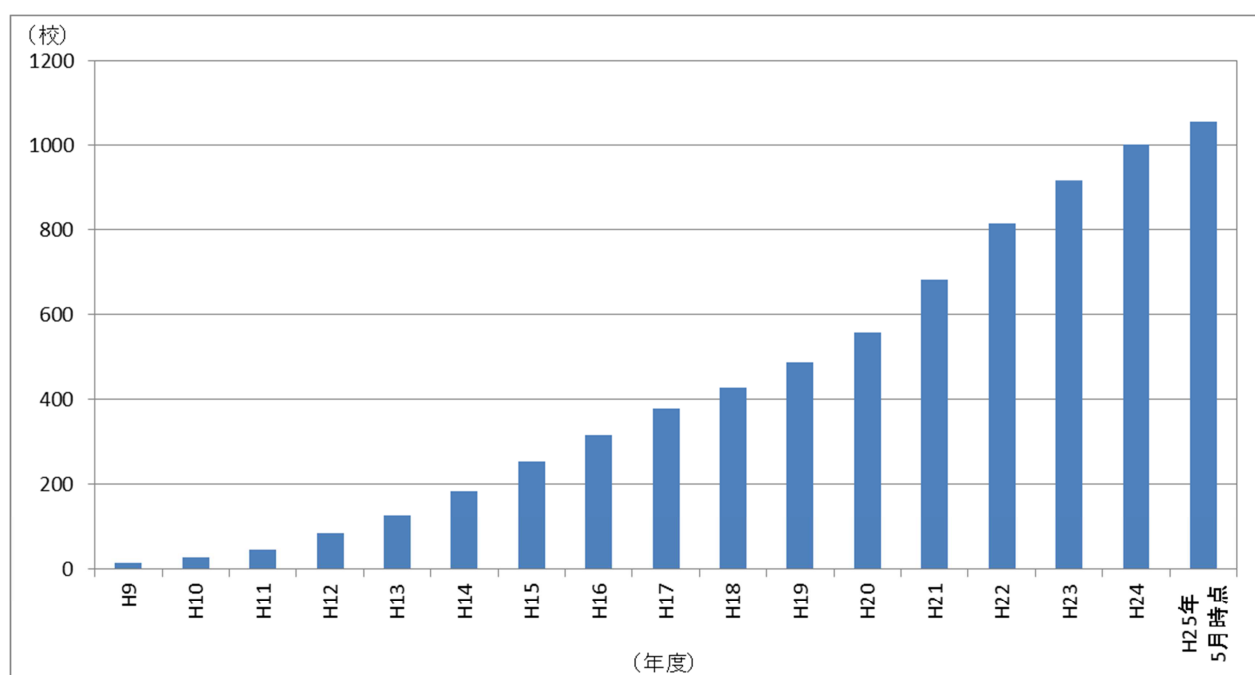
現状

「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業」は、環境負荷の低減への貢献、児童生徒の環境教育の教材としての活用、地域の環境・エネルギー教育の発信拠点として、学校施設が先導的な役割を果たすように支援しているものである。文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省

と連携し、平成9年から事業を開始し、平成25年5月時点で1,453校が認定されている。

本事業では、太陽光発電型、太陽熱利用型、その他新エネルギー活用型（風力発電、地中熱利用等）の新エネルギー利用に関する事業タイプのほか、屋上緑化等を行う自然共生型、リサイクル建材の利用等を行う資源リサイクル型などの様々な事業タイプがあり、そのうち新エネルギー利用に関する事業タイプとして認定された認定校数は、年度により差はあるが、平成21年度以降は80校以上で推移しており、累積の認定校数は平成25年5月時点で1,055校となっている（図表Ⅲ－15）。

図表Ⅲ－15. エコスクールパイロット・モデル事業の認定実績



注 太陽光発電型、太陽熱利用型、その他新エネルギー活用型のいずれかで認定された認定校数を累積で示したものの

出典) 文部科学省 環境を考慮した学校施設 (エコスクール) の整備推進「エコスクールパイロット・モデル事業の認定実績 認定実績 (平成9年度～平成25年度)」より作成

取組状況

<総合的な地域づくりのための取組>

【「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素まちづくりの推進】

東日本大震災を契機としたエネルギー需給の変化等に対応し、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進する観点から、平成24年度に制定された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の利用促進、再生可能エネルギーの利用などに取り組む低炭素まちづくりを推進している。

平成25年3月末現在で、北海道下川町、長野県小諸市及び兵庫県川西市の3都市において低炭素まちづくり計画が作成された。なお、平成25年度予算・税制改

正大綱において集約都市形成支援事業等の必要な支援措置等を行い、市町村における低炭素まちづくり計画に基づく取組を推進していくこととしている。

【チャレンジ25地域づくり事業※】

温室効果ガスの削減には、地域の幅広い関係者の協力や先進的な対策の実証等が有効であることから、効果検証がなされていない先進的対策の事業性等の地域における実証事業や、地域特性を踏まえて複数技術を組み合わせた集中導入等の低炭素地域づくりを集中的に支援する事業を実施し、全国的展開を目指すこととし、平成24年度は、全国19箇所において事業を実施した。平成25年度も引き続き全国19箇所において事業を実施する。

※平成25年度より、「低炭素地域づくり集中支援モデル事業」へ名称変更

【農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業】

農山漁村において、太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力発電の事業を円滑に開始・運営するため、平成24年度に地域協議会の開催や地域での合意形成のための取組等への支援を全国10箇所で行った。また、農林漁業者等の参画を得た再生可能エネルギー電気の供給モデルの構築への支援を全国2箇所で行った。なお、本施策は、平成24年度で事業終了した。

本事業の活性等により、農林漁業者等による農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業に係る取組が行われているところ。しかしながら、その事業者間の連携はほとんど見られず、様々な課題を抱えながら、各々がその取組の開始に向けた検討を行っている状況であった。

今後は、更に再生可能エネルギーを活用して農林漁業の発展を図る取組が行われていくよう、各地域での課題や克服方法等を共有化し、取組を拡大していくための枠組みを構築していく必要がある。

【地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業】

農林漁業者等が参画し、農山漁村の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業で得られた収入を地域の農林漁業の発展に活用するモデル的な取組の構築への支援として、平成25年3月に基金を造成し、基金管理団体からの公募により助成事業者を3地区選定した（平成25年6月末現在）。

【低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業】

温室効果ガスの削減対策の推進には、事業者間の創意工夫による相互連携した取組が効果的であることから、削減効果が確認されている対策の共同導入、既存設備の能力の最大限活用、相互連携システム構築の組合せにより、温室効果ガス25%削減を検証するため、平成24年度は、全国1箇所において事業を実施した（平成25年度に繰り越し、既に事業終了）。

【地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業】

再生可能エネルギー等の導入を飛躍的に高め、かつ災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる地域づくりを全国に展開させるため、自立・分散型エネルギーシステムを導入した災害に強く低炭素な地域づくりの先進的なモデルを具体的に形成することとし、平成24年度は、全国5箇所において事業を実施した。平成25年度は、平成24年度の実績を踏まえ、民間事業者のみであった公募の対象を地方公共団体に広げ、採択件数を増やすこととしている。

【地域資源の活用と環境負荷の少ない社会資本の整備・維持管理】

○ 自立・分散型エネルギー社会の構築に向けた再生可能エネルギーの導入促進

東日本大震災を経て自立・分散型エネルギー社会の構築への期待が高まっていることを踏まえ、モデル事業の実施等を通じて、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用を進めることとしている。平成24年度は、長崎県五島市杵島沖で浮体式洋上風力発電実証事業を実施し、我が国初となるパイロットスケール（100kW）の小規模試験機の設置・運転を行った。また、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進するため、地域調和型エネルギーシステム推進事業（農林水産省連携事業）6件、地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業15件等を実施した。平成25年度は、これらに加えて浮体式洋上風力発電実証事業において、商用スケール（2MW）の実証機の設置・運転、地域特性を考慮した再生可能エネルギー事業形成推進モデル事業で新たに10件を実施している。

引き続き、浮体式洋上風力発電の実証の実施による民間ベースでの早期実用化や、地熱やバイオマス等の加速的導入に向けた体系的な施策の戦略的な展開による自立・分散型のエネルギー社会の構築を目指す。

○ 耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成のための官民ファンドの創設

資金調達等が課題となって低炭素化が進まない老朽不動産等について、国がリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成を促進するため、平成24年度は、官民ファンドの創設に向け、基金設置法人の公募を行い、耐震・環境不動産支援基金の造成を実施した。平成25年度は、基金設置法人が投資ガイドライン等を作成したところであり、

今後は、投資事業有限責任組合契約（LPS契約）を締結し、民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給していく。

【小水力等再生可能エネルギー導入推進事業】

小水力等発電施設の計画的整備を促進するため、都道府県単位でポテンシャルの高い地点を明らかにした基本整備計画の策定、小水力等発電施設の整備に係る概略設計、各種法令に基づく協議の取組等への支援を実施することとし、平成24年度は、小水力等発電施設の導入可能性を全国で81件検討した。

引き続き、小水力等発電施設の計画的整備を促進していく。

【木質バイオマス利用施設等整備（森林整備加速化・林業再生基金）】

木質バイオマスの供給・利用を促進するため、木質バイオマスによる熱供給について、木質バイオマスボイラー等の施設整備に対する補助、木質バイオマス発電について、地域協議会への支援、発電施設整備に係る資金融通を行うこととし、平成24年度は、補正予算で措置された森林整備加速化・林業再生基金898億円を都道府県に対し全額交付した。また、各都道府県は、平成21年度に設置した基金を活用し、平成25年度までの事業として実施している。

今後は、年間2,000万 m^3 発生している未利用間伐材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、木質バイオマスの安定的な供給体制の構築、利用の拡大が必要である。

<特定分野の取組>

【河川等における小水力発電の推進】

再生可能エネルギーの導入拡大に資するため、小水力発電に係る規制緩和、小水力発電設備の設置等に取り組んでいる。

具体的には、小水力発電（1,000kW未満）の水利使用について、特定水利使用から除外するなどの水利使用区分の見直しを行う政令改正を実施し、水利使用手続を簡素化した（平成25年4月1日施行）。また、河川法改正により農業用水等を利用した従属発電について登録制度を創設し（平成25年6月12日公布。公布の日から6月以内施行）、水利使用手続を簡素化・円滑化した。そのほか、地方整備局等への相談窓口の設置による小水力発電のプロジェクト形成の支援、国土交通省直轄管理ダム等でダム管理用発電の導入可能性の総点検の実施及び積極的導入、「既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案）」による砂防堰堤を活用した小水力発電の導入の支援を行った。引き続き、河川等における小水力発電を推進していく。

【下水道における再生可能エネルギーの導入促進】

下水道における再生可能エネルギーの導入を促進するため、社会資本整備総合交付金による支援とともに、平成24年度は、下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）として、下水汚泥の固形燃料化技術や下水熱利用技術に係る実証事業を採択した。

今後も、下水道における再生可能エネルギーの導入を引き続き推進していく。

【災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業】

港湾地域において、温室効果ガスの効果的な削減を図るとともに、災害等非常時における必要な機能の維持等を図るため、低炭素化を推進する設備等を導入する取り組みを支援する事業を国土交通省と環境省が連携して実施している。港湾地域において再生可能エネルギーの利活用を推進するための取り組みに関しては、平成24年度は、公募により選定した5事業者へ委託を行った。

引き続き実証事業を行い、得られた実証結果を基に、再生可能エネルギーを活用した港湾地域の低炭素化を推進していく。

【港湾における洋上風力発電の導入円滑化】

民間事業者による洋上風力発電事業について、港湾への参入円滑化を図るための環境整備を行うこととし、平成24年度は、港湾において着床式洋上風力発電の導入円滑化を図るため、港湾区域内での導入可能な区域の設定から事業者の公募・選定まで、統一的な手順を示したマニュアルを関係省庁の協力のもと策定した。

今後、港湾エリアにおいて円滑な導入が図られるためには、航行船舶の安全性が確保されるなど、港湾本来の機能との調和が図られることが不可欠である。

そのため、港湾への導入の円滑化を図るためのガイドラインの検討を行うこととしている。

b) エコツーリズムや地域おこし等の、地域の文化、自然とふれあい、保全・活用する機会を増やすことを念頭に置いた、地域間での交流や広域的なネットワークづくりの促進の取組

現状

持続可能な地域づくりのための地域資源の活用（農産物の地産地消、エコツーリズム・地域の文化・自然とのふれあい等の機会の提供等）を一部でも行っている地方公共団体（都道府県、政令指定都市、東京都特別区及び市区町村）の割合は、平成24年度の環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（環境省）によると約56%、都道府県のみでは約91%となっている。また、「持続可能な地域づくりのための地域資源の活用」を行っている地方公共団体のうち、事業者、住民又は住民団体、民間団体（環境NPO等）のいずれかと連携していると答えた割合は約61%で、都道府県のみでは約78%となっている。

取組状況

【エコツーリズムの推進】

エコツーリズムの普及・定着のため地域協議会等へ技術的な助言や指導等を行うとともに、自然観光資源の発掘、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等を通じて、エコツーリズムを推進することにより、国民の自然体験の機会を広げ、地域の再生・活性化に貢献することとしている。平成24年度は、エコツーリズム推進全体構想*を新たに2件認定し、地域コーディネーター活用事業交付金により24のエコツーリズム推進協議会を支援した。さらに、アドバイザー派遣事業で全国20地域への技術的な助言や指導等を行い、エコツーリズムガイド育成

事業で79名のガイド育成等を行った。平成25年度も各事業を実施しており、エコツーリズムに取り組む地域協議会の支援を行っている。エコツーリズム推進基本方針に基づく、重点的に取り組むべき当面の課題は、地域への支援、人材育成、戦略的広報、科学的評価方法に関する調査研究、他施策との連携強化である。

※「エコツーリズム推進全体構想」

エコツーリズム推進法に基づき市町村が、エコツーリズムを推進する地域、エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地、エコツーリズムの実施の方法等を定め、主務大臣（環境大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣）の認定を受けたもの。

【グリーン・ツーリズムの推進】

農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動である「グリーン・ツーリズム」を推進し、都市と農村、漁村を多方向で行き交う新たなライフスタイルの実現を目指し、平成24年度は、「食と地域の交流促進対策交付金」により、集落ぐるみのグリーン・ツーリズム等多様な都市農村交流の促進に取り組む229地域を支援した。平成25年度は、グリーン・ツーリズム等の都市と農山漁村の共生・対流を促進する地域の手づくり活動について、外部人材の活用や活動拠点施設の整備を含めた、総合的な取組を支援する。

今後も引き続き、農山漁村における受入地域の体制整備や活動拠点施設の整備などを推進していく。

【川の魅力をいかした地域づくりの推進】

地域の文化、自然とのふれあい、保全・活用する機会を増やすため、地域と連携を図りながら、川の魅力をいかした地域づくりを推進するため、まちづくりと一体となった水辺空間の整備等のハード面と規制緩和等のソフト面の両面からの支援・推進、河川の水質浄化を実施した。引き続き、川の魅力をいかした都市・地域づくりを推進していく。

【森林・林業体験交流促進対策】

国有林野を利用した森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁村における体験活動とも連携し、平成24年度末時点で20箇所において、フィールドの整備や学習・体験プログラムの作成を実施した（平成21年度から実施）。

引き続き「子ども農山漁村交流プロジェクト」における受入モデル地域との連携を図りつつ、森林・林業体験活動の機会を提供していく。

【ナショナル・トラスト運動の促進】

生物多様性の保全を目的としてNPO等が活動を行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得（ナショナル・トラスト運動等）が促進されるよう、情報の提供や助言等の必要な援助を実施することとし、平成24年度は、ナショナル・トラスト運動に伴う税制上の優遇措置が受けられる自然環境保全法人を1件認定した。

また、環境省ウェブサイトにおいて、「ナショナル・トラスト活動に係る税制上の優遇措置（通知）」、「ナショナル・トラストの手引き」、「各種パンフレット」等について情報提供を実施しており、引き続き、ナショナル・トラスト運動の促進に向けた取組を推進していく。

【地産地消の推進】

地域の農林水産物を生産者が直接消費者に販売することにより、地域の活性化、生産者と消費者の交流を促進し、農林水産物の輸送距離の短縮による環境負荷の低減などにつながる地産地消の取組を推進するため、取組に必要な新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備を支援することとし、平成24年度は6次産業総合推進事業として新商品開発や販路開拓等を208箇所、6次産業化推進整備事業として農林水産物の加工・販売施設等の整備を55箇所支援した。

引き続き、地産地消の取組に必要な新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備を支援していく。

(参考 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用及び地域間の交流の好事例)

中央環境審議会総合政策部会では、第四次環境基本計画の進捗に係る点検の一環として、平成25年8月に、北海道、関東、中部の3箇所において地域づくりに関する以下のような取組を把握した。

北海道ブロック

- 家畜ふん尿を利用したバイオガス発電、液肥の還元の取組（鹿追町）
- 林地残材を原料とする木質バイオマス利活用による雇用創出の取組（㈱NERC）
- 市民出資による風力発電の取組（NPO法人北海道グリーンファンド）

関東ブロック

（静岡県の高い日照時間を利用した取組）

- 市民が出資するコミュニティソーラーを教育文化、スポーツ施設等に設置する取組（NPO法人アースライフネットワーク）
- 低炭素分譲住宅によるエネルギーの「地産地消」の取組（静岡瓦斯㈱）
- 地方自治体と金融機関が協定を締結し、太陽光発電システム導入拡大に向けた様々な事業を協力して行う取組（浜松信用金庫）
- 地域住民の資源回収による収益金を利用して小中学校に太陽光発電施設を設置し、環境教育にも活用する取組（掛川市、NPO法人WAKUWAKU西郷）

中部ブロック

- 林地残材を「木の駅」に手軽に出荷できる仕組みを構築し、地域通貨と併用することにより地域を活性化する取組（NPO法人地域再生機構）
- 鳥獣被害の当事者の鳥獣捕獲を支援し、猪肉・鹿肉を販売することによって地域の活性化を図るとともに、都市と農山村地域との交流を促進する取組（NPO法人メタセコイアの森の仲間たち）
- 小水力発電を利用したエネルギー地産地消の取組（富山国際大学）
- 地域住民からの出資を募り、社会性の高い事業に取り組むNPOやコミュニティビジネスに融資を行う仕組みづくりの取組（コミュニティー・ユース・バンクmomomoto）

今後の課題

- 持続可能な社会を実現するための地域づくりを進めるに当たっては、地域の自発的かつ先進的な取組を進める様々な主体に対しての支援に努めるとともに、各地での取組の状況を検証しつつ、地域資源を活用する上での制約要因を明らかにし、その解消に向けた検討に努めるなど、地域づくりを促進するための環境の構築を進めるべきである。特に自立分散型エネルギーの導入は、災害時などにも影響されない頑健性・自立性のある地域エネルギーの確保等、地域の自律性の向上等に効果があることに留意すべきである。

また、地域づくり・人づくりの取組を進めるに当たっては、関係省庁の行う様々な観点からの取組相互の連携を行うことと併せて、様々な専門知識を有するアドバイザー等との連携の重要性に留意して支援等を行っていくべきである。

- 持続可能な地域づくり・人づくりに関する地域での取組については、国全体として取組の実態の把握が十分にできていないことから、地域での取組の状況を把握することに努めるとともに、各地の先進事例について、多様な主体が共有・活用できるような基盤整備に努めるべきである。

- 平成 26 年 11 月に名古屋市、岡山市で開催される「持続可能な開発のための教育（E S D）に関するユネスコ世界会議」に向け、E S Dの視点を重視した環境教育に関する様々な取組を加速させるべきである。例えば、環境教育については、関係省庁において多くの取組が進められているが、これらに加えて地域や企業等の様々な主体による取組もあることから、関係省庁のさらなる連携に加え、全国の各地域において、教育関係者、民間団体、地元企業等からなるネットワークを構築、維持できる体制の整備を通して、地域の特色を生かした持続可能な社会づくりの担い手を育む環境教育が広く根付き、継続されるよう工夫していくことが必要である。

4. 水環境保全に関する取組

重点検討項目①：健全な水循環構築のための取組

流域全体を捉え、地域の特性に応じた課題を取り込みつつ、取組を推進する観点から、以下の a) から d) の項目について点検を実施した。

- a) 流域に共通する施策の取組の状況
(効率的・持続な水利用、生活排水処理、地下水汚染対策、生物の多様性の確保・気候変動対応、住民参加の推進 等)
- b) 森林の水源涵養、生物多様性を目的とする山間部での取組の状況
- c) 川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上、面源からの負荷の削減を目的とする農村部及び都市郊外部での取組の状況
- d) 河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組の状況

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

- 近年の国民のニーズの多様化や社会情勢の変化を踏まえると、環境保全上健全な水循環の確保を含め、より望ましいかたちで、水環境の改善・保全を進めていく取組が求められている。
- 良好な水環境が保全され、持続的な利用が図られるよう、国、地方公共団体、流域住民等関係者の連携を図りつつ、流域全体を視野に入れ、水循環の健全化に向けた取組を推進していく必要がある。

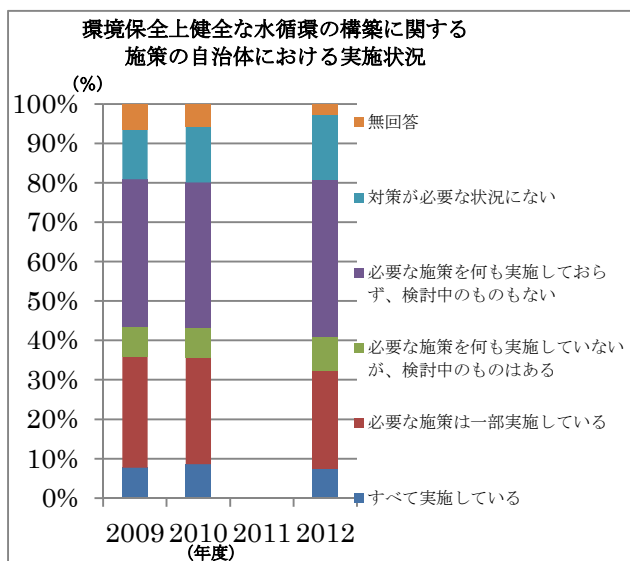
(2) 主な取組状況等

- a) 流域に共通する施策の取組の状況
(効率的・持続な水利用、生活排水処理、地下水汚染対策、生物の多様性の確保・気候変動対応、住民参加の推進 等)

1. 流域全体を総合的に捉え、効率的かつ持続的な水利用等を今後とも推進していくため、水の再利用等による効率的利用、水利用の合理化、雨水の利用等を進めるとともに、必要に応じて、未活用水の有効活用、環境用水の導入、ダムの弾力的管理を図り、水質や水生生物等の保全等の観点から、流量変動も考慮しつつ、流量確保のための様々な施策を行う。

以上を推進するため、以下の取組を行っている。

図表Ⅲ－16.

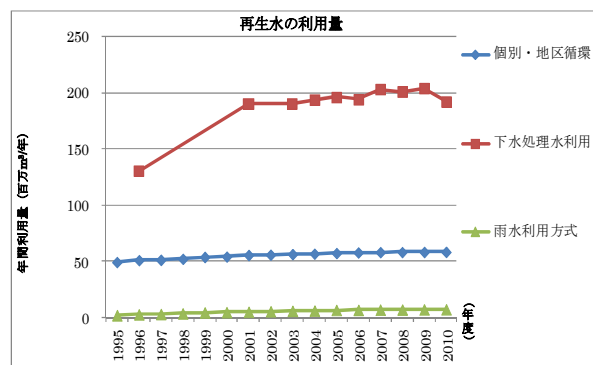


1) 自治体（都道府県及び市町村）の回答数
2009年：1371、2010年：1358、2012年：1194

① 下水処理水の再利用等による水循環系の健全化

地域の水循環系の健全化貢献の観点から、下水高度処理等による再生水を修景・河川維持用水等として供給することで、地域の水循環系の健全化を図り、平成 22 年度は、修景用水・河川維持用水・融雪用水等として再利用された水量は年間約 1.92 億 m³ 供給している。

図表Ⅲ－17.



② 雨水貯留浸透施設の整備及び雨水利用の促進

集中豪雨時における都市水害等の軽減を図るとともに、健全な水循環の再生を図るため、雨水貯留浸透施設等の設置を行っている。平成 23 年度末で、全国で約 1,800 の建築物に雨水利用施設が導入され、雨水利用量は約 800 万 m³ である。

③ 環境用水の導入

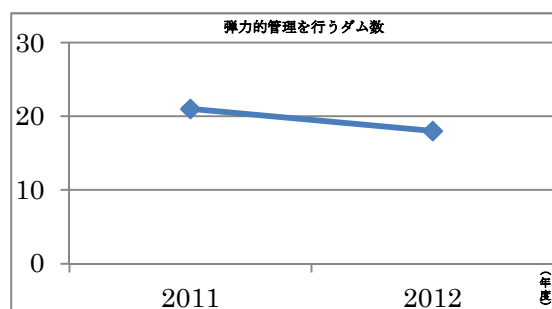
環境用水の導入を円滑に行えるように、水利使用の基準を明確にし、関係行政機関等の調整による地域合意の下、水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を行っている。

環境省では、「環境用水の導入」事例集として全国の 47 事例をホームページで公表している。

④ ダムの弾力的管理による流況改善

ダム下流の河川環境を保全・改善するため、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量の一部を有効に活用するダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を実施しており、平成 24 年度は、ダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を全国の 18 ダムで実施した。

図表Ⅲ－18.



⑤ 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）

特に水環境の悪化が著しい河川・湖沼等における水質改善や水量確保の観点から、全国の 32 箇所において、地元市町村、河川管理者、下水道管理者等が一体となって「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、平成 13 年度から総合的な水環境改善事業を重点的に実施してきている。

※ 綾瀬川（BOD75%値） 昭和 61 年 26.7ml/l → 平成 22 年 3.5mg/l

2. 関係機関が連携して水環境の保全を進めるとの考えの下、生活排水処理を進めるに当たっては、人口減少等社会構造の変化等を踏まえつつ、地域の実情に応じて、より効率的な汚水処理施設の整備や既存施設の計画的な更新や再構築を進めるとともに、河川水を取水、利用した後の排水については、地域の特性に応じて見直しを含めた取排水システムの検討を行う。

以上を推進するため、以下の取組を行っている。

① 汚水処理施設整備の推進、連携

効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の適切な役割分担の下、汚水処理施設の整備を連携して推進するとともに、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進を、国交省、農水省、環境省の 3 省で連携して実施している。

※汚水処理人口普及率：全体 88%（下水道 76%、浄化槽 9%、農業集落排水施設 3%：H23 末時点）

② 健全な水循環構築のための水道事業者等の取組の推進

水道広域化、漏水対策、用途間転用等による水資源の有効利用、流域関係者と連携した取排水システムの再編等良好な水道水源の確保、所要の施設整備による安心・快適な水道水の供給を推進する。

水道法に基づく水道事業の認可を通して、また水道施設整備に対する効果的な国庫補助を実施するなどにより、安全・快適な水道水の供給が確保されるよう、技術的支援・財政的支援を行っている。

■（指標；有効率(%)（＝年間有効水量／年間給水量））

目標値 ⇒95%

実績値 ⇒平成 22 年度末；92.9%、平成 21 年度末；92.8%、
平成 20 年度末；92.9%

■（指標；原水良好度（有機物（T O C）の水道原水における水道水質基準達成率（%）））

目標値 ⇒前年度以上

実績値 ⇒平成 22 年度末；96.8%、平成 21 年度末；96.5%、
平成 20 年度末；96.1%

■（指標；水道普及率（%））

目標値 ⇒前年度以上

実績値 ⇒平成 22 年度末；97.5%、平成 21 年度末；97.5%、
平成 20 年度末；97.5%

③ 取排水系統の検討

河川からの取水、利用した後の河川への排水については、取排水施設の設置時、取排水施設の見直しを行う時において、流域関係者での調整が図られている。

3. 流域全体を通じて、貯留浸透・涵養能力の保全・向上を図り、湧水の保全・復活に取り組むほか、降雨時等も含め、地下水を含む流域全体の水循環や栄養塩類などの物質循環の把握を進め、地域の特性を踏まえた適切な管理方策の検討を行う。その際、地下水については、共有資源としての性格にも留意し、地下水流域の観点に立って検討を行う。また、非意図的な地下水汚染の未然防止の取組を進めること等により、有害物質による地下水汚染対策を推進する。さらに、流水は、土砂の移動にも役割を果たしていることから、流域の源頭部から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、土砂移動の調査研究や下流への土砂還元対策、関係機関との事業連携のための方針の策定に取り組む。

以上を推進するため、以下の取組を行っている。

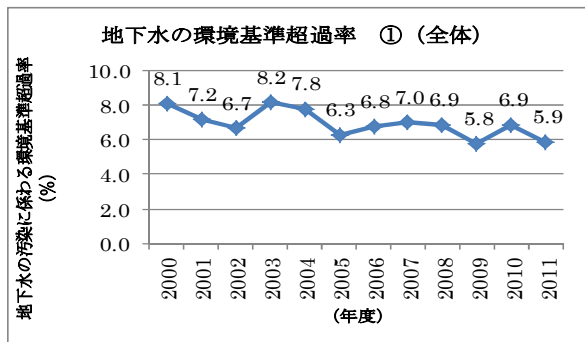
① 地下水の保全と利用の適正化

平成 19 年の「今後の地下水利用のあり方に関する懇談会」の提言を踏まえ、非常時における地下水の活用方策の公表や観測データの電子化等を促進してきており、引き続き「地盤沈下防止等対策要綱地区」の総合的な地盤沈下対策や地下水の保全と利用の適正化についての検討等を進めている。

② 地下浸透の防止による地下水汚染対策の推進

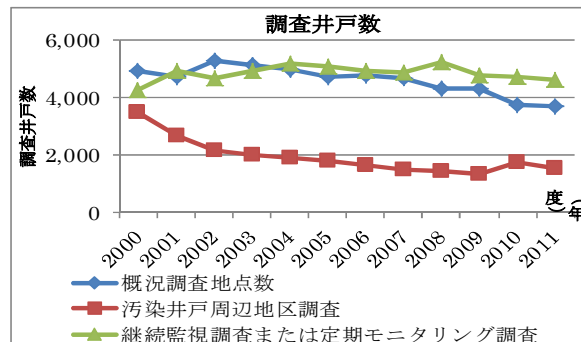
平成 23 年の水濁法改正により、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対して、漏洩防止のための構造基準等の遵守義務や定期点検・記録の保存の義務などが追加された。これを受け、構造基準適合のための参考となる事例集を作成するなど、この新たな制度のフォローアップや施策の充実を図ることにより、自治体・事業者による地下水汚染対策を推進している。

図表Ⅲ-19.



- 1) 数値は概況調査の調査結果における地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率。
- 2) 超過率は全調査井戸数のうち何らかの項目で環境基準を超過した井戸数の割合。
- 3) 年度によって調査対象の井戸が異なるため、単純比較できないことに留意する必要がある。

図表Ⅲ-20.

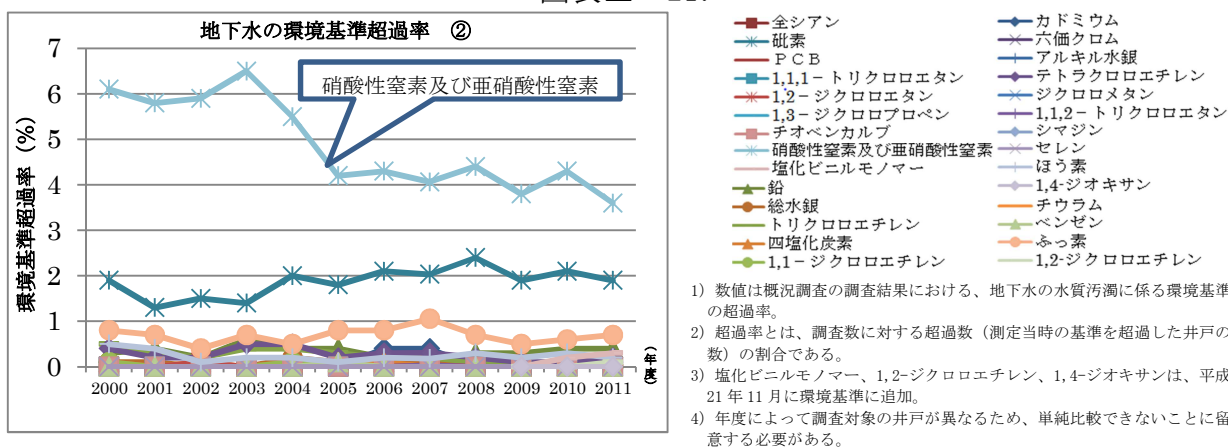


- 1) 定期モニタリング調査は平成 21 年度より継続監視調査へ調査区分が変更となった。

③ 流域視点からの硝酸性窒素対策の推進

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、地下水環境基準項目の中で、最も超過率が高く、対策の推進が急務である。このため、代表的な地域において、地下水の流量や硝酸性窒素の動態把握のためのシミュレーションモデルを作成し、対策を実施した際の削減効果及び地下水の窒素濃度の将来予測を行い、効果的な対策と削減目標値等を検討してきた。なお、硝酸性窒素による汚染は広範囲で、原因も多岐かつ面的（施肥、家畜排せつ物、生活排水等）であることから、流域内の地域が一体となり、重点的に対策を推進するための包括的な制度を検討・構築する必要がある。

図表Ⅲ-21.



- 1) 数値は概況調査の調査結果における、地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率。
- 2) 超過率は、調査数に対する超過数（測定当時の基準を超過した井戸の数）の割合である。
- 3) 塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサンは、平成 21 年 11 月に環境基準に追加。
- 4) 年度によって調査対象の井戸が異なるため、単純比較できないことに留意する必要がある。

④ 総合的な土砂管理の取組の推進

土砂の流れの変化に起因する問題が起きている流砂系において、土砂移動の調査研究や下流への土砂還元対策、関係機関との事業連携のための方針の策定に取り組んでおり、平成 24 年度は矢作川、那賀川にて策定した。

⑤ 雨水貯留浸透施設の整備及び雨水利用の促進

再掲 P55 1. ②

4. より一層の生物多様性の確保を図るため、水辺地を含む流域の生態系を視野に入れた水辺地の保全・再生に取り組み、多様な水生生物の種や個体群などの保全を図る。また、底層における水生生物の生息、水生植物の生育への影響、新たな衛生微生物指標などに着目した環境基準等の目標について調査検討を行い、指標の充実を図る。さらに、多種多様な化学物質による水環境への影響を低減するため、生物を用いてこれらの水環境への影響を把握する排水管理手法の検討を行う。

以上を推進するため、以下の取組を行っている。

① 生物多様性国家戦略の改定及び推進

愛知目標達成のためのロードマップの提示及び東日本大震災の経験を踏まえ人と自然との豊かな関係を再構築するための今後の自然共生社会のあり方の提示を目的として、平成 24 年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」を閣議決定し、「森・里・川・海のつながりを確保する」を基本戦略の一つに位置付け、流域全体の生態系の保全とネットワークの形成を効果的に進めるための方策を検討し、取組を推進することを記載した。

② 多自然川づくりの推進

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を全ての川づくりの基本として推進している。

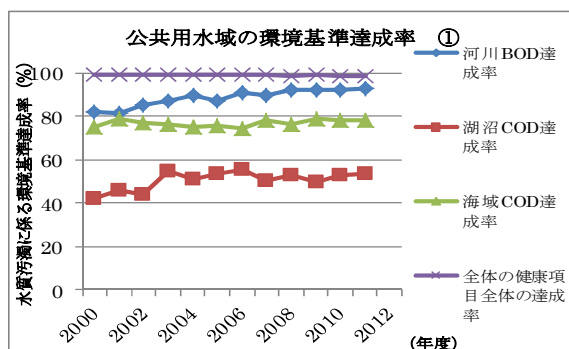
③ 新規環境基準項目の検討

有機汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）の平成 23 年度の環境基準達成率は 88.2%となっている。水域別では、河川 93.0%、湖沼 53.7%、海域 78.4%となっており、河川における達成率は高く、年々上昇傾向にある。海域では、達成率は近年横ばいであるが、湖沼では依然として達成率が低い状況である（湖沼、海域の全窒素・全燐の達成率は図表Ⅲ-23 及び 24 の通り）。

海域及び湖沼において、下層における水生生物の生息域を確保する観点から下層の溶存酸素（下層DO）、水生植物の生育に必要な環境を確保する観点から透明度の環境基準化について検討を進めている。海域（特に閉鎖性海域）や湖沼の水環境を改善するため、より国民の実感にあった分かりやすい指標について、具現化を図る必要がある。

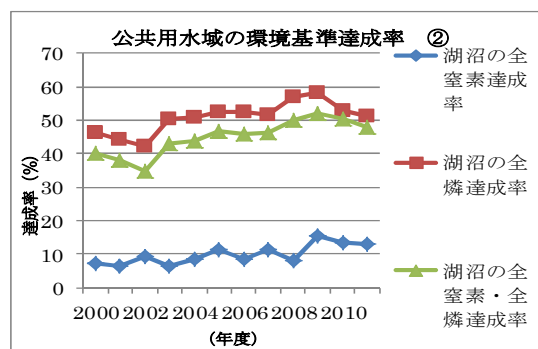
また、新たな衛生微生物指標として大腸菌数に着目し、大腸菌群数に代わる環境基準として検討を進めている。

図表Ⅲ－22.



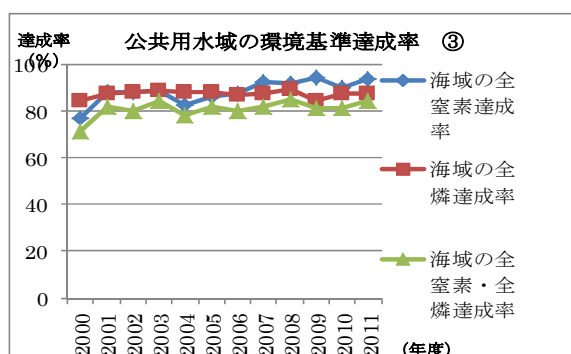
- 1) 河川はBOD、湖沼及び海域はCODである。
- 2) 達成率 (%) = (達成水域数/類型指定水域数) × 100

図表Ⅲ－23.



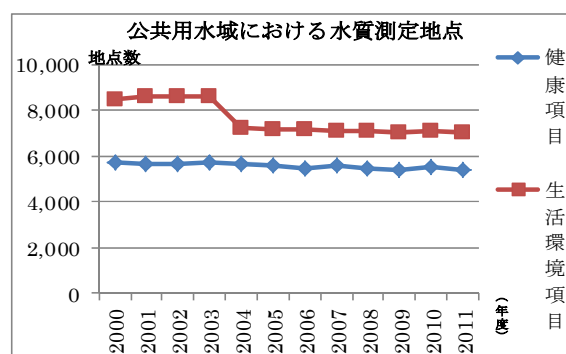
- 1) 数値は全窒素及び全燐それぞれについて、環境基準を満足している水域の割合
- 2) 対象水域数は全窒素と全燐で異なる。

図表Ⅲ－24.



- 1) 数値は全窒素及び全燐それぞれについて、環境基準を満足している水域の割合。
- 2) 海域については、全窒素のみ又は全燐のみ環境基準を適用する水域はない。

図表Ⅲ－25.



- 1) 生活環境項目は、BOD等7項目、全窒素及び全燐、全亜鉛(水生生物)について測定した地点数の合計値。
- 2) BOD等7項目について測定した地点数と全窒素及び全燐について測定した地点数には重複がある。ここで示している生活環境項目の地点数は、各項目について測定した地点数の単純合計(のべ地点数)ではない。

④ 生物応答を利用した水環境管理手法の推進

水環境中に排出された化学物質による環境リスクについては、低濃度で存在し毒性自体が未知の多様な化学物質の人の健康や水生生物への影響が懸念されている。このため、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する手法として、生物応答を利用した水環境管理手法の検討を行っている。これまでに、生物応答手法を用いた排水試験法の検討、生物応答手法の適用事例・データの文献収集等を行っている。

5. 気候変動に伴う気温の上昇や降雨量の変動幅の増大等により、水温上昇、水質や生態系の変化などの水環境への影響が予想されることから、これらの影響の把握と知見の蓄積を行い、想定される影響への適応策について検討を行う。

また、地震等災害時等においても、国民生活上最低限求められる水循環を確保できるよう、災害に強くエネルギー効率の高い適切な規模の水処理システムや水利用システムの構築や災害時の水環境管理の方策の確立など様々な施策を推進する。

以上を推進するため、以下の取組を行っている。

① 気候変動による水質等への影響解明、水循環への影響評価・適応策検討

気候変動が公共用水域の水質及び生態系に与える影響把握や将来の気候変動に伴う水環境の変化の予測、想定される影響に対する適応策の検討に向け平成 21 年度から平成 24 年度まで「気候変動による水質等への影響解明調査」を実施してきた。

その結果、1980 年代～2000 年代の約 30 年間で公共用水域の過去の水温上昇が確認され、モデル湖沼として選定した琵琶湖では、気温上昇と水温上昇の間には一定の相関性があり、冬季気温の上昇が全循環開始時期の遅れに影響を及ぼすとの試算結果が得られた。

② 地震等災害対策の推進

水道については、水道施設の耐震化を推進するとともに、被災した場合も、早期復旧や応急給水体制の整備、水供給のバックアップ体制の構築により、水道施設全体として水供給が途絶えることのないよう対応している。

下水道については、防災拠点と処理場を結ぶ管きよ、災害時においても機能を確保すべき処理場施設等の下水道施設の耐震化を図る「防災」、下水道BCPの策定等被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進している。

③ 水道水質事故への対応

平成 24 年 5 月に利根川水系の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され広範囲で取水障害が発生したことを踏まえ、厚生労働省では、同年 7 月に「水道水源における消毒副生成物前駆物質汚染対応方策検討会」を設置し、以下についてとりまとめ、平成 25 年 3 月に都道府県等へ、「水道水源における水質事故への対応の強化について」として通知した。

○ 排出側での管理を促すため、浄水施設での対応が困難な物質についてリストアップ。

○ 水道事業者等による水質事故への対応能力の向上に向けた方策として、水質事故発生時に備えた体制整備、水源のリスク把握の強化、水源の監視体制の強化、高度浄水処理施設等の整備による対応能力の強化及び影響緩和措置による対応能力の強化について提示。

環境省では、平成 24 年 6 月に「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」を設置し、対応すべき事項についてとりまとめた。

これを受け、同年 9 月に水質汚濁防止法施行令の改正を行い、原因物質であるヘキサメチレンテトラミンを事故時の措置対象物質（指定物質）へ追加し、工場・事業場におけるヘキサメチレンテトラミンの排出に係る適正な管理を推進するため、排出水のホルムアルデヒド生成能の目安等留意点について都道府県及び水濁法政令市に通知した。

6. 水環境に精通した人材育成が欠かせない。分かりやすい指標等の検討と併せて、人と水とのふれあい活動を促進するとともに、環境教育等を通じて、国民の水環境への関心を高めていく。また、水循環の機構の解明等良好な水環境の形成に資する調査研究や科学技術の進歩をいかした技術開発を推進する。

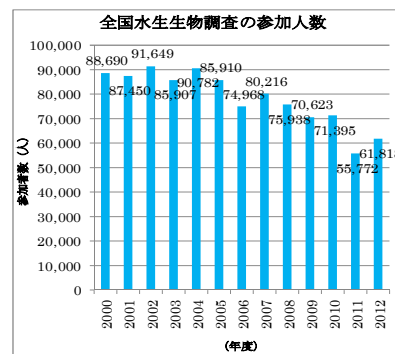
以上を推進するため、以下の取組を行っている。

① 全国水生生物調査

水生生物の生息状況は水質汚濁の影響を反映することから、水生生物を指標として河川の水質を総合的に評価するため、また、環境問題への関心を高めるため、一般市民等の参加を得て調査を行っている。

なお、調査に用いる指標生物については、平成 23 年度に川の水のよごれ（水質ランク）をより判別しやすくすることを目的として見直しを行った。

図表Ⅲ－26.



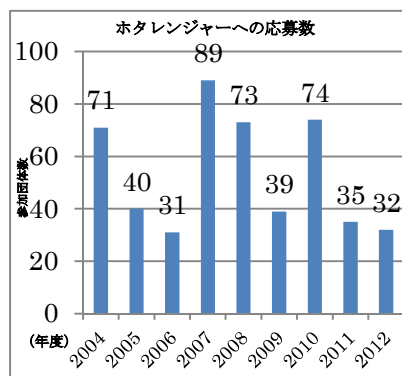
② 水辺のすこやかさ指標

学校での総合学習や住民・NPO等の環境学習において、地域に根ざした環境学習を行う際のツールとして活用することを目的に、多様な視点から川を取り巻く環境を調べる際に活用できる指標として策定した「水辺のすこやかさ指標（みずしるべ）」について、学習教材用テキストの周知など、普及啓発を進めている。

③ こどもホタレンジャー事業

水環境保全活動を促進するとともに、直接水環境とふれあうことを通じて環境保全に対する理解と活動の推進を図ることを目的とし、活動の報告を募集し、優れた取組の表彰等を行っている。平成 24 年度は 32 団体からの応募があり、そのうち 6 団体に対して環境大臣賞等の表彰を行った。

図表Ⅲ－27.



④ 海洋環境保全思想の普及・啓発活動

具体的には、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会、訪船指導、訪問指導及び若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室を実施している。

平成 24 年における海洋環境保全に関する活動の実施状況は以下のとおり。

海洋環境保全講習会 138 回（参加人数 4,481 名）

訪船指導 1,655 隻

訪問指導 1,221 か所

海洋環境保全教室 408 回（参加人数 55,944 人）

⑤ 環境研究・環境技術開発の推進

「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成 22 年 6 月中間審答申）及び原課の要望を踏まえ、環境省が必要とする研究開発テーマ（行政ニーズ）を提示して公募を行い、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、外部専門家・有識者等からなる評価委員会による事前評価を経て採択された課題を研究している。

水環境保全に関しては、「健全な水循環システムの構築」、「環境計測・分析・汚染対策技術の強化・最適化」等に資する研究開発を公募対象としており、「湖沼水質形成における沿岸帯の機能とその影響因子の評価に関する研究」、「湖沼のブラックボックス負荷『底泥溶出』の定量評価に関する研究」、「持続可能な沿岸海域実現を目指した沿岸海域管理手法の開発」等に取り組んでいる。

⑥ 環境調和型水循環技術開発

水質規制の強化や水循環利用（再利用等）のニーズに対応すべく使用される膜や有害物質除去等の高度な水処理技術は、膨大なエネルギーの消費が問題となっているため、省エネ性や環境性能に優れた水処理に係る要素技術の開発を行い、実用化を目指すことを目的とし、①革新的膜分離技術の開発、②省エネ型膜分離活性汚泥法（MBR）の開発、③産業排水等からの汚泥を削減し省エネ化を実現する有用金属回収技術の開発、④難分解性の化学物質等の分解を省エネ化する高効率難分解性物質分解技術の開発の 4 テーマを実施し、現時点で、膜分離処理のエネルギー削減率 50%の目標に対し、削減率 50%を達成、MBR 処理のエネルギー削減率 30%の目標に対し、削減率 42%を達成、汚泥処理・処分のエネルギー削減率 80%の目標に対し、削減率 55%、窒素除去のエネルギー削減率 50%の目標に対し、削減率 40%であった。

⑦ 環境・エネルギー対策資金（公害防止関連）

事業者の公害防止対策に対する取組を促進し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境保全を図るために、中小企業等が水質汚濁関連を含む設備を導入するために必要な設備資金の低利融資を実施し、過去 5 年の水質汚濁関連の貸付実績額は 60.6 億円（137 件）であり、中小企業等に非収益設備である水質汚濁関連等の公害防止設備の導入に広く活用されている。

⑧ 公害防止用設備に対する固定資産税の課税標準の特例措置（污水・廃液処理施設）

污水又は廃液処理施設を導入した際に、固定資産税の課税標準の特例（特例率：1/3）を認めることとし、優遇措置の対象となる装置の取得価額、取得件数、これに伴う減税額はそれぞれ以下のとおり。

平成 23 年度：取得価額 835 億円、取得件数 7794 件、減税額 7.8 億円

平成 22 年度：取得価額 388 億円、取得件数 5322 件、減税額 3.6 億円

b) 森林の水源涵養、生物多様性を目的とする山間部での取組の状況

7. 森林は水源涵養機能、生物多様性保全機能など水環境の保全に資する多様な公益的機能を有しており、それらの機能を今後とも維持、向上させるよう、その保全、育成や適切な管理を図る必要がある。このため、水源地対策を進めながら、保安林等の法制度の活用や治山施設の整備により、森林を保全する。また、流域全体を通じて森林所有者等による森林の適正な整備を推進するとともに、水源涵養機能等の発揮を図るための適正な整備を必要とするものについては、治山事業など公的主体による森林の整備の推進を図る。さらに、溪畔林など水辺森林の保全・管理に際して水環境の保全により一層配慮するとともに、森林の公益的機能に着目した基金を地域の特性を踏まえて活用することやボランティア活動など流域の住民や事業者が参加した森林の保全・整備の取組を推進する。なお、森林整備に当たっては、地域の特性に応じた伐期の多様化や、複層状態の森林の整備等、多様な森林整備を通じて保水能力の高い森林の育成に努める。

以上を推進するため、以下の取組を行っている。

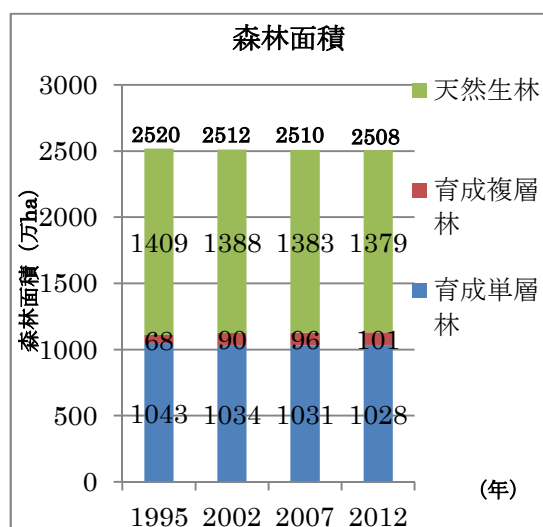
① 治山事業（公共）

地震、集中豪雨等により発生した荒廃地の復旧整備や、水源地域において、機能の低下した保安林の整備等を実施することにより、国土の保全、水源かん養等森林の公益的機能を維持増進し、地域の安全・安心の確保、環境の保全を図る。周辺の森林の山地災害防止機能等が確保されている集落数は、平成 23 年度は 53,569 集落、平成 24 年度は 54,113 集落となっている（目標値：56,000 集落（平成 25 年度））。

② 森林整備事業（公共）

国土の保全や水源の涵養といった水土保持機能、生物の生息・生育の場としての生態系を保全する機能及び林産物を供給する機能等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、多様で健全な森林づくりを推進する。育成途中にある水土保持林（土壌の保持や保水機能を重視する森林）のうち、機能が良好に保たれている森林の割合は、平成 25 年度までの目標値 78.68% に対し、平成 23 年度は 73.70%、平成 24 年度は 73.77% である。

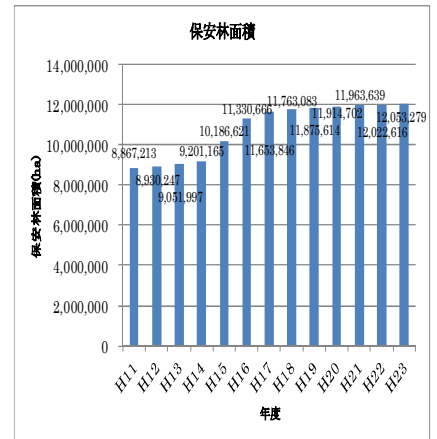
図表Ⅲ－28.



③ 多様な主体による森林づくり活動の促進

森林の保全・整備については、森林所有者だけでなく、流域住民や事業者など多様な主体が参加することが重要であり、こうした活動を促進するための施策を講じ、平成 24 年度はNPO等の 7 団体、平成 25 年度はNPO等の 3 団体に支援を実施している。

図表Ⅲ－29.



1) 森林面積は、10 万 ha 単位で四捨五入している。
2) 各年とも 3 月 31 日現在の数値である。

c) 川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上、面源からの負荷の削減を目的とする農村部及び都市郊外部での取組の状況

8. 農村・都市郊外部においては、川の流れの保全や回復と、流域の貯留浸透・涵養能力の保全・向上や面源からの負荷の削減を今後とも図る必要がある。このため、里地里山の保全、緑地の保全、緑化、適正な施肥の実施、家畜排せつ物の適正な管理を推進する。水源涵養機能等の農業の多面的機能は、農業の持続的な営みを通じて発揮されることから、水田や畑地の保全を推進し、耕作放棄地の発生を防止する。また、地域住民を含め多様な主体の参画を得て、水田や水路、ため池など農地周りの水環境の保全活動を進めるとともに、環境との調和に配慮しつつ基盤整備を推進する。あわせて、地盤沈下などが発生するおそれのある地域では、継続して監視を行うとともに、地下水利用の適正化や表流水への転換を含めた代替水対策を進める。

以上を推進するため、以下の取組を行っている。

① 雨水貯留浸透施設の整備及び雨水利用の促進

再掲 P55 1. ②

② 里地里山の保全

里地里山の保全活動を効率的かつ持続可能な取組とするため、技術研修会の開催、先進的な事例に関する情報共有、対象地域の選定方法や取組に関する評価手法の提供などを実施した。また、多様な主体の参画を図るため、都市と地域を結んだ里地里山の保全管理を進めるための「新たな共同管理のための手引書」を平成 24 年度に作成・公表した。

③ 治山事業（公共）

再掲 P64 7. ①

④ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、畜産業の健全な発展に資することを目的に、家畜排せつ物の処理・保管施設の構造基準等を内容とする管理基準の策定し、法施行状況調査(平成 23 年 12 月 1 日時点)については、管理基準対象農家 53,160 戸の約 99.9%が管理基準に適合との結果である。

⑤ 持続的な農業生産方式の導入の促進

環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図るため、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)を認定し、支援措置を講じることにより持続性の高い農業生産方式の導入を促進。平成 24 年度末現在のエコファーマー累積新規認定件数は 278,540 件であり、平成 26 年度までに 34 万件とすることを政策目標としている。

⑥ 環境保全型農業直接支援対策の推進

平成 23 年度から、化学肥料・化学合成農薬の 5 割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等を支援。平成 23 年度の実施面積は 17 千 ha、平成 24 年度の実施面積は 41 千 ha(前年比約 2.5 倍)(H24 耕地面積 4,549 千 ha)と大幅に増加しており全国的に取り組まれている。

⑦ 農業環境規範の普及・定着

土づくりの励行や、適切で効果的な施肥等、農業者が農業生産活動において実行されるべき基本的な取組として取りまとめた「環境と調和の取れた農業生産活動規範(農業環境規範)」を平成 17 年に策定し、その普及・定着を推進。取組の普及・定着を図るため、補助事業等の要件等について、農業環境規範を関連づけることを実施しており、平成 25 年度は 38 事業において実施している(平成 24 年度:38 事業)。

⑧ 有機農業の推進

有機農業への参入支援、栽培技術の体系化や有機農産物の理解促進等の地域段階だけでは対応困難な取組の推進とともに、有機農業に取り組む産地の供給力拡大のための安定供給力強化等の取組を支援。平成 24 年度において、有機農業の参入希望者を対象とした相談活動、栽培技術の体系化を推進するためのマニュアルの作成、実需者に対する有機 JAS 認定農産物の取扱促進のための講習会、地域ブロック毎のマッチングフェアの開催及び有機農業に取り組む産地 50 地区の収益力を向上させるための取組に対して支援している。平成 25 年度においては、有機農業が地域に定着することによる経済的波及効果等についても収集・分析等の取組、有機農業に取り組む産地の供給力拡大のための安定供給力強化等の取組も支援している。

⑨ 耕作放棄地対策の推進

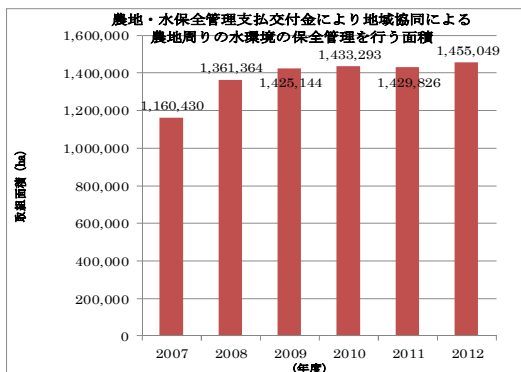
最も基礎的な生産基盤である農地が減少する中、耕作放棄地の面積が増大している状況であり、耕作放棄地の再生・利用を図り、農地を確保し、我が国の食料供給力

の強化を図るため、基盤整備を通じた耕作放棄地の有効活用、中山間地域等直接支払や農地・水保全管理支払による耕作放棄地の発生防止、放牧利用や市民農園としての利用促進、農業委員会が農地の利用状況調査や遊休農地の農業上の増進を図るために必要な指導等の活動支援、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金による荒廃した耕作放棄地の再生利用に対する支援等、各般の施策を講じてきている。農用地区域における荒廃した耕作放棄地の解消面積は、平成 22 年度が 7.2 千 ha、平成 23 年度が 8.8 千 ha（平成 22～26 年度の解消目標面積は 6 千 ha/年）である。

⑩ 農地・水保全管理支払交付金の推進

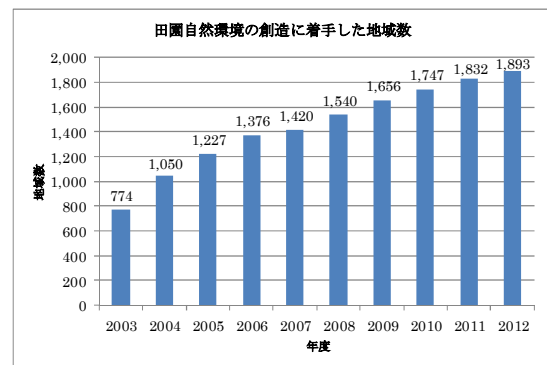
地域共同で行う、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの農地、水路等の資源の日常の管理と、水質保全、生態系保全などの農村環境の保全のための活動への支援（共同活動支援）、集落の手による農業用排水路等の長寿命化の取組、水質や土壌等の高度な保全活動を行う集落への支援等（向上活動支援）を実施している。共同活動支援については、全国約 146 万 ha（平成 24 年度）において取組を行っている。中山間地域等直接支払交付金と併せ、平成 28 年度において約 200 万 ha の農地において農地・農業用水等の保全管理に係る協定に基づく地域共同活動により適切な保全管理を実施することとしている。

図表Ⅲ－30.



- 1) 取組面積は、道府県別面積の小数点以下を四捨五入し、合計したものである。
- 2) 平成 23 年度取組状況は、平成 24 年 5 月 31 日現在で取りまとめた数値。
- 3) 取組面積は、水環境の整備に限ったものではなく、農道等の整備も含む何らかの整備を行った農地エリア全体の面積であるという点に留意が必要。

図表Ⅲ－31.



- 1) 2012 年度は、「農業生産基盤の整備において農村環境の創造に着手した地域の数」という項目で集計を行っている。
- 2) 地域数は、水環境の整備に限ったものではなく、景観に配慮した整備等何らかの整備を行った全体の地域数であるという点に留意が必要。

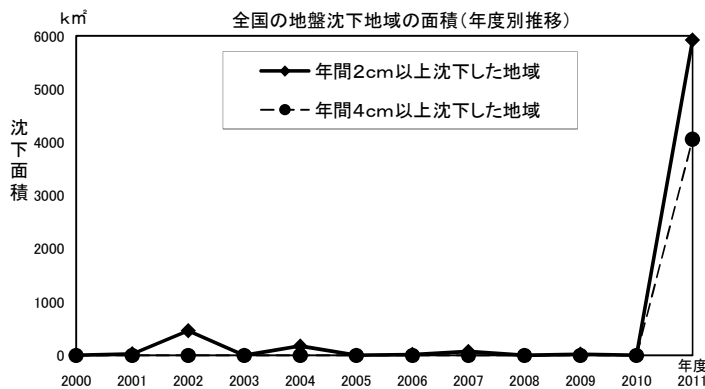
⑪ 多自然川づくりの推進

再掲 P59 4. ②

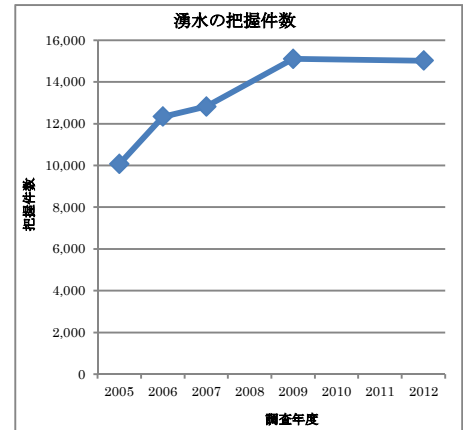
⑫ 地盤沈下等水管理の推進

地下水・地盤環境の保全を図ることを目的に、地下水質測定（平成 24 年度 1,267 市区町村）、地盤沈下測量（平成 24 年度 21 都道府県 31 地域）の取りまとめを行っている。また、地下水流域全体の地下水・地盤環境情報を統合的に捉えて「地下水の保全と利用のガイドライン（仮称）」を策定することを目標とし、平成 24 年度から検討会を開催している。

図表Ⅲ－32.



図表Ⅲ－33.



⑬ 地下水の保全と利用の適正化 再掲 P57 3. ①

⑭ 流域視点からの硝酸性窒素対策の推進 再掲 P58 3. ③

d) 河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組の状況

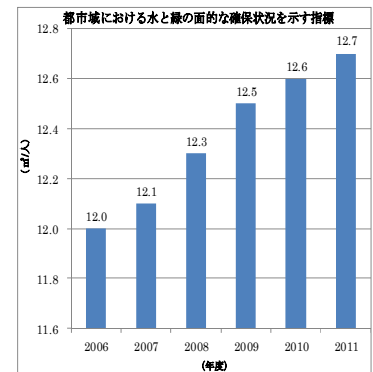
9. 都市部においては、水循環の変化による問題が現れやすく、河川流量の減少、親水性の低下、ヒートアイランド現象等が依然として問題となっており、貯留浸透・涵養機能の回復など、可能な限り自然の水循環の恩恵を増加させる方向で関連施策の展開を図る必要がある。このため、地下水涵養機能の増進や都市における貴重な貯留・涵養能力を持つ空間である緑地の保全と緑化を推進するとともに、都市内の水路等の創出・保全を図る。また、地下水涵養を促進するため、雨水浸透施設の整備、流出抑制型下水道の整備、透水性舗装の促進等を進める。さらに、雨水や下水処理水等の生活用水としての利用等を進めるとともに、貯水池の弾力的な運用や下水の高度処理水等の河川還元等による流量の確保等の取組を進める。河川護岸の整備に際しては、多自然川づくり等自然に配慮した河川整備を進めること等により水辺の自然環境を改善し、生物の良好な生息・生育の場の確保に努める。この他、親水性の向上、ヒートアイランド対策等への活用が有効な地域では、都市内河川、下水の高度処理水等の利用や地中熱、下水熱の利用を環境影響に配慮しつつ進める。地下水使用の抑制が必要な地域においては、表流水への転換を含めた代替水対策や地下水採取規制が行われていない地域での地下水使用の合理化等を進める。

以上を推進するため、以下の取組を行っている。

① 都市公園の整備、緑地保全等の推進

都市における緑とオープンスペースの確保を図るため、都市公園の整備、緑地保全等を推進する。（都市域における水と緑の公的空間確保量：12.0 m²/人（H18 年度）→12.7 m²/人（H23 年度）、目標値→13.5 m²/人（H28 年度））

図表Ⅲ－34.



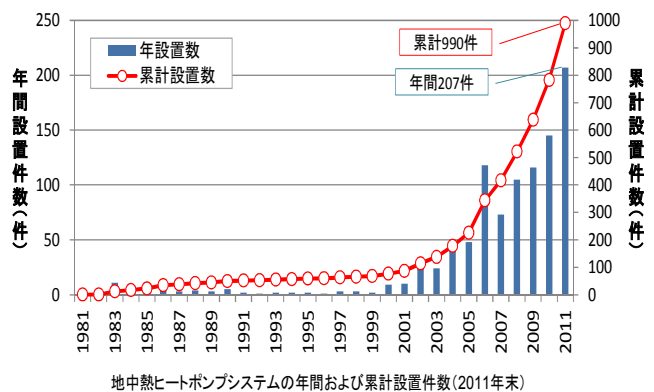
② 雨水貯留浸透施設の整備及び雨水利用の促進 再掲 P55 1. ②

③ 下水処理水の再利用等による水循環系の健全化 再掲 P55 1. ①

④ 多自然川づくりの推進 再掲 P59 4. ②

⑤ 先進的地中熱利用ヒートポンプシステム導入促進事業 図表Ⅲ－35.

二酸化炭素排出削減効果やヒートアイランド緩和効果が期待される地中熱利用ヒートポンプの普及促進を図ると同時に地中熱利用が地下水・地盤環境へ影響を及ぼすことを防止するため、モニタリング機器を備えた先進的地中熱利用ヒートポンプシステムを導入する事業への補助事業を平成 25 年度から実施し、30～50 件の応募を見込んでいる。また、「地中熱利用にあたってのガイドライン」を改訂することを目標とし、平成 24 年度から検討会を開催している。



⑥ 下水熱利用の促進

下水熱は都市に豊富に存在する温度差エネルギーであり、冷暖房や給湯等に活用することで、省エネ・省CO₂効果が発揮されるとともに、大気への廃熱の削減によるヒートアイランド抑制効果があることから、制度面・技術面等から下水熱利用を推進するため、社会資本整備総合交付金等による下水熱利用設備の導入支援、平成 24 年度からは低コスト型下水熱利用システムの実証事業を実施、また産官学による下水熱利用促進協議会を設置したところであり、さらには平成 23 年度、24 年度には、民間事業者による下水熱利用に係る規制緩和を実施している。（地域冷暖房への活用事例 3 件、下水道管理者による場外利用事例 7 件（H22 年度））

⑦ 地盤沈下等水管理の推進 再掲 P68 8. ⑫

⑧ 地下水の保全と利用の適正化 再掲 P57 3. ①

今後の課題

- 水資源の確保や環境の保全の観点から、水の適正な利用を通じた健全な水循環を確保することが重要である。関係各省をはじめ、関係者が十分に連携し、健全な水循環の形成のための施策を総合的に推進していく必要がある。
- 海域（特に閉鎖性海域）及び湖沼の水環境改善のため、国民の実感にあった分かりやすい目標設定を行うことが肝要である。このため、下層における水生生物の生息への影響に着目した下層の溶存酸素（下層DO）、水生植物の生育への影響に着目した透明度について、関係者の意見も聞きつつ、環境基準化に向けた具体的な検討を進める必要がある。
- 地下水環境基準超過率の高い硝酸性窒素・亜硝酸性窒素について、対策を一層推進する必要がある。その際、その発生源が多岐にわたりまた面的であり、排水規制等の一律規制・点源対策では限界があることから、各地域における面的発生源（生活排水・農畜産業等）等の状況に合わせた、地域的・総合的な施策を推進する制度の構築が必要である。また、このような面的発生源等の対策の検討においては、湖沼等を含む流域全体における健全な窒素循環の確保や、資源としての窒素の有効活用といった視点も考慮すべきである。
- 国民の生活に欠くことのできない水道水の原水水質の保全の観点から、平成 24 年 5 月に利根川水系で発生したヘキサメチレンテトラミン流出事故による大規模な断水事案の経験を踏まえ、水質事故等により公共用水域に大量に流出した場合に給水に支障を及ぼすような物質（水質事故の原因物質）についての知見を収集し、排出側での適切な管理を促進するとともに、水道側の水質事故への対応能力の向上を図る必要がある。

重点検討項目②：水環境改善のための取組

水質の改善がなかなか見られず、水環境を改善する観点から、以下の a) から d) の項目について点検を実施した。

- a) 湖沼における水質改善、湖辺の植生や水生生物の保全等湖辺環境の保全に向けた取組の状況
- b) 閉鎖性海域における水質改善、干潟、海浜、藻場等の保全・再生、底質環境の改善、里海の創生に向けた取組の状況
- c) 海洋汚染の防止を図るための取組の状況
- d) 国際協力・連携の取組の状況

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

- 環域全体を視野に入れ、水循環の健全化に向けた取組を推進し、特に水質改善が進んでいない閉鎖性水域の対策を進める。
- 水質、水量、水生生物等、水辺地を総合的に捉えて様々な水環境保全施策を展開するとともに、環境への負荷が自然浄化能力を超えないようにするため、水利用の各段階における負荷の低減と汚染の未然防止が図られるよう必要な対策を講じる。
- さらに、海岸漂着物等の対策を引き続き実施するとともに、我が国における水環境保全に関する技術と経験をいかし、国際協力・連携の取組を推進する。

(2) 主な取組状況等

- a) 湖沼における水質改善、湖辺の植生や水生生物の保全等湖辺環境の保全に向けた取組の状況

10. 湖沼等の閉鎖性水域については、それぞれの地域の特性を踏まえ、流域全体を視野に入れて、山間部、農村部・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進を図る。また、流域からの負荷削減の取組が進んでいるものの、底質に蓄積された汚濁物質の溶出や内部生産の影響により水質改善が未だ十分でないことから、底質環境を含む水環境中における汚濁物質などの状況の把握を進める。

浄化の機能及び生物多様性の保全及び回復の観点から、湖沼においては、湖辺の植生や水生生物の保全等湖辺環境の保全を図る。

以上を推進するため、以下の取組を行っている。

① 土地利用調整

公害の防止、水源である湖沼の保全を含めた自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置を図るための土地利用調整会議等の運用が図られている。

② 水質保全対策事業（水質保全施設整備）

農地等から閉鎖性水域など公共用水域へ排出される汚濁負荷量の削減を推進し、水資源の総合的な保全に資するため、浄化水路や曝気施設等の浄化施設整備等を推進。平成6年度の事業開始から、全国で37地区（うち閉鎖性水域関係15地区）を完了して水環境保全に貢献している。

③ 持続的な農業生産方式の導入の促進 再掲 P66 8. ⑤

④ 環境保全型農業直接支援対策の推進 再掲 P66 8. ⑥

⑤ 農業環境規範の普及・定着 再掲 P66 8. ⑦

⑥ 有機農業の推進 再掲 P66 8. ⑧

⑦ 下水の高度処理等による水環境の保全

汚濁負荷を削減するため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進するとともに、合流式下水道の改善対策等を推進している。

○ 高度処理実施率 実績：約33%（平成23年度）目標：約43%（平成28年度）
（高度処理実施率＝高度処理実施済みの人口／高度処理が必要な区域の人口）

○ 合流式下水道改善率 実績：約51%（平成23年度）目標：約100%（平成35年度）
（合流式下水道改善率＝雨天時において公共用水域に放流される汚濁負荷量が分流式下水道並以下までに改善されている区域の面積／合流式下水道により整備されている区域の面積）

⑧ 非特定汚染源対策の推進

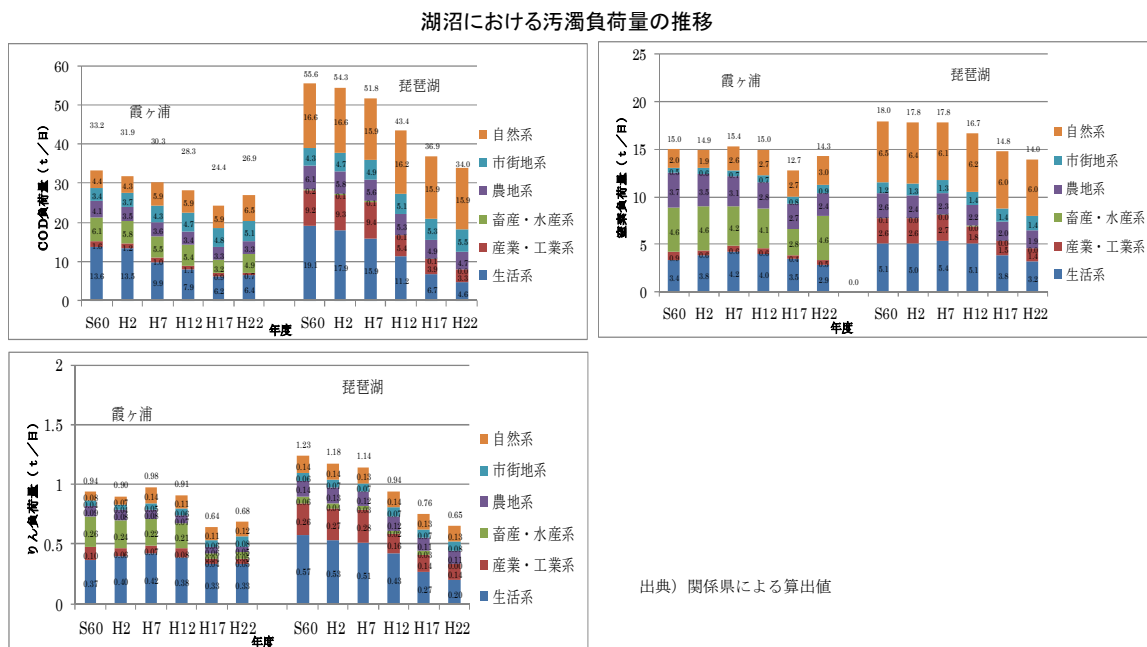
平成17年の湖沼法改正を受け、全国11の全ての指定湖沼にて流出水対策推進地区が指定され、各自治体において非特定汚染源対策が進められている。さらなる対策推進に向け、対策効果把握等の検討を行い、「非特定汚染源の推進に係るガイドライン」の改訂を進めている。

⑨ 底質環境を含む水環境中における汚濁物質などの状況把握

湖沼への流入負荷量は主に生活系の負荷の削減で経年的に減少してきているが、COD（化学的酸素要求量）は改善の傾向がみられない。その原因として底泥溶出、内部生産、難分解性有機物（微生物に分解されにくい有機物）の存在等の影響が考え

られることから、これら要因の水質に及ぼす影響の実態把握に努めている。平成 24 年度は、難分解性有機物の実態把握のため全国 19 湖沼において調査を実施した。

図表Ⅲ－36.



⑩ 自然浄化機能を活用した有効な水質保全対策の推進

平成 23 年度及び平成 24 年度に公募により選定した 6 湖沼において、植生等による自然浄化機能を活用した実証事業を実施している。本事業により自然浄化機能を活用した効果的な水質や生物生息場等の保全対策の確立を目指すとともに、湖辺環境保全の取組の促進を図っている。

⑪ 健全な内水面生態系復元等推進事業

内水面漁場環境の保全、カワウ・外来魚駆除等に係る漁業関係者の取組を促進することで、在来魚漁獲量・生産量を維持・回復し、淡水魚介類の安定供給を図る。平成 24 年度は、特にカワウ対策として、追払い・駆除数：12 万羽を目標に全国内水面漁業協同組合連合会及び全国 6 ブロックにおいて事業を実施し、当該目標を達成したところ（追払い・駆除数：36 万羽）。

一方で、カワウ被害は広域・増加傾向にあることから、目標を見直しつつ、更なる事業実施が必要。

⑫ 環境技術実証事業（湖沼等水質浄化技術分野）

既に適用可能な段階にありながら、普及が進んでいない先進的環境技術について、第三者が客観的に実証する事業を実施することにより、普及を促進する。当分野では、汚濁物質及び藻類の除去、透明度の向上等の技術について、平成 17 年度から平成 24 年度までに 21 技術について実証している。

b) 閉鎖性海域における水質改善、干潟、海浜、藻場等の保全・再生、底質環境の改善、里海の創生に向けた取組の状況

11. 内湾等の閉鎖性水域については、それぞれの地域の特性を踏まえ、流域全体を視野に入れて、山間部、農村部・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進を図る。また、流域からの負荷削減の取組が進んでいるものの、底質に蓄積された汚濁物質の溶出や内部生産の影響により水質改善が未だ十分でないことから、底質環境を含む水環境中における汚濁物質などの状況の把握を進める。

浄化の機能及び生物多様性の保全及び回復の観点から、閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組を推進する。また、自然生態系と調和しつつ、栄養塩類の管理などを通じ、人の手を適切に加えることにより、高い生産性と生物多様性の保全・向上が図られる「里海」の創生を進める。

以上を推進するため、以下の取組を行っている。

① 海の再生等閉鎖性水域における総合的な取組の推進

東京湾等の閉鎖性海域の水質改善に向けて、関係省庁及び関係地方公共団体等が連携して、水質環境改善のための行動計画を策定し、総合的な施策を推進している。

東京湾においては、平成 15 年に策定した「東京湾再生のための行動計画（第一期計画）」から 10 年が経過し、東京湾全体の底層の溶存酸素量（DO）に明らかな改善傾向は認められないものの、流域からの汚濁負荷である化学的酸素要求量（COD）窒素リンの発生汚濁負荷量は着実に減少し再生された干潟や浅場で生物の生息が確認されるなど、取組に対する一定の成果が認められた。これを受け、平成 25 年 5 月に第二期計画（計画期間平成 25 年～34 年度）を策定し、「快適に水遊びができ、「江戸前」をはじめ多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する。」との全体目標を設定した。

② 今後の総量削減制度の在り方の検討に向けた総合調査

各指定水域の現状と課題を踏まえた水環境状況の評価及び将来水質の予測等を実施することにより、次期水質総量削減の制度の在り方の検討に向けた調査を行っている。特に、瀬戸内海においては、湾・灘ごとの海域の特性を把握し、季節性も含めたきめ細やかな水質管理方策が課題となっており、その調査を行っている。

③ 窒素、りんの排水規制に係る全国閉鎖性海域一斉点検

水質汚濁防止法等により、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として、日本全国 88 箇所の閉鎖性海域が定められており、窒素及びりんの含有量について排水規制が行われている。これらの海域における水環境データを収集・分析した。また、平成 25 年 9 月に期限を迎える窒素、りんの暫定排水基準が適用されている 5 業種について、一般排水基準への移行に向けた検討のため、排出水の

水質や排水処理の技術動向等の実態を調査し、暫定排水基準について9月4日に省令を改訂した。

④ モニタリング（汚濁物質などの状況把握）

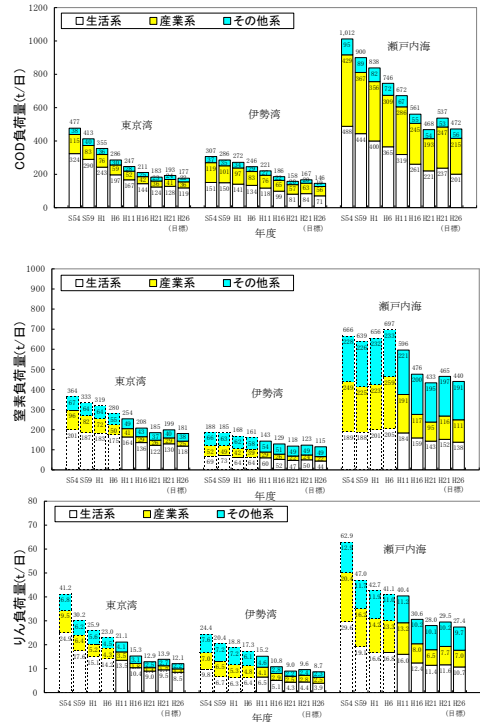
環境省では、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する河川の流域について、発生負荷量及び海域への流入負荷量の状況を経年的に把握するとともに、各海域の水質等について統一的な手法による調査を通じて汚濁状況を的確に把握することにより、水質総量削減の効果の評価に資するための総量削減状況等のモニタリングを実施している。汚濁負荷量は各指定水域において順次削減が進んでいる状況である。

国土交通省では、閉鎖性水域の海洋環境保全のため、各種環境モニタリングを実施している。

- 千葉灯標に設置したモニタリングポストにおける水質の常時観測
- 地球観測衛星による観測データを利用した東京湾内の広域にわたる赤潮等の発生、挙動、消滅等を把握
- 海上保安庁の測量船による瀬戸内海における貧酸素水の実態把握調査

図表Ⅲ－37.

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移



出典) 発生負荷量管理等調査（環境省）及び関係都府県による推計結果
備考) 窒素・リンのS54～H06（点線の棒グラフ）は関係都府県による推計値、グラフ右端のH21、H26は目標値。

⑤ 瀬戸内海環境保全基本計画の変更

瀬戸内海における水質管理、底質環境の改善、沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出、自然景観及び文化的景観の保全、地域における里海づくりに向けて、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画について点検及び見直しを行っている。

⑥ 有明海・八代海等の再生

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づく、有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下、「評価委員会」という。）に報告された解決すべき諸問題について調査し、当該海域の環境保全及び改善を図る。平成24年度は、評価委員会に小委員会を設置し、生物・水産資源・水環境を巡る諸問題や再生の評価にかかる情報の収集・整理・分析を行った。

⑦ 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）

再掲 P56 1. ⑤

⑧ 下水の高度処理等による水環境の保全

再掲 P72 10. ⑦

⑨ 持続的な農業生産方式の導入の促進 再掲 P66 8. ⑤

⑩ 環境保全型農業直接支援対策の推進 再掲 P66 8. ⑥

⑪ 農業環境規範の普及・定着 再掲 P66 8. ⑦

⑫ 有機農業の推進 再掲 P66 8. ⑧

⑬ 水産環境整備事業

水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出し、もって、水産資源の持続的利用と水産物の安定供給を図ることを目的に、より広域的・俯瞰的な視点をもって漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施している。平成 24 年度は全国の閉鎖性水域のうち 14 地区において堆積物の除去や覆砂、藻場・干潟の整備等の水域環境保全のための事業を実施した。

⑭ 干潟の再生

閉鎖性海域において環境の保全・再生を図るため、港湾整備等により発生する浚渫土砂を有効活用し、干潟の再生の取り組みを行った。

⑮ 底質環境の改善に向けた取組

赤潮・青潮の発生原因と考えられている、海水交換の悪化、富栄養化に対して、港湾整備等により発生する浚渫土砂を有効活用し、覆砂・深掘り跡の埋め戻しを行い底質環境の改善を図った。

⑯ 海域の物質循環健全化計画（ヘルシープラン）の策定

栄養塩類負荷発生状況、水質・底質の状況、漁獲量の状況等を把握するとともに、海域バイオマスの増殖・回収機能強化に関する調査、物質収支モデルを用いた要因分析及び循環量の評価、新たな技術開発動向も踏まえた対策の抽出等を行い、具体的な行動計画を当該海域の「ヘルシープラン」として策定することを目的に、平成 24 年度に、兵庫県播磨灘北東部及び愛知県三河湾をモデル地域として、それぞれの海域のヘルシープランを策定するとともに、「海域のヘルシープラン策定の手引き」を作成した。

⑰ 里海の創生

人間の手で管理がなされることにより生産性が高く豊かな生態系を持つ「里海」の創生を推進し、人間と海が共生する豊かな沿岸環境の実現を目指す。当該施策は、平成 20 年度から平成 22 年度まで「里海創生支援事業」を実施し、モデル地域における里海づくりの取組を支援するとともに「里海づくりの手引書」を策定し、全国 123 の里海の取組を紹介した。平成 24 年度からは「里海復興プラン策定事業」を実施し、岩手県宮古湾をモデル地域として現地調査や情報収集を行い、アマモ場の復興を核と

した「宮古湾里海復興プラン」を策定した。里海については、今後どのように推進するかが、課題である。

図表Ⅲ－38.

主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積

		1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	出典等
千葉県	干潟面積 (ha)	1686.0						1805.2																		
	藻場面積 (ha)	954.0						1194.3																		
東京都	干潟面積 (ha)	16.0						16.0																		
	藻場面積 (ha)	1074.0						794.0																		
神奈川県	干潟面積 (ha)	59.0						59.0																		
	藻場面積 (ha)	3987.0						3987.0																		
愛知県	干潟面積 (ha)	2083.0						2061.5								1783.0										
	藻場面積 (ha)	956.0						859.0								991.0										
三重県	干潟面積 (ha)	962						934.2					1100.0										1268.0			
	藻場面積 (ha)	8279.0	3612.0					6748.1					235.0										2548.0			
大阪府	干潟面積 (ha)	2.0						78.9																		
	藻場面積 (ha)	287.0						36.8					289.0	290.0		336.0	338.0	345.0	345.0	349.0	354.0	356.0	360.0	361.0	362.0	
兵庫県	干潟面積 (ha)	69.0	135.0					未調査									135.0					126.4				
	藻場面積 (ha)	1654.0	1202.0														1267.0					1372.0				
和歌山県	干潟面積 (ha)	87.0						94.0																		
	藻場面積 (ha)	1224.0						1205.0																		
岡山県	干潟面積 (ha)	566.0						566.0															527.4			
	藻場面積 (ha)	934.0						883.0															1397.0			
広島県	干潟面積 (ha)	1024.0						1067.5															1185.5			
	藻場面積 (ha)	2059.0						1841.7																		
山口県	干潟面積 (ha)	2361.0						2814.6															2986.9			
	藻場面積 (ha)	7681.0						5421.4																		
徳島県	干潟面積 (ha)	124.0																					192.1			
	藻場面積 (ha)	45.0						未調査								64.0										
	上段：播磨灘 下段：紀伊水道	476.0																					233.0			
香川県	干潟面積 (ha)	977.0						900.5															697.7			
	藻場面積 (ha)	1767.0						1194.5																2398.0		
愛媛県	干潟面積 (ha)	706.0						827.2															781.0			
	藻場面積 (ha)	6208.0						1698.2																		
福岡県	干潟面積 (ha)	4,156.0						4323.9															1665.4			
	藻場面積 (ha)	5236.0						3909.0																		
大分県	干潟面積 (ha)	4,046						3728.9															3637.7			
	藻場面積 (ha)	3990.0						3990.0																		

各都府県共通出典資料
 1989：第4回自然環境保全基礎調査(H6・環境庁)
 1996：第5回自然環境保全基礎調査(H10・環境庁)
 2007：平成18年度瀬戸内海干潟実態調査報告書(H19・環境省)

⑱ 環境技術実証事業（閉鎖性海域における水環境改善技術分野）

既に適用可能な段階にありながら、普及が進んでいない先進的環境技術について、第三者が客観的に実証する事業を実施することにより、普及を促進する。当分野では、水質及び底質の直接浄化、または生物生息環境の改善技術などについて、平成19年度から平成24年度までに14技術を実証した。

c) 海洋汚染の防止を図るための取組の状況

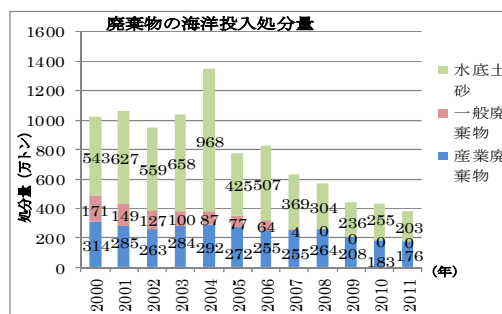
12. 海洋汚染の防止を図るため、陸域からの負荷の削減などの適切な対策を進めるとともに、陸域からの負荷とその影響について調査研究を進める。また、海洋環境の保全に当たっては、海域を共有する関係各国間の協力が重要であり、海洋環境に係るデータの集積、国際的なルールに基づく国内対応の着実な推進、国際協力体制の構築の推進を図る。さらに、海岸漂着物等については、その円滑な処理と効果的な発生抑制を図るとともに、漂流ごみ及び海底ごみについても実態の把握に努める。

以上を推進するため、以下の取組を行っている。

- ① 下水の高度処理等による水環境の保全 再掲 P 72 10. ⑦
- ② 海の再生等閉鎖性水域における総合的な取組の推進 再掲 P 74 11. ①
- ③ 第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ） 再掲 P 56 1. ⑤
- ④ 海洋環境モニタリング

廃棄物の海洋投入処分に係る規制の適切な実施及び我が国周辺海域における海洋環境保全対策を効果的に実施するため、環境省では、我が国周辺海域における陸上・海上起因の汚染物質による影響の経年的変化を適切に把握している。

図表Ⅲ－39.



1) 一般廃棄物の海洋投入処分量は、平成 19 年 4 月 1 日より禁止されている。

- ⑤ 海洋汚染調査

外洋に面した 12 の内湾域から外洋域にかけての汚染物質の拡がりの状態を把握するため、採水、採泥を実施し、海水及び海底堆積物中の油分、PCB、重金属、有機スズ化合物、CODを分析し、報告書をインターネットにより公開している。（昭和 47 年度より継続実施）
- ⑥ 廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約及び同条約の議定書（以下「ロンドン条約・議定書」という）を通じた取組

船舶等に積み込んだ廃棄物を海洋において投棄することを規制するための国際条約であるロンドン条約・議定書に加盟し、その着実な実施に貢献することで、海洋投棄による海洋環境の汚染防止に取り組んでいる。

我が国では「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」において、廃棄物の海洋投入処分は原則禁止となり、一部の廃棄物の海洋投入処分や二酸化炭素の海底下

廃棄は環境大臣の許可制となっている。産業廃棄物の海洋投入処分量については年々減少傾向にあるが、他の締約国と比較すると多い状況にある。

⑦ マルポール条約に基づく国内対応（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）の着実な推進

平成 24 年度は、船舶の通常の運行中に生じた廃棄物の海洋への排出を原則禁止としたマルポール条約附属書Vの改正に伴い、これを国内担保するため、同法施行令及び施行規則について所要の改正を行った。

⑧ 北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）を通じた取組

北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）は、国連環境計画（UNEP）の提唱する閉鎖性水域の海洋汚染の管理と海洋及び沿岸域の資源の管理を目的とした地域海計画（Regional Sea Programme）のひとつである。NOWPAPには、中国、韓国、ロシアとともに参加し、北西太平洋地域（日本海及び黄海）における海洋環境の状況調査、データベース構築、緊急時行動計画の策定、漂流・漂着ごみ対策等の取組を行っている。

外務省、環境省及び国交省は、平成 24 年 11 月に韓国済州島で開催された第 17 回 NOWPAP 政府間会合に参加し、日本の海洋ごみへの取組紹介やNOWPAP 運営に関する議論を行った。

また、環境省においては、人工衛星からの海洋環境データを受信、解析し、データベース化する環日本海海洋環境ウォッチシステムを平成 14 年度より運用している。アクセス件数が年々増加しており、2007 年には約 12,000 件/月であったものが、2012 年度実績では約 15,000 件/月に増加している。

⑨ 船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約（仮訳）に規定されるバラスト水処理装置に係る承認

船舶のバラスト水[※]を介した水生生物等の移動による生態系への被害を防止するため、バラスト水排出基準等が定められた「バラスト水管理条約」が採択されており、本条約を我が国が批准し、発効した際には、我が国船舶は当該基準を満たす必要がある。これを受け、当該基準を満たすことができる日本国籍船舶用バラスト水処理装置の承認を進めている。平成 24 年度末時点で、8機種に承認を与えている。

※船舶の復原性を保つため、「おもし」としてバラスト水タンクに注水される水のこと

⑩ 漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業

環境省では、我が国における海岸漂着物の現存量の把握、海岸漂着物発生源対策の事例収集を行い、効果的な施策の検討に役立てている。同事業は平成 19 年度より実施しているが、地域グリーンニューディール基金事業の成果等（同事業で回収したごみの総量は約 6 万トン）を含む漂流・漂着・海底ごみの状況把握や、海岸清掃事業マニュアル、海岸漂着物流出防止ガイドラインの策定等の取組が着実に進んでいると

ころである。平成 24 年度は、漂流・漂着・海底ごみに係る現地調査を全国 16 箇所において実施した。この調査により、全国における平均的な海岸漂着ごみの総量は、平成 23 年度において、重量ベースで約 8 万トンと推計された。海岸漂着物については、単に景観の問題だけでなく、微細化したプラスチックごみの自然環境への影響等も懸念されているところ、単に海岸に漂着したごみを回収・処理するだけではなく、海岸漂着物の発生を根本から抑制していく視点が重要である。

⑪ 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、海岸管理者が緊急的に流木等の処理を実施。平成 24 年度は、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を 8 県において実施した。

d) 国際協力・連携の取組の状況

13. 我が国の水環境と世界の水環境が密接につながっていることを踏まえ、国際的な視野にたつて、諸外国における水環境の保全・改善に貢献することが重要である。

このため、我が国における水環境保全に関する技術と経験をいかし、官民を含む多様な主体の連携を深めながら、制度移転や技術的支援、インフラ整備支援を推進するなど国際協力・連携の取組を推進する。

また、水利用による環境影響の評価であるウォーターフットプリントの算出プロセスが、節水・省水・排水処理等の我が国の水資源の確保・水環境の改善に関する高い意識や技術をより適切に評価するものとなるよう、積極的な役割を果たしていく。

さらに、将来的に大きな水需要の拡大が見込まれているアジア・中東等の地域において、「量」と「質」の両面から顕在化している水問題に対処するため、官民一体となった積極的な取組を通じ、我が国の水関連産業の国際競争力強化を通じた海外の水環境の改善を図る。

以上を推進するため、以下の取組を行っている。

① 廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約及び同条約の議定書（以下「ロンドン条約・議定書」という）を通じた取組 再掲 P78 12. ⑥

② 北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）を通じた取組 再掲 P79 12. ⑧

③ ODAを通じた国際的な水環境保全への対応

我が国の水環境保全に関する技術・経験を生かし、海外の水環境問題の解決を図ることを目的に、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力をアジア、中東・北アフリカ、中南米地域にて実施。

また、我が国の優れた科学技術と ODA との連携により、アジア・アフリカ等の開発途上国と環境分野等における共同研究を実施する、地球規模課題対応国際科学技術協力プロジェクト（SATREPS）を推進。

④ アジアモンスーン地域連携水田・水環境評価検討事業

アジアモンスーン地域における水田農業の有する多面的機能の重要性について、INWEPF（International Network for Water and Ecosystem in Paddy Field：アジア地域を中心とした水田農業を営む 17 ヶ国及び国際機関から成る組織）が実施する多面的機能の貨幣価値換算評価やその結果の国際社会への情報発信等の活動の支援により、多面的機能に関する国際社会の理解の醸成を図るとともに、これらの活動を通じてそれら機能を増進する取組を推進する。

平成 24 年 11 月にミャンマーで開催された INWEPF 運営会議で、今後 3 年間水田の地下水涵養機能の貨幣価値換算評価について活動することの承認を得た。

⑤ アジア水環境パートナーシップ（WEPA）

WEPAは、アジアの 13 のパートナー国の協力のもと、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、関連ステークホルダーの能力構築等を通じて、アジア水環境ガバナンスを強化することを目指す取組である。

平成 16 年より取り組んでおり、各国において必要な課題（例えば法的枠組みや遵守の強化、インベントリ情報の把握、生活排水処理率の向上など）が明らかになってきているが、各国の段階に応じて求められる課題や必要な支援が異なっている状況である。

⑥ 中国農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力事業

日中両国がアンモニア性窒素等の水質汚染物質総量削減分野に係る政策・技術交流を強化し、分散型排水処理技術導入モデル事業等の実施及び当該技術の中国国内での普及促進により中国国内における水環境改善を図ることを目的として、平成 24 年度は、山東省威海市において、1 箇所目の分散型生活排水処理モデル施設の建設、モニタリングを実施し、四川省徳陽市において、2 箇所目の分散型生活排水処理モデル施設の設計を行った。

⑦ 水環境保全におけるフットプリント導入

生活活動を通して世界の水資源・水環境に与える影響を定量的に評価し、定量化した指標を示すことで国民の節水・水環境保全意識の高揚を図ることを目的とし、具体的な算定方法の検討を進めている。平成 24 年度は算定方法の事例収集及び具体的事例を用いた算定の検討を行った。

⑧ 下水道分野の水ビジネス国際展開

世界的に優位性を有する我が国の下水道技術の海外展開を促進するために、「政策と技術のパッケージによるプロジェクト形成」、「下水道システムの戦略的な国際標準化の推進」等を図っている。

プロジェクト形成に関しては、平成 24 年度は、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ブルガリアにおいてセミナー及び政府間協議を、またインドネシアを対象に本邦研修をそれぞれ実施した。

国際標準化の推進に関しては、平成 24 年 7 月に、I S O 国際水ワークショップを神戸で開催し、優先的に I S O 規格を開発すべき項目として、我が国が優位性を持つ下水再生利用等の 14 項目が決定され、「神戸宣言」として I S O 技術管理評議会へ勧告。「水の再利用」に関する I S O 専門委員会（I S O / T C 282）の設置が決まり、日本が幹事国を獲得した。

⑨ アジア水環境改善モデル事業

我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援するため、実現可能性調査（F S）や現地実証試験等を支援することで、具体的なビジネスモデルを構築することを目的に事業に取り組んでいる。

平成 24 年度は、2 件のモデル事業（インドネシアでの浄化槽整備、マレーシアでの養豚場廃水処理）の実証試験の実施及び新たに 3 件のモデル事業（ベトナム有機性産業排水処理、中国農村地域における面源汚染浄化、中国下水処理場からのリン資源回収）の実現可能性調査（F S）の実施への支援を行っているが、我が国水関連企業からの支援のニーズが高く、より充実した内容の支援が求められている。

⑩ し尿処理システムの国際普及の推進

浄化槽やし尿処理施設など、日本発の優れたし尿処理技術の国際普及を図るため、分散型汚水処理に関する国内基準の整理・取りまとめ（技術仕様書案）や諸外国の規格との比較等を実施している。

⑪ 日本モデル環境対策技術等の国際展開

我が国の公害克服経験に基づき、「環境対策・測定技術」を「環境保全の規制体系の整備」及び「人材育成」とパッケージにして普及・展開することにより、アジアの環境問題の解決を図るとともに、我が国の環境産業の国際競争力の強化を図ること等を目的に、共同政策研究等の事業を実施している。

インドネシアとの間において、平成 23 年 3 月、両国環境省局長級会合を実施し、北スマトラ州にある粗パーム油工場の排水管理をモデルとした協力事業を実施している。

⑫ 途上国におけるコベネフィット効果検証・実証事業

地域環境改善と同時に温室効果ガス削減効果が見込めるコベネフィット技術について、新たな市場メカニズムを念頭におきつつ、現地での環境条件下における実証実

験を平成 24 年度より、インドネシアとの政府間合意のもと、同国の水産加工場における排水処理対策技術を対象に着手した。

今後の課題

- 湖沼へ流入する汚濁負荷量の削減を目指し、都道府県が設置する土地利用調整会議の活用を図る等関係者間の連携を図りつつ、湖沼の保全、富栄養化防止のための取組を進める必要がある。
- 閉鎖性海域の環境保全のため、自然生態系と調和しつつ、人の手を適切に加えることにより、高い生産性と生物多様性の保全・向上が図られる里海づくりの取組を今後一層推進する必要がある。また、水質総量削減について、湾・灘ごとの海域の特性を踏まえ、季節性も含めたきめ細やかな水質管理を行う観点からの検討を進める必要がある。
- 産業廃棄物の海洋投入処分量のさらなる削減をし、海洋汚染の防止を推進する必要がある。
海岸漂着物対策に関しては、より一層の発生抑制対策の推進を図り、回収・処理事業との相乗効果を高めていく必要がある。
- 我が国の民間企業が有する優れた水処理技術の海外展開の促進・支援を一層強化することにより、海外における水環境改善を図る必要がある。
また、アジア各国の水環境ガバナンスを強化する取組については、各国の水環境管理の進展度合いや課題に応じた支援を行う必要がある。

5. 大気環境保全に関する取組

重点検討項目①：広域的な取組を重視した大気汚染対策の取組

平成 25 年 1 月頃から中国において PM2.5 による深刻な大気汚染が発生し、我が国でも一時的に PM2.5 濃度の上昇が観測された。PM2.5 の環境基準達成率は 3 割程度と低い上に、国民の関心が高まってきたことも踏まえ、PM2.5 対策の更なる強化が必要である。また、光化学オキシダントの平均濃度は漸増傾向にあり、環境基準達成率は 1 % に満たない。

PM2.5 対策や光化学オキシダント対策、東アジア地域における広域大気汚染対策については、都道府県単位又は国単位を越えた広域的な取組が重要であり、このような観点から、以下の a) から c) の項目について関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) PM2.5 に係る取組
- b) 光化学オキシダントに係る取組
- c) 東アジア地域における広域大気汚染に係る国際的な取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

- 広域大気汚染シミュレーションを活用し、大気汚染物質濃度の動向等の把握や生成機構の解明を行うとともに、排出インベントリの整備・改善、常時監視の体制整備及び測定精度向上等を図る。また、広域大気汚染による影響を踏まえつつ、対策コストに対する効果の評価も含めた有効な対策のあり方を検討し確立する。特に、光化学オキシダントについては、広域大気汚染や気象条件の変化などの影響を大きく受けやすい注意報等とは別に、環境改善効果を適切に示す指標について検討を行い、結論を得ることを目指す。
- 科学的知見に基づく大気環境管理の枠組みの構築に向けた、東アジア地域での大気汚染物質の排出量、大気中濃度の把握や汚染機構解明の推進と、これらの政策への反映を行う。また、二国間協力に加え、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (E A N E T) や日中韓三カ国環境大臣会合 (T E M M) など、既存の国際協力の枠組みを踏まえつつ、東アジア地域規模での広域的な大気環境管理を目指し、国際協力を進める。

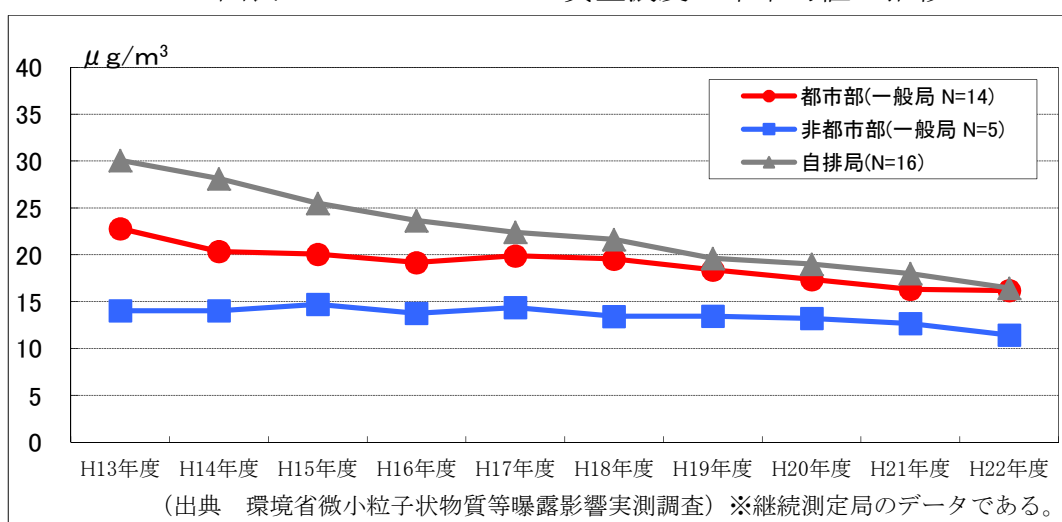
(2) 現状分析

< PM2.5 >

これまで取り組んできた大気汚染防止法や自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車NO_x・PM法」という。）等に基づく工場・事業場等のばい煙発生施設の規制や自動車排出ガス規制などにより、PM2.5の年間の平均的な濃度は減少傾向にある。

PM2.5については、地域によって程度は異なるものの、大陸からの越境汚染と都市型汚染の影響を受けていると考えられる。平成23年度の環境基準達成率は27.6%（一般局）、29.4%（自排局）であり、特に西日本と関東地方で環境基準達成率が低い。

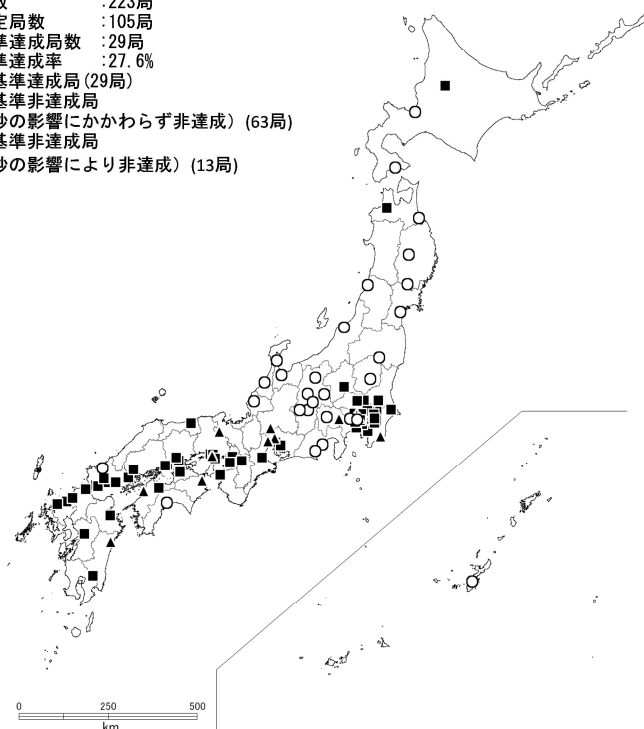
図表Ⅲ－40. PM2.5 質量濃度の年平均値の推移



図表Ⅲ－41. 平成23年度常時監視

(一般局)

- 測定局数 : 223局
- 有効測定局数 : 105局
- 環境基準達成局数 : 29局
- 環境基準達成率 : 27.6%
- 環境基準達成局 (29局)
- 環境基準非達成局 (黄砂の影響にかかわらず非達成) (63局)
- ▲環境基準非達成局 (黄砂の影響により非達成) (13局)

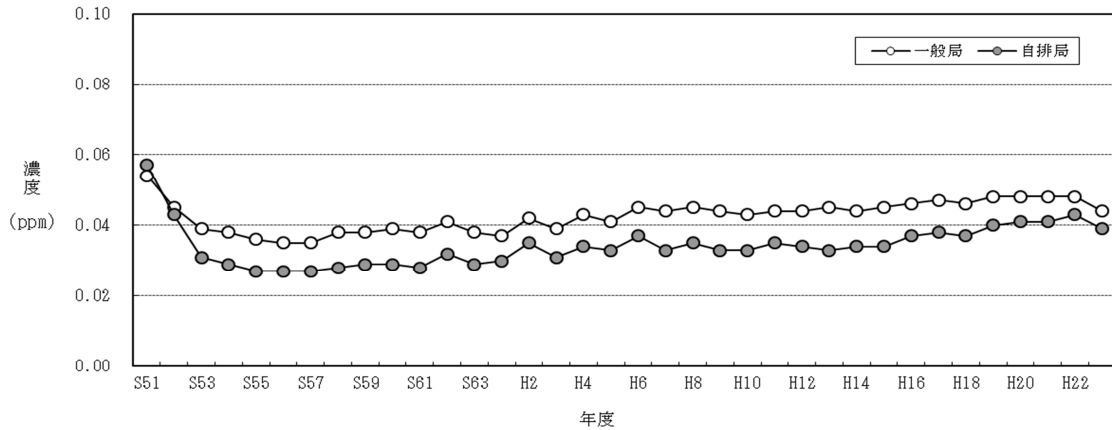


<光化学オキシダント>

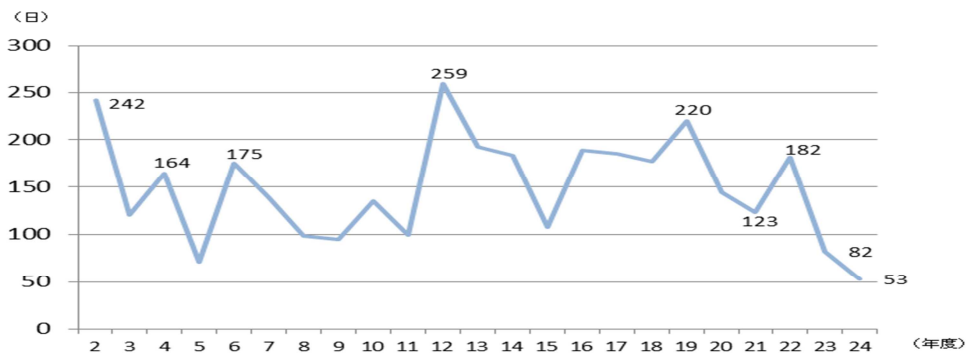
平成 23 年度の環境基準達成率(一般局)は 0.5% (6 局/1,152 局) と著しく低い。

光化学オキシダントの前駆物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物 (VOC) の排出量は経年的に減少しており、光化学オキシダントについても高濃度域については改善傾向が見られるものの、昼間の日最高 1 時間値の年平均値については漸増傾向にある。

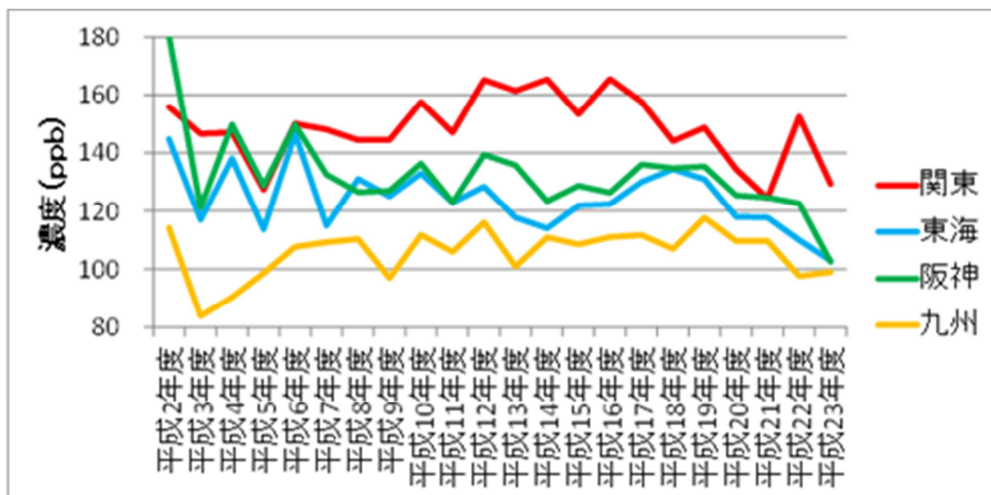
図表Ⅲ-42. 光化学オキシダントの昼間の日最高 1 時間値の年平均値の経年変化



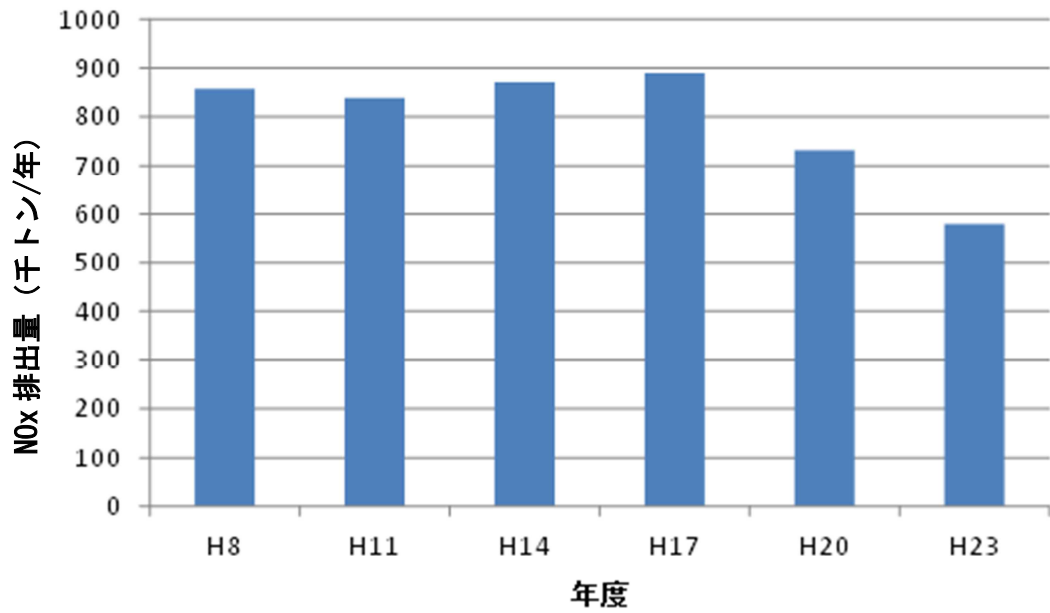
図表Ⅲ-43. 注意報発令延日数の推移



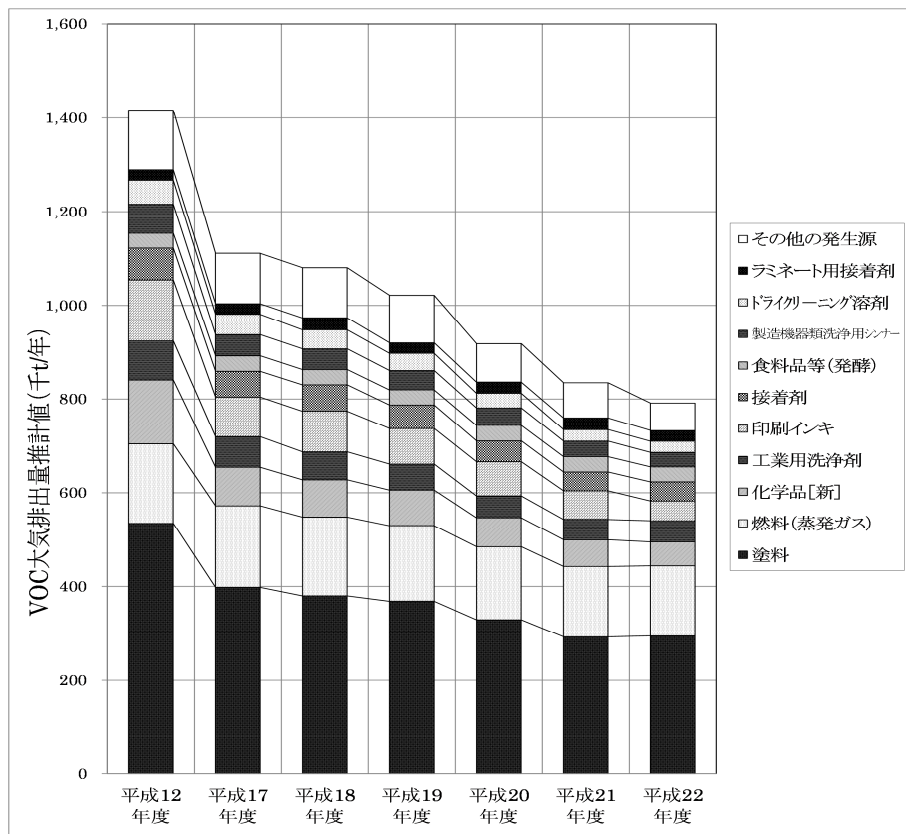
図表Ⅲ-44. 昼間の最高値の年間 98 パーセンタイル値の域内最高値の経年変化



図表Ⅲ－45. 窒素酸化物排出量(ばい煙発生施設)の推移



図表Ⅲ－46. 主要な固定発生源からの VOC 排出量の推移

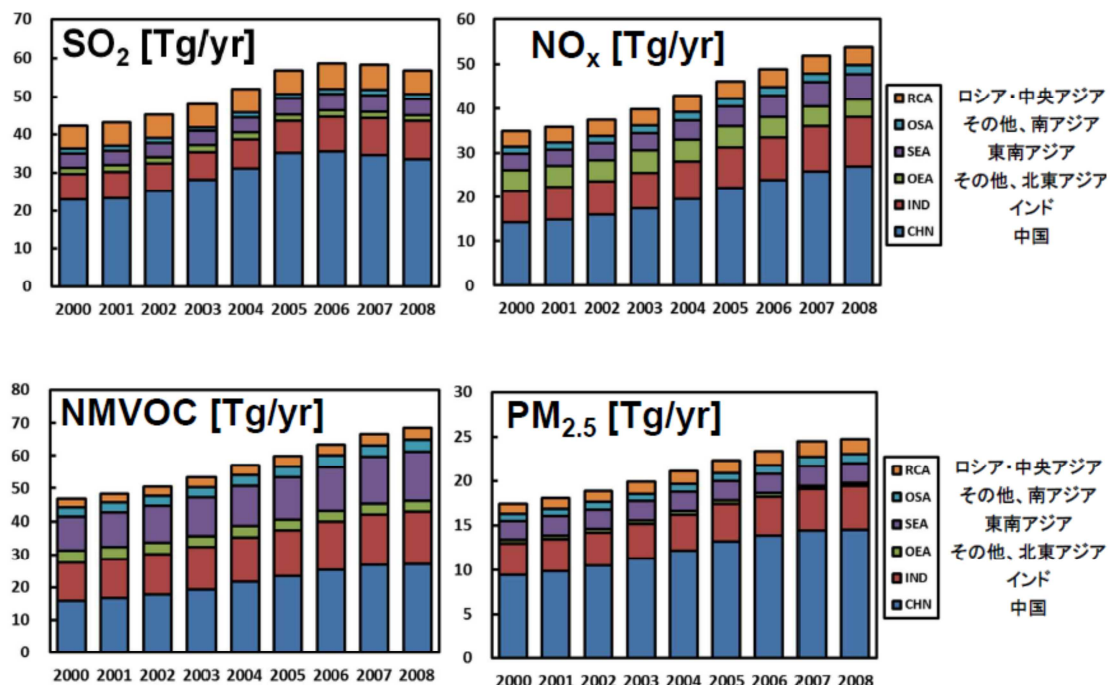


出典元：平成 23 年度揮発性有機化合物 (VOC) 排出インベントリ作成等に関する調査業務報告書

<東アジアの大気汚染物質排出量>

二酸化硫黄については増加傾向に歯止めがかかったものの、窒素酸化物や揮発性有機化合物については平成 20（2008）年時点では増加傾向が続いている。

図表Ⅲ－47. アジアの大気汚染物質排出量の推移



(資料) Kurokawa et al., Atmos. Chem. Phys. Discuss. (2013)

(3) 主な取組状況等

a) PM_{2.5}に係る取組

【常時監視体制の充実】

- 常時監視は、大気汚染防止法に基づき法定受託事務として地方自治体を実施しており、その結果は地方自治体から報告されるとともに、速報値は大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）により、リアルタイムで公表されている。

測定局の整備については、多くの自治体で未だ目標数に到達していないため、今後も引き続き早急な整備を要請していく。国としては、地方交付税交付金や地域の元気づくりのための臨時交付金等による財政措置を講じている。

平成 24 年度末測定局数：645 局

測定局の整備目標：約 1,300 局（平成 24 年度末まで）

そらまめ君接続局数：582 局（平成 25 年 6 月 12 日時点）

成分分析についても、平成 23 年度 58 地点、平成 24 年度 94 地点に対し、平成 25 年度は 153 地点（うち 11 地点は国）で実施予定であり着実に増加している。国としても成分分析に必要なマニュアルの充実や成分分析結果の評価に取り組んでいる。

【現象解明と対策検討に向けた取組】

- 現象解明や対策検討を行うためには、越境大気汚染の影響や排出抑制対策の効果を定量的に評価する必要があるが、人為起源のほか自然起源も含めた排出インベントリの整備等の発生源情報の把握や二次粒子の生成機構の解明が不十分である。また、シミュレーションモデルの精度についても、現状では十分とはいえない。そのため、発生源情報の把握や二次粒子の生成機構の解明に努め、それら結果を用いてシミュレーションモデルの高度化を図り、対策効果の検証や濃度予測の精度向上に取り組んでいくこととしている。

【国民への情報提供及び注意喚起のための暫定的な指針】

- 平成 25 年 1 月の中国での深刻な大気汚染により国民の間で PM2.5 に対する関心が高まったことを受けて、2 月に専門家会合を開催し、「PM2.5 による大気汚染の状況」、「PM2.5 濃度が上昇した場合に懸念される健康影響」、「注意喚起のための暫定的な指針の設定」等についてとりまとめた。

現在、46 道府県で注意喚起の体制が整備されている。

また、環境省 WEB サイトに PM2.5 に関するページを開設するとともに、PM 2.5 等の大気汚染物質濃度のリアルタイムデータを確認できる大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）のアクセス改善を図り、科学的知見に基づく情報を分かりやすく提供するよう努めた。

今後とも、きめ細かな情報提供に努めるとともに、注意喚起のための暫定的な指針については、運用実績等を評価し、必要に応じて改善を図っていくこととしている。

b) 光化学オキシダントに係る取組

【常時監視の精度管理】

- 各測定機が、国際的に精度が保証された標準器とトレーサブルとなる精度管理の体制を平成 23 年度に構築し、以降その維持に取り組み、正確性の高い測定データの確保を図っている。

【光化学オキシダント調査検討会による現象解明等の取組】

- 平成 24 年 3 月に学識経験者等からなる「光化学オキシダント調査検討会」において、今後必要とされる対策を見据えた調査研究のあり方について報告書が取りまとめられた。報告書では、「モニタリングの充実・データの多角的解析」、「排出イ

ンベントリの精緻化」、「シミュレーションモデルの高度化」を通じて現象解明を進めていくことが必要とされている。

そのため、平成 24 年度以降も引き続き光化学オキシダント調査検討会を開催し、現象解明に向けたモニタリングデータ等の多角的な解析等に取り組むとともに、環境改善効果を適切に示す指標についての検討も行っている。

また、平成 25 年度は、対策検討に向けたシミュレーションに関するフレームの検討に着手することとしている。

【VOCモニタリングの実施】

- 平成 24 年 12 月 26 日の中央環境審議会答申「今後の揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策の在り方について」を受けて、平成 25 年度から、光化学オキシダント濃度が高くなる時期に、光化学反応性等を踏まえて物質を選定し、VOCモニタリングを実施している。

【VOC排出抑制の取組】

- VOCの排出抑制の取組は、塗装や化学製品製造等のうち大規模な施設におけるVOC排出規制と事業者による自主的な取組を組み合わせで行っている。VOC排出規制は、対象事業者に対して、規制施設の設置前に自治体への事前届出及びVOCの排出濃度基準の遵守等の義務化、光化学スモッグ注意報等発令時におけるVOC排出抑制の協力要請等を行っている。事業者によるVOCの排出抑制の自主的取組については、平成 17 年に「事業者等による揮発性有機化合物（VOC）の自主的取組促進のための指針」を策定し、毎年度、自主的取組参加団体等（平成 23 年度時点 41 団体 8,257 社）による自主的行動計画に基づくVOC排出削減の取組について、産業構造審議会内のワーキンググループで評価を行っている。その結果、平成 22 年度においてVOC排出量が平成 12 年度比約 44%削減となるなど、排出抑制が進んでおり、中央環境審議会意見具申で掲げた平成 22 年度のVOC排出量を平成 12 年度に対して3割程度削減する目標を達成した。

【大気汚染に関する気象情報の提供】

- 都道府県の実施している大気汚染防止対策を支援するため、大気汚染に関連する気象予報等を都道府県に通報している。また、光化学スモッグの発生しやすい気象状況が予想される場合に、都道府県を対象とした「スモッグ気象情報」や全国を対象とした「全般スモッグ気象情報」を発表している。

c) 東アジア地域における広域大気汚染に係る国際的な取組

【東アジア地域における大気汚染対策の推進】

- 中国でのPM2.5による大気汚染問題をはじめとして、東アジア地域における協力のニーズが高まっていることを踏まえ、「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」（経済産業省）などを通じた二国間協力に加え、東アジア酸性雨モニタリングネッ

トワーク（E A N E T）（環境省・外務省）や日中韓三カ国環境大臣会合（T E M M）（環境省）等の既存の協力枠組みを活用した協力を推進している。特にE A N E Tについては、人健康影響や気候影響の観点からも重要なPM2.5、オゾン、粒子状物質等のモニタリングのアジア地域ネットワークとしての活用、及び今後の大気環境管理の主要な枠組みとしての維持・政府間会合における議論を通じた発展を図っている。

【短寿命気候汚染物質（S L C P s）対策】

- 短寿命気候汚染物質としてのブラックカーボン等について、短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション（C C A C）等の国際的な協力枠組みと協調しつつ、アジア地域での削減対策・戦略作成に貢献している。

今後の課題

- PM2.5 について、発生源情報の把握や二次粒子の生成機構の解明を進めるとともに、シミュレーションモデルの高度化を図り、現象解明や対策検討に繋げていく必要がある。また、リスクコミュニケーションを的確に行っていく必要がある。
- 光化学オキシダントについて、排出インベントリの精緻化やシミュレーションモデルの高度化を通じて現象解明を進めるとともに、対策の検討や的確な注意報の発令に向けた検証を行っていく必要がある。
- PM2.5 及び光化学オキシダントについて、我が国における健康影響に関する知見の集積が必要である。
- 既存の協力枠組みや我が国の経験や技術の活用を通じて、国際的な取組の強化に我が国がリーダーシップを発揮するとともに、アジア各国に我が国の技術を戦略的に展開することが必要である。
- 短寿命気候汚染物質（SLCPs）対策が世界的に注目されていることを踏まえ、アジア地域の主要都市を対象に、大気汚染対策と気候変動対策の両方を見据えた人材・組織の能力構築や政策立案支援等の協力活動を強化・促進する必要がある。

重点検討項目②：排出ガス、騒音などの自動車に起因する環境負荷の低減に向けた取組

自動車排出ガスによる大気汚染については、自動車の単体規制や自動車NO_x・PM法、低公害車の普及促進により、全体としては改善傾向にあるが、二酸化窒素（NO₂）については、環境基準を達成していない地点が引き続き残存している。自動車騒音については、発生源対策等の実施により、環境基準の達成状況は全体として改善の傾向にあるが、依然として環境基準が達成されていない状況にある。

環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を目指しつつ、自動車に起因する環境負荷の低減に取り組むことが重要であることから、以下のa) からc) の項目について関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 環境性能に優れた自動車の普及促進の取組
- b) 自動車単体規制の取組
- c) エコドライブや公共交通機関利用の促進等交通の環境負荷低減対策や未然防止対策などの総合的な取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

- 全体として、大気環境が改善しつつあることを踏まえ、規制的手法だけではなく、経済的手法や、情報提供による自主的取組の推進も重視する。

燃料消費等により排出される大気汚染の原因となる物質を減らす施策は同時に温室効果低減にも資するものもあり、大気汚染防止の施策が同時に地球温暖化防止にも資する場合があるという視点が重要である。

- 今後、大幅な人口減少と高齢化が進展すると予測される中で、コンパクトなまちづくりが必要となっている。そして、人にも自然にも配慮した、大気汚染や騒音、熱ストレスの低減を可能にする環境的に持続可能な都市・交通システムの実現が求められている。その際には、環境分野の技術革新等による経済発展を目指すグリーン・イノベーションの観点と、都市と交通システムが低炭素社会づくりに係る重要な要素であるという観点が重要である。

大気汚染や騒音による環境負荷の低減のため、個々の工場や交通機関に対する発生源対策、緑地帯や遮音壁等のばく露側の対策に加え、工場や交通施設による大気汚染や騒音の影響が大きい地域の周辺は緩衝帯として機能する土地利用を行う等の未然防止対策をバランスよく実施することが必要である。

- 事業活動や日常生活において、低公害車の利用のほか、エコドライブの実施や不要不急の自動車利用の自粛、公共交通機関や自転車の安全な利用といった利用面での低公害化・低炭素化を含め、できるだけ燃料を消費しない移動行動を呼びかける。

また、情報共有による関係者の自発的な協力を促進するため、高度道路交通システム（ITS）技術の積極的な活用や、騒音マップによる情報提供などを含めた効果的な情報発信の手法を検討していく。

（２）現状分析

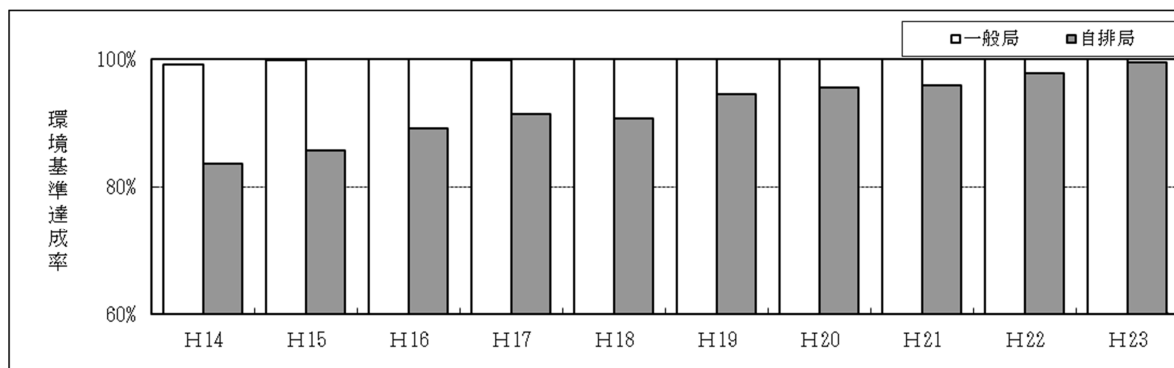
<大気汚染>

経年的に見ると、NO₂や浮遊粒子状物質（SPM）に係る大気汚染の状況については、自動車の単体規制や、自動車NO_x・PM法、低公害車の普及促進等により、全体としては改善傾向にあり、環境基準をおおむね達成している。しかしながら、都市部を中心としてNO₂については環境基準を達成していない地点が引き続き残存している。

平成23年度の環境基準の達成状況について、NO₂は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）ではすべての測定局で環境基準を達成しており、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）では平成22年度（97.8%）と比較すると、やや改善（99.5%）した（図表Ⅲ-48）。

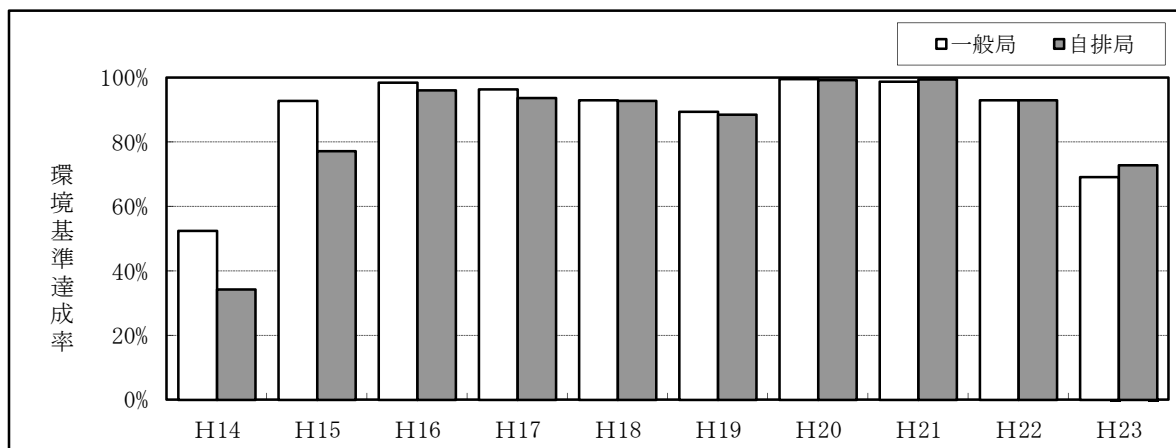
SPMについては、平成22年度と比較して一般局、自排局ともに達成率が大きく低下した（図表Ⅲ-49）。SPM非達成の理由は、環境基準を超える日が2日以上連続したことによるものであり、原因として黄砂の影響が考えられる。

図表Ⅲ-48. 二酸化窒素の環境基準達成率の推移



		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
一般局	測定局数	1,460	1,454	1,444	1,424	1,397	1,379	1,366	1,351	1,332	1,308
	達成局数	1,447	1,453	1,444	1,423	1,397	1,379	1,366	1,351	1,332	1,308
	達成率	99.1%	99.9%	100.0%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
自排局	測定局数	413	426	434	437	441	431	421	423	416	411
	達成局数	345	365	387	399	400	407	402	405	407	409
	達成率	83.5%	85.7%	89.2%	91.3%	90.7%	94.4%	95.5%	95.7%	97.8%	99.5%

図表Ⅲ－49. 浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移



		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
一般局	測定局数	1,538	1,520	1,508	1,480	1,465	1,447	1,422	1,386	1,374	1,340
	達成局数	807	1,410	1,486	1,426	1,363	1,295	1,416	1,370	1,278	927
	達成率	52.5%	92.8%	98.5%	96.4%	93.0%	89.5%	99.6%	98.8%	93.0%	69.2%
自排局	測定局数	359	390	409	411	418	412	403	406	399	395
	達成局数	123	301	393	385	388	365	400	404	371	288
	達成率	34.3%	77.2%	96.1%	93.7%	92.8%	88.6%	99.3%	99.5%	93.0%	72.9%

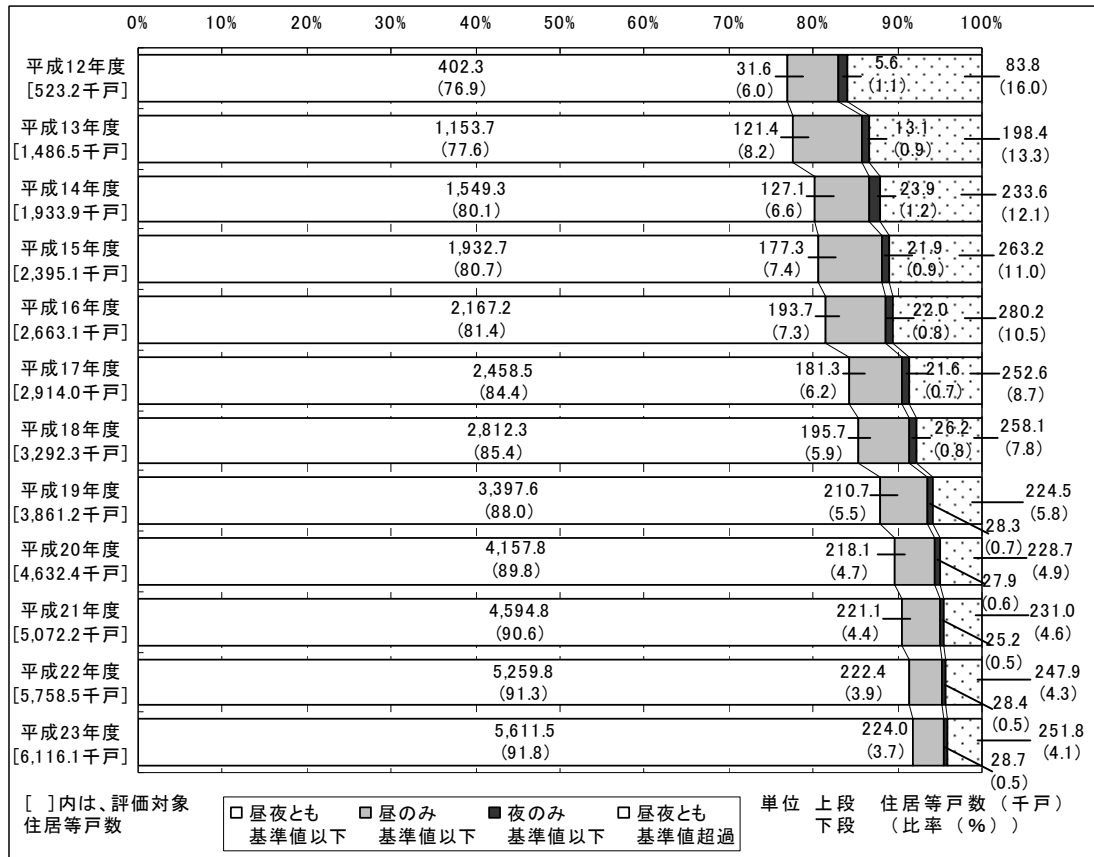
<道路に面する地域における騒音>

騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに設定されており、類型指定は、平成23年度末現在、47都道府県の756市、419町、39村、23特別区において行われている。また環境基準達成状況の評価は、「個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本」とされ、一般地域（地点）と道路に面する地域（住居等）別に行うこととされている。

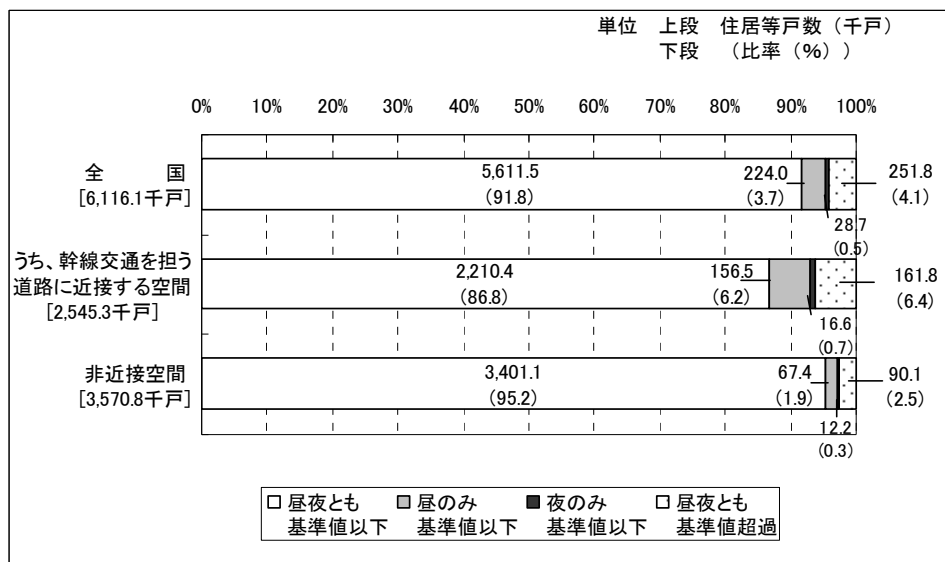
経年的に見ると、発生源対策等の実施により、自動車騒音に係る環境基準の達成状況は、全体として緩やかな改善の傾向にあるものの、依然として環境基準が達成されていない状況にある。

平成23年度の道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況は、全国6,116.1千戸の住居等を対象に行った評価では、環境基準を超過したのは504.5千戸（8.2%）であり、このうち、幹線交通を担う道路に近接する空間にある2,545.3千戸のうち環境基準を超過した住居等は334.9千戸（13.2%）であった。

図表Ⅲ－50. 道路に面する地域の騒音環境基準の達成状況の評価結果（全国・経年変化）



図表Ⅲ－51. 道路に面する地域の騒音環境基準の達成状況の評価結果（全体）



(3) 主な取組状況等

国は全国的観点から必要な枠組みを構築するとともに、事業者、地方公共団体等の各主体との連携強化により、取り組むべき対策を効果的に実施する。なお、国自身が大きな事業者、消費者であることから、率先して環境負荷の低減に努める。

また、それぞれの主体の大気環境改善のための取組状況の把握、検証に努めるとともに、環境目標値の順次設定及び必要に応じた改定を行う。

上記の事項が国の果たすべき役割として重要であり、この考えをもとに以下のような取組を行った。

共通事項

【自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量削減基本方針】

- 自動車NO_x・PM法では、国は総量削減基本方針を定め、関係8都府県は総量削減計画を策定することとされている。具体的な取組は以下の通り。
 - ・ 前総量削減基本方針において目標としていた「平成22年度までに環境基準のおおむね達成」は達成されたと評価。（今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）平成24年11月30日）
 - ・ 自動車排出ガス総合対策小委員会での審議を経て、平成23年3月に総量削減基本方針を変更し、「平成32年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する。ただし、平成27年度までに監視測定局における環境基準を達成するよう最善を尽くす。」ことを新たに目標とした。また関係8都府県においては、平成25年8月までに総量削減計画を変更した。
 - ・ 総量削減基本方針及び総量削減計画に基づき、国と関係都府県とが連携し、目標達成に向けて総合的な自動車排ガス対策を推進しているところである。

自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(抜粋)

平成23年3月25日 閣議決定

2 対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減のための施策に関する基本的事項

- (1) 自動車単体対策の強化等
- (2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
- (3) 低公害車の普及促進
- (4) エコドライブの普及促進
- (5) 交通需要の調整・低減
- (6) 交通流対策の推進
- (7) 局地汚染対策の推進
- (8) 普及啓発活動の推進

a) 環境性能に優れた自動車の普及促進の取組

【自動車NO_x・PM法の排出基準適合車への転換促進】

- 事業者の公害防止対策に対する取組を促進し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境保全を図るため、環境・エネルギー対策資金（公害防止関連）の中で、中小企業等が自動車NO_x・PM法の排出基準に適合している自動車への買い換えや、NO_x・PM低減装置を購入する際に必要となる資金に対する低利融資を実施している。過去5年間の自動車NO_x・PM法関連の貸付実績は86.5億円（722件）であり、今後とも、中小企業等の取組に対し、当該資金を活用した支援を行う。

【次世代自動車等の普及促進】

- 自動車分野の環境対策においては、新車の環境性能の向上対策が主要な対策である。このため、環境性能に応じた税制優遇措置や補助制度等を通じて、環境性能に優れた自動車の普及促進を図っている。具体的な取組は以下の通り。

（税制優遇措置）

- ・ 環境性能に優れた自動車に対するエコカー減税（自動車重量税及び自動車取得税）やグリーン化特例（自動車税）を実施。エコカー減税対象車の販売台数は、平成24年度は約365万台（販売台数全体の約73%）であった。
- ・ 自動車取得税及び自動車重量税については、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、税制抜本改革法第7条第1号カに基づき、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から見直しを行う（民間投資活性化等のための税制改正大綱）。

（補助制度等）

- ・ 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の購入者に対して、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策（導入補助）を実施。平成24年度は約62,000台に補助を行った。電気自動車等の次世代自動車については価格が従来車と比べて依然高価であることから、今後も量産効果による価格低減に向けてより一層普及を促進していくこととしている。
- ・ バス・トラック事業者等によるCNGバス・トラック等の次世代自動車の導入に対して、環境対応車普及促進対策（導入補助）を実施。平成24年度は2,657台に補助を行った。
- ・ 電気自動車を導入する自動車運送事業者等への支援（導入補助）を実施。平成24年度は48件の事業を採択した。
- ・ 超小型モビリティを導入する地方公共団体等への支援（導入補助）を実施。平成24年度は15箇所において実施した。超小型モビリティに関しては、新たなカテゴリーの乗り物であることから、普及に向けて成功事例を創出し、国民理解の醸成を図ることとしている。

- 次世代自動車（低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年閣議決定）に基づき、「ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等」と定義されている。）の普及促進・性能向上に関する技術開発・実証実験を通じて、次世代自動車の普及を促進するとともに、温室効果ガス削減にも貢献している。

b) 自動車単体規制の取組

【自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進】

- 中央環境審議会において、自動車排出ガス・騒音低減技術の進展、走行実態や使用実態を考慮した自動車単体規制手法の見直しとともに、大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」及び「特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度」並びに騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」の強化を検討した。具体的な検討状況は以下の通り。

- ・ 「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十一次答申)」(平成 24 年 8 月 10 日)

(内容)

二輪自動車等の排出ガス対策として、国連で策定された世界統一試験法を導入することとし、同時に規制値も強化することとした。また、使用過程での排出ガス増大を防ぐため、車載の故障診断装置の義務付けを行うこととした。

ディーゼル重量車の排出ガス後処理装置について、使用過程で触媒の性能劣化という問題が生じたため、当該装置を定期的に昇温する対策を講じることとした。また、燃費を改善するために実走行下において排出ガスを悪化させるエンジン制御（ディフイートストラテジー）が行われる可能性があることから、当該行為を禁止することとし、認証時における検証を追加することとした。

ディーゼル特殊自動車について、使用過程での検査の高度化のため黒煙検査からオパシメーターによる測定を行うこととした。

- ・ 平成 25 年 3 月に同第九次及び第十一次答申を受けて、ディーゼル特殊自動車について、「自動車排出ガスの量の許容限度」及び「特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度」を改正した。

- ・ 「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第二次答申)」(平成 24 年 4 月 19 日)

(内容)

二輪自動車等の騒音低減対策として、実際の市街地を加速走行する際に発生する騒音をより正確に再現できる試験法が国際基準として策定されたことから、国内にも導入することとした。

定常走行時の騒音の寄与率が高いタイヤ騒音の低減対策として新たに四輪車タイヤ騒音規制を導入することとした。

- ・平成 25 年 1 月に同第二次答申を受けて、「自動車騒音の大きさの許容限度」を改正した。
- 国土交通省では、上記の許容限度を確保するため、道路運送車両法に基づく新規検査及び使用過程車の継続検査（いわゆる「車検」）等による規制措置を適正に実施している。また、上記の許容限度の改正を踏まえた所要の手続きを進めている。具体的な取組は以下の通り。
 - ・ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制を強化するため、平成 24 年度は道路運送車両の保安基準等の改正作業を進め、パブリックコメントやWTOのTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）に基づく他の締結国への通報等の手続きを進めた。改正省令等は平成 25 年中に公布し、車種により平成 26 年 10 月以降、逐次施行を予定している。
 - ・今後も引き続き、平成 28 年に予定している二輪自動車及びディーゼル重量車に対する規制強化に向けた作業を進めていくこととしている。

c) エコドライブや公共交通機関利用の促進等交通の環境負荷低減対策や未然防止対策などの総合的な取組

【エコドライブの普及促進】

- 警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省で構成するエコドライブ普及連絡会を中心とした広報啓発活動等により国民の意識向上を図り、エコドライブ普及推進を図っている。平成 24 年度の具体的な取組は以下の通り。
 - ・11 月に「エコドライブ推進月間」を実施（平成 18 年度から継続実施）したほか、エコドライブの重点項目の見直しを行い、新たな「エコドライブ 10 のすすめ」を策定した。
 - ・環境省では、新たな「エコドライブ 10 のすすめ」の内容を分かりやすく説明したDVDを作成したほか、エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2012 等において、関係団体等の協力を得て、エコドライブの普及推進を図った。
 - ・公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が主催する「エコドライブ活動コンクール」を後援した（平成 23 年度から継続）。
 - ・エコドライブの普及推進は、運送事業者による組織的な取組を通じて、多くの事業者の自発的な取組へと拡がりつつある。また、運送事業者以外の民間企業・団体や一般ドライバー等に対してエコドライブの普及を図るための各種取組を実施していく予定である。

【公共交通機関の利用促進】

（公共車両優先システム（PTPS）の推進）

- 公共性の高い路線バスの利用性を高め、交通渋滞の原因になっているマイカーの利用者をバス利用に転換させることによって、都市における自動車交通量を抑制するため、バス専用・優先レーン等の設定の交通規制を行うとともに、バス優先の信号制御

等を行う公共車両優先システム（PTPS）の整備を図っている。具体的な取組は以下のとおり。

- ・ 平成 24 年度末現在、40 都道府県（総延長 803.2km）で運用されており、引き続き交通実態に応じて必要な整備を推進する。

（マイカーから公共交通機関への転移促進）

- 既存の鉄道・バスの利用促進、通勤交通マネジメントなどの手段により、マイカーから公共交通機関への転移を促進している。具体的な取組は以下の通り。
 - ・ 鉄道利用について、鉄道新線整備、ICカードの導入等情報化の推進、乗り継ぎ改善、鉄道駅のバリアフリー化等に係る施策によるサービス・利便性の向上を通じ、引き続き促進を図る。
 - ・ バス利用についても、ノンステップバスの普及、共通ICカードの導入及びバスロケーションシステムの整備等のバス利便性向上を通じ、引き続き促進を図る。
 - ・ 通勤交通マネジメントについては、エコ通勤優良事業所認証制度の拡充を図るとともに、地域独自のエコ通勤推進施策との連携を強化しながら、通勤交通グリーン化を推進する。

【自転車の安全な利用環境の整備】

- 自転車はクリーンかつエネルギー効率の高い交通手段として認識され、健康志向や東日本大震災後の節電意識の高まり等を背景にその利用ニーズが高まっている。一方、安全面での課題もあり、自転車通行空間の整備と併せ、全ての道路利用者に自転車の通行ルールを徹底するなど、ハード、ソフトの両面から取組を行い、自転車が安全で快適に通行できるとともに、歩行者の安全性が高まるような自転車の利用環境を創出することが喫緊の課題とされている。主な取組は以下の通り。
 - ・ 国土交通省と警察庁にて、平成 24 年 11 月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定し、自転車ネットワーク計画の作成やその整備等を推進。

【環境的に持続可能な都市・交通システムへの転換】

- 東日本大震災を契機としたエネルギー需給の変化等に対応し、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進する観点から、平成 24 年度に制定された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の利用促進、再生可能エネルギーの利用などに取り組む低炭素まちづくりを推進している。

平成 25 年 3 月末現在で、北海道下川町、長野県小諸市及び兵庫県川西市の 3 都市において低炭素まちづくり計画が作成された。なお、平成 25 年度予算・税制改正大綱において集約都市形成支援事業等の必要な支援措置等を行い、市町村における低炭素まちづくり計画に基づく取組を推進していくこととしている。

【監視・観測結果の情報提供】

- 都道府県等が自動車公害対策を計画的に行うために地域の状況を経年的に監視することが必要であるとして、騒音規制法及び大気汚染防止法に基づき、地方公共団体に

より自動車公害の常時監視が行われている。監視結果は各法律に基づき環境省へ報告され、集計結果が毎年公表されている。また、結果はホームページ等を通じて広く一般国民へも公表されている。具体的取組は以下の通り。

- ・ 騒音監視事務に関しては、平成 23 年度には全国 179 団体において、延長 37,533km の幹線道路に面する地域における 6,116 千戸の住居等が評価された。また環境省では集計結果を報道発表するとともに、(独)国立環境研究所ホームページ「全国自動車交通騒音マップ(環境GIS自動車交通騒音実態調査報告)」にて広く結果の周知を図っている。
- ・ 大気汚染の監視事務に関しては、平成 23 年度には全国の都道府県等において、1,911 局(一般局 1,489 局、自排局 422 局)で測定が行われた。また環境省では集計結果を報道発表するとともに、大気汚染状況報告書としてまとめ、また環境省大気汚染物質広域監視システム(通称、そらまめ君)において広く結果の周知を図っている。

【交通流対策(高度道路交通システム(以下「ITS」という。)を含む)】

- 交通流の分散・円滑化を図るため、環状道路、バイパス等の整備、道路交通情報通信システム(VICS)の情報提供エリアのさらなる拡大を図るとともに、スマートウェイの一環としてITSスポットサービスを推進し、道路交通情報の内容・精度の改善・充実に努めたほか、信号機の高度化、公共車両優先システム(PTPS)の整備、総合的な駐車対策等を実施している。また、環境ロードプライシング施策を試行し、住宅地域の沿道環境の改善を図っている。さらに、物流施設等の適正配置による大型車の都市内通過の抑制及び共同輸配送等の物流の合理化により交通量の抑制を図っている。主な取組は以下のとおり。
 - ・ 平成 24 年度、ITSの推進として約 1,700 基の信号機の集中制御化を、交通安全施設等の整備として約 1,600 基の信号機の高度化(プログラム多段系統化、半感応化、右折感応化、多現示化)を特定交通安全施設等整備事業(国費補助事業)として実施しており、引き続き計画的・効果的な整備を推進する。
- 交通量の抑制・低減を図るため、交通にかかわる多様な主体で構成される協議会による都市・地域総合交通戦略の策定及びそれに基づく公共交通機関の利用促進等への取組を支援するとともに、交通需要マネジメント施策の推進により、地域における自動車交通需要の調整を図っている。

今後の課題

- 排出ガス、騒音などの自動車に起因する環境負荷の低減を図るためには、発生源である自動車の単体規制の強化や環境性能に優れた自動車への転換のほか、エコドライブの普及・定着のための機会の提供等によるエコドライブの推進、さらには地域の交通の実情や地域住民の利便性にも配慮した公共交通システムの改革等交通の環境負荷低減対策を一層推進することが重要である。また、これら取組は同時に地球温暖化防止にも資する場合があるという視点にも留意すべきである。
- 自動車単体規制については、引き続き我が国の大気・騒音環境を考慮しつつ、より走行実態や使用実態に即した有効な手法を用い、実環境における負荷を効果的に低減していく必要がある。その際、国際基準への調和及び我が国の自動車関連産業の競争力向上を勘案することが求められる。
- 地球温暖化防止のため自動車の燃費目標基準の策定が進んでいることから、排出ガス規制の強化にあたっては、低燃費技術と排出ガス低減技術との両立に配慮しつつ、技術開発動向を見定めることが重要である。
- 今後のまちづくりに当たり、自動車公害の未然防止の観点から、沿道の自動車公害状況を情報提供するなどの誘導施策等により、交通施設とその沿道・沿線地域の土地利用の調和を図っていく必要がある。
- プローブ情報等については、交通安全対策や環境対策への活用に向けた取組が進められているが、情報処理技術等の進展も踏まえつつ、今後も、より効果的に環境対策に活用されるよう取組を進める必要がある。
- 更なるNO_x・PM及びCO₂排出量低減に資するべく、自動車関連税制において、環境に良いものは思い切って負担を軽減し、環境に良くないものには相応の負担を求めるといった「グッド減税・バッド課税」の考え方を徹底することが望まれる。

6. 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項

重点検討項目：持続可能な社会を目指す地域の復興に係る取組

東日本大震災からの復旧・復興に際しては、各地域における多様な地域資源を活用し、域内循環を進めるとともに、自然資源を保全しつつ持続可能な利用を確保しながら、産業の潜在的な可能性を引き出すことで、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築にも資するかたちで行うことが重要なことから、下記の a) から d) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 被災地における低炭素社会の構築に係る取組
- b) 被災地における循環型社会の構築に係る取組
- c) 被災地における自然共生社会の構築に係る取組
- d) 被災地における安全の確保に係る取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

各地域において、多様な地域資源を活用し、域内循環を進めるとともに、自然資源を保全しつつ持続可能な利用を確保しながら、産業の潜在的な可能性を引き出すことで、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築にも資するかたちで復興を進めることが重要である。また、コンパクトなまちづくりや、効率的なエネルギーの利用を進めるライフスタイルを構築していくなど、環境に関して持続可能な地域として復興していくことが重要である。

(2) 現状と取組状況

a) 被災地における低炭素社会の構築に係る取組

現状

被災地における低炭素社会の構築に係る取組としては、地域特性に応じた再生可能エネルギー導入拡大に向けた取組等が重要である。平成24年7月の固定価格買取制度の開始以降、再生可能エネルギーの導入が進んでおり、岩手県、宮城県、福島県においては平成24年4月から平成25年2月末までに約5.8万kWの再生可能エネルギー発電設備が運転を開始した。

また、災害公営住宅（復興住宅）の整備については、着工した割合は平成24年8月末の約15%から平成25年3月末には約41%となっている。

取組状況

【農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業】

農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業（ソフト事業）として、被災地域（岩手県、宮城県、福島県）の農山漁村を対象に太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力発電の事業を円滑に開始・運営するための地域協議会の開催や地域での合意形成のための取組等を公募し、平成 24 年度に 2 件を採用し支援した。

また、農山漁村再生可能エネルギー導入事業（ハード事業）として、被災地域（岩手県、宮城県、福島県）の太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力等の農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー電気の発電事業のモデル的な取組に必要な発電施設の整備を公募し、平成 24 年度に 1 件を採用した。

【木質バイオマス利用施設等整備（森林整備加速化・林業再生基金）】

木質バイオマスの供給・利用を促進するため、木質バイオマスによる熱供給の取組については木質バイオマスボイラー等の施設整備に対する補助、木質バイオマス発電の取組については地域協議会への支援、発電施設整備に係る資金の融通を行う。

平成 24 年度の補正予算で措置された森林整備加速化・林業再生基金について、同年度末までに都道府県に対し全額交付済みとした。また、各都道府県は平成 21 年度に設置した基金を活用し、平成 25 年度までの事業として実施する。

今後は、年間 2,000 万 m³ 発生している未利用間伐材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、木質バイオマスの安定的な供給体制の構築、利用の拡大が必要である。

【再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金】

特定被災地域に、風力、バイオマス、水力、地熱の再生可能エネルギー発電設備と、それら発電設備に付帯する蓄電池や送電線を導入する事業に対して、補助金を交付する。

過去 3 回の公募において、福島県で 140 件、宮城県で 117 件、岩手県で 49 件の事業を採択した。

【浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業】

福島沖約 20km の海域において、世界初となる浮体式洋上風力発電基地（総出力 1 万 6,000kW）の技術の確立を行うとともに、実用化に向けて、安全性・信頼性・経済性を明らかにすることを目的として実証事業を開始した。平成 25 年には 2MW の風車 1 基及び変電所、海底送電線を海域に設置する。この実証事業により、平成 26 年度には浮体式洋上風力発電として世界最大級となる 7MW の大型風車を設置することを目指す。

【再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業（グリーンニューディール基金）】

地域主導の再生可能エネルギー等を利用した自立・分散型エネルギーの供給システムの導入を、復興のまちづくりとともに加速的に推進し、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を目指して各地方公共団体における地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入への支援を行った。

平成24年度は、184箇所の公共施設、8箇所の民間施設に太陽光発電設備等を導入した。

b) 被災地における循環型社会の構築に係る取組

現状

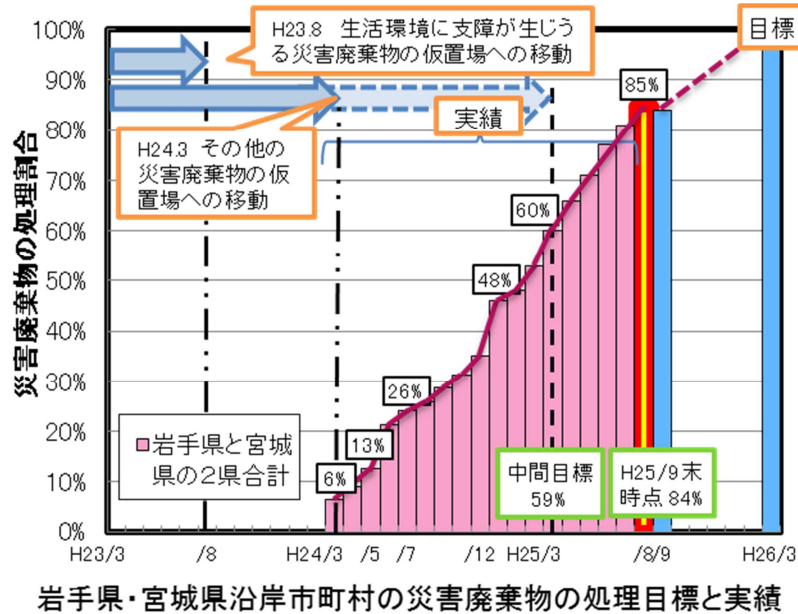
地震と津波により被害を受けた13道県245市町村においては、被災市町村の70%にあたる167市町村で処理完了。災害廃棄物1,932万トンのうち、1,464万トン（76%）処理完了。うち、82%にあたる1,200万トンの災害廃棄物、ほぼ100%の津波堆積物が再生利用されている（平成25年6月末現在）。

特に甚大な被害を受けた3県（岩手県、宮城県、福島県（避難区域を除く））の沿岸市町村では、約2,600万トンの災害廃棄物および津波堆積物が発生したと推計されており、平成25年8月末までに74%が処理・処分されている（図表Ⅲ－52、53）。

図表Ⅲ－52. 3県沿岸市町村（岩手県・宮城県・福島県（避難区域を除く））の処理状況（平成25年8月末現在）

	災害廃棄物等推計量(万t)	災害廃棄物				津波堆積物				仮置場設置数
		推計量(万t)	処理			推計量(万t)	処理			
			量(万t)	割合(%)	9月末時点(%)		量(万t)	割合(%)	9月末時点(%)	
岩手県	527	376	281	75	78	151	81	53	56	38
宮城県	1,766	1,061	936	88	87	705	502	71	76	51
福島県	337	171	97	57	—	166	55	33	—	29
合計	2,630	1,608	1,314	82	—	1,022	637	62	—	118

図表Ⅲ－53. 岩手県・宮城県沿岸市町村の災害廃棄物の処理目標と実績



取組状況

【東日本大震災により発生した災害等廃棄物処理の実施】

東日本大震災により発生した災害廃棄物を処理するため、市町村（一部事務組合、広域連合を含む）が行う、大震災により生じた災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業等に要する費用の補助（補助率は、自治体の標準税収に応じて、50/100～80/100～90/100）等を行った。

地震と津波により被害を受けた13道県245市町村においては、被災市町村の約65%にあたる160市町村で処理完了。災害廃棄物1,965万トンのうち、1,198万トン（61%）処理完了。うち、82%にあたる982万トンの災害廃棄物、ほぼ100%の津波堆積物が再生利用されている（平成25年3月末現在）。

災害廃棄物及び津波堆積物の処理は、平成26年3月末までに終わることを目標としており、目標期間内での処理を確実なものとするための計画として策定した処理工程表に沿って処理が進められている。岩手県、宮城県については、平成26年3月末までに処理可能な見込みであるが、福島県については進捗管理の強化を図りつつ、着実な処理を推進する。

【公共事業等における積極的な再生利用】

災害廃棄物の建設資材としての活用にあたり、需要と供給のマッチングを推進するため、公共工事発注部局、廃棄物部局の双方から情報提供するスキームを関係省庁と連携して整備した。また、地元ニーズを踏まえ、海岸堤防（仙台湾南部海岸）や防波堤（八戸港）等の国土交通省発注工事及び海岸防災林の林野庁発注工事において、災害廃棄物等を活用した。

海岸堤防復旧事業については、平成 24 年度より、仙台市内の 2 工区（深沼北工区、深沼南工区）と名取市内の 1 工区（閑上・北釜工区）において災害廃棄物の活用を開始した。

防波堤災害復旧事業としては、八戸市の津波堆積土砂約 2.1 万トン全量を、東北地方整備局の災害復旧工事において、ケーソンの中詰材として活用した。

海岸防災林事業については、平成 24 年度中に約 100 万トンの津波堆積物・コンクリートくずの活用に向けた調整が整い、活用を開始しているところ。

今後とも、被災自治体や関係省庁が連携しつつ、災害廃棄物の処理の促進に最大限の協力を行っていく。

【東北地域での循環型ビジネス拠点の創出】

東北の地域性を活かし、環境効率の面からもビジネスモデルとしても最適な方法で循環資源を収集、処理、利用するため、自治体を含む協議会等が行う循環拠点を中心とした資源循環計画の策定を支援した。具体的な取組の実施状況は以下の通り。

- 自治体、事業者等が連携して、使用済小型電子機器等からレアメタル等を回収する社会実験を実施した。（青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県内の 33 地域）
- 容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収に係る実証事業を実施し、現在焼却・埋立てがなされている製品プラスチックの分別回収・リサイクルの課題整理等を行った。（秋田県能代市・大館市）
- びんリユース構築の実証や、消費者意識調査、市町村のびんリユースの取組状況の実態調査等を行った。（宮城県・秋田県・福島県）
- 資源循環計画の策定や、生ごみ、し尿及び浄化槽汚泥を対象としたバイオガス化やその他可燃ごみを対象とした資源化の実証実験への支援を実施した。平成 25 年度は地域循環圏形成モデル事業を全国規模で行い、各地域における取組がビジネスとして成り立つための要件の整理等を行う予定である。（宮城県南三陸町等）
- 特定被災地方公共団体に限定した当該施策については、平成 24 年度限りの施策として実施した。平成 25 年度以降については、全国規模での地域循環圏形成モデル事業（仮称）を行う予定である。

c) 被災地における自然共生社会の構築に係る取組

現状

自然共生社会の構築に係る取組としては、被災地域の豊かな自然の復旧・復興に資する取組が重要となる。

被災地域の安全とも係る海岸防災林の復旧工事については、平成25年5月末時点で約39%着工され、約13%完了している。

取組状況

【海岸防災林の復旧・再生】

海岸防災林は、潮害、飛砂・風害の防備等の災害防止機能や津波の被害軽減効果を有しており、人々の暮らしを守る重要な役割を果たしていることから、東日本大震災の津波により被災した青森県から千葉県にかけての海岸防災林約140kmの復旧・再生に着手した。復旧に当たっては、積極的に安全が確認された災害廃棄物由来の再生資材等を活用して地盤の復旧のための盛土など基盤造成をした上で、地域の植生などの自然条件や地元のニーズも考慮しつつ樹木の植栽を実施した。

平成24年度は、被災した海岸防災林約140kmのうち約50kmについて復旧・再生に着手した。平成25年度は、警戒区域やガレキ仮置き場等を除く残り全ての範囲（約100km）について着手することを目指す。

今後、海岸防災林の復旧・再生は、防波堤の復旧等海岸防災林の造成に必要な基盤造成については平成23年度から概ね5年間で完了し、基盤造成が完了した箇所から順次植栽を実施する。全体の復旧は、平成23年度から概ね10年間で完了することを目指す。

【三陸復興国立公園再編成等推進事業及び三陸復興国立公園等復興事業】

平成24年5月7日に策定した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」（グリーン復興ビジョン）に基づき、三陸復興国立公園の創設、被災した公園利用施設の復旧及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の整備等の「グリーン復興プロジェクト」を実施した。

平成24年度は、グリーン復興ビジョンに基づき、陸中海岸国立公園の主要な利用拠点における復旧整備、三陸復興国立公園の創設に係る調査、東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）整備のための調査等を実施した。この調査結果に基づき、平成25年5月24日に三陸復興国立公園が創設された。東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）についても、平成25年度秋までに一部路線の開通を予定している。

今後は、引き続き南三陸金華山国定公園の編入について検討を進めるとともに、平成27年度中の長距離海岸トレイルの設定を目指して、地域との連携を図りながら路線決定等を進める必要がある。また、三陸復興国立公園へ新たに編入した地域の集団施設地区や東北太平洋岸自然歩道において、必要な施設の整備を推進していく。

d) 被災地における安全の確保に係る取組

取組状況

【有害物質のモニタリング調査等】

被災地周辺における有害物質等による環境汚染の状況を把握し、飛散及びばく露防止対策の推進を図るとともに、国民への迅速な情報提供により不安を解消し、復旧・復興を促進するため、モニタリング調査等を実施した。

平成 23 年度以降も大気環境中のアスベスト濃度及び海洋環境の有害物質のモニタリング調査等を継続して実施しており、結果を随時公表している。

なお、PCBについては、高濃度PCBを含む流出及び破損・漏洩機器の分布及び推定PCB量に関する情報を活用して調査を行った結果、震災前の全国調査結果の範囲内であることを確認した。

今後の課題

- 東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、低炭素、循環型、自然共生社会形成、安全確保という観点に加えて、地域づくりや、このための担い手となる人づくりという観点も重要であり、これらの観点を総合的に実現できるようさらに配慮の上で施策を推進していく必要がある。
- 被災地において建設される住宅や建築物の断熱性を高めることは、省エネルギーや温暖化対策に資することとなるので、復旧・復興を進めるに当たってはこのような観点が必要である。また、東日本大震災の教訓をいかし、地震等の災害時に廃棄物処理施設等の環境関連施設が機能するようにハード面及びソフト面の両面において、災害に強い体制の整備を進めることが必要である。
- 東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、環境にも配慮した上で、全ての被災地域で安全・安心な生活を取戻し、活気あふれる社会を築くことができるように、関係省庁が一丸となって、これまで以上に取組を進めていくことが重要である。

IV その他

1. 各府省等における環境配慮の方針に係る取組状況

第四次環境基本計画第3部第1節において、「関係府省は環境基本計画を踏まえながら、オフィス、会議、イベント等における物品・エネルギーの使用といった通常の経済主体としての活動分野と、各般の制度の立案等を含む環境に影響を与えうる政策分野の両面において、それぞれの定める環境配慮の方針に基づき、環境配慮を推進する。また、環境配慮の取組を一層充実させるため、環境配慮の実施状況を点検し、その結果をそれぞれの活動に反映していくための仕組みの強化等、環境管理システムに関する取組を積極的に推進する。」とされている。

関係府省等の環境配慮の方針及び直近の自主点検結果は、以下の通りである。

今後とも、各府省の環境配慮の方針の推進を図るため、PDCAサイクルに基づく取組を一層強化していくべきである。

(1) 各府省等の整備運用状況

調査対象とした関係府省等	16 府省等 (内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)
「環境配慮の方針」の策定状況	「環境配慮の方針」策定済み関係府省等：15 府省等 <策定府省等の推移> 平成 14 年度：3 省等 平成 16 年度：13 府省等 平成 15 年度：9 府省等 平成 17 年度以降：15 府省等
「環境配慮の方針」が対象としている範囲	「環境に関わる政策分野」を対象：12 府省等 「通常の経済主体としての活動分野」を対象：15 府省等
「環境配慮の方針」の自主点検状況	自主点検実施関係府省等：13 府省等 平成 24 年度：1 省 平成 22 年度：3 府省等 平成 23 年度：8 省等 平成 21 年度以前：1 省

(2) 環境に関わる政策分野について

環境に関わる政策分野については、12 府省等が環境配慮の方針の対象として実施している。各府省等における点検対象及び取組状況（例）は以下の通りである。

府省等 (策定年月)	環境配慮の方針上の 点検対象項目	自主点検結果に記載された 取組状況（例）
内閣府 (H15. 11)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境施策の基盤となる研究・統計等の整備 ○沖縄における環境共生型社会の形成 	<p>【平成 22 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別推進戦略(平成 18 年 3 月 28 日総合科学技術会議決定)において選定した 6 研究領域における研究開発の最新動向や関係府省の施策の効果等についての調査・検討 ・環境共生型観光地形成支援事業の推進
警察庁 (H16. 7)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境犯罪の取締りの推進 ○交通管理による環境対策の推進 	<p>【平成 23 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境を破壊する悪質な行為を中心に取締りを推進 ・道路交通情報通信システム(VICS)の整備
総務省 (H15. 3)	<ul style="list-style-type: none"> ○情報通信を利用した環境負荷の削減等 ○情報通信の活用に伴う環境負荷の抑制 ○消防防災分野における環境問題への対応 ○環境負荷の削減に配慮した地方行政の推進 	<p>【平成 18 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク（情報通信技術を活用した、場所と時間にとらわれない柔軟な働き方）の普及を通じて交通代替による環境負荷の軽減を推進 ・情報通信審議会における通信・放送関係団体の自主行動計画のフォローアップの実施 ・消化器・防災物品等のリサイクルの推進 ・自動車税のグリーン化
法務省 (H15. 7)	<ul style="list-style-type: none"> ○被収容者への啓もう活動 	<p>【平成 23 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設の収容者に対して環境意識の啓もうをはかる
外務省 (H15. 9)	<ul style="list-style-type: none"> ○地球環境問題に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際枠組みづくり ○国際協力の実施等にあたっての環境配慮 	<p>【自主点検については、個々の案件に応じて適宜実施・公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球環境問題に関する各種国際会議における議論への参加 ・JICAにおける、「新JICA環境社会配慮ガイドライン」に基づいた取組の実施

府省等 (策定年月)	環境配慮の方針上の 点検対象項目	自主点検結果に記載された 取組状況 (例)
文部科学省 (H15. 9)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境分野の研究開発の重点的推進 ○原子力の利用に関する研究開発の推進 ○新エネルギー、省エネルギーに関する研究開発の推進 ○生物多様性の保全及び持続可能な社会実現への取組の推進 ○学校教育における環境教育の推進 ○社会教育における環境教育の推進 	<p>【平成 23 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星による地球観測及び海洋観測の推進 ・高速増殖炉サイクル技術に関する研究開発の実施 ・CO₂排出削減を目的とした機材の有用性の実証 ・持続可能な発展に関する研修実施による人材育成及び当該研修を通じての人的ネットワークの構築 ・新学習指導要領において環境教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、その趣旨の実現及び環境教育に関する優れた実践の促進や普及 ・地域における環境教育を含めた様々な課題に対する学習活動の支援
厚生労働省 (H16. 6)	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化問題に対する取組 ○物質循環の確保と循環型社会の構築に向けた取組 ○都市における良好な大気環境の確保に関する取組 ○環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組 ○化学物質の環境リスクの低減に向けた取組 ○生物多様性の保全のための取組 	<p>【平成 24 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の更新期にあわせた環境保全対策に係る施設整備の推進 ・計画的かつ効率的な「食品リサイクルシステム」の構築と推進に対する支援 ・医療施設、社会福祉施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査、アスベストの除去の推進 ・水道広域化、水道水源開発、未普及地域解消等に係る技術的・財政的支援措置 ・既存化学物質の安全性点検の実施 ・遺伝子組換え生物等を使用した医薬品等の適正な製造等の確保
農林水産省 (H15. 12)	<ul style="list-style-type: none"> ○健全な水循環 ○健全な大気循環 ○健全な物質循環 ○健全な農林漁村環境の保全 ○試験研究・技術開発 ○環境教育・食育の推進 	<p>【平成 23 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業基本計画、森林整備保全事業計画及び京都議定書目標達成計画に基づく、森林整備事業及び水源地域等保安林整備事業(治山事業)を推進 ・京都議定書目標達成計画のための間伐の推進 ・「バイオマス活用推進基本計画」に基づくバイオマスの総合的な利用促進 ・グリーン・ツーリズムを通じた都市と農山漁村の共生・対流の促進 ・地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発の推進 ・第2次食育推進基本計画に基づく食育の推進

府省等 (策定年月)	環境配慮の方針上の 点検対象項目	自主点検結果に記載された 取組状況 (例)
経済産業省 (H25. 2)	<ul style="list-style-type: none"> ○温暖化対策 ○資源循環の推進 ○環境経営・競争力の強化 ○化学物質管理 	<p>【平成 23 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020 年以降の将来枠組み構築等に向けた国際交渉の推進、二国間クレジット制度の構築の推進、国内クレジット制度の推進、二酸化炭素回収・貯留技術の実用化に向けた技術開発の推進 ・ 国内省エネ対策の推進対策の推進、アジア諸国を中心とした国際省エネ協力の推進 ・ 再生可能エネルギーの導入拡大等によるエネルギー源の多様化、石炭、天然ガス等の高度利用 ・ 火力発電の技術開発等の推進、電気事業における市場環境の整備 ・ 3 R 関連法制度等に基づく取組の推進 ・ カーボンフットプリント制度の試行事業の実施 ・ 企業等における化学物質の適正管理の推進
国土交通省 (H20. 7)	<ul style="list-style-type: none"> ○京都議定書の目標達成に向けた取組（地球温暖化対策の当面の取組） ○温暖化に対応した社会の骨格づくり（地球温暖化対策の中長期的な取組） ○負の遺産の一掃と健全な国土に向けた取組 ○環境を優先した選択の支援・促進 ○地球環境時代の技術開発・国際貢献 	<p>【平成 23 年度点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の利用促進 ・ 集約型都市構造の実現、地区・街区レベルでの包括的な都市環境対策の推進 ・ 下水道の整備による水質改善 ・ 建設リサイクルの推進 ・ 海洋環境イニシアティブ
環境省 (H14. 11)	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策の推進 ○地球環境の保全 ○大気・水・土壌環境等の保全 ○廃棄物・リサイクル対策の推進 ○生物多様性の保全と自然との共生の推進 ○化学物質対策の推進 ○環境保健対策の推進 ○環境・経済・社会の統合的向上 ○環境政策の基盤整備 	<p>（「環境省施策体系」に示した施策・事務事業について、政策評価の中で評価を実施）</p>

	○放射性物質による環境の汚染への対処	
防衛省 (H15. 3)	○環境施策の推進 (大気環境の保全、水環境の保全、物質循環に係る施策) ○環境教育の推進	【平成 23 年度点検】 ・自動車の効率的利用 ・環境保全講演会の実施

(3) 通常の経済主体としての活動分野について

通常の経済主体としての活動分野については、15 府省等が環境配慮の方針の対象としている。

- すべての府省等において、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（政府の実行計画）（平成 19 年 3 月 30 日閣議決定）では、以下の取組を実施することとしている。
 - ・ 事務所の単位面積当たり電気使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 90%以下にする
 - ・ 用紙の使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で増加させない
 - ・ 事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で 90%以下にする

- 「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）の適切な実施を推進するため、府省等ごとに毎年度、「環境物品等の調達推進を図るための方針」（調達方針）を策定・公表し、環境に配慮した物品の調達を実施している。また、調達方針に基づいた調達実績についてもとりまとめ・公表している。

2. 国民及び地方公共団体に対するアンケート調査結果の概要

環境省は、毎年、全国の20歳以上の成人約2,000人を対象にした「環境にやさしいライフスタイル実態調査」及び全ての地方公共団体を対象とした「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」の2種類のアンケート調査を実施している（平成23年度は未実施）。標本誤差等も踏まえつつ、これらの調査結果を分析したところ、以下に示すような傾向が明らかになっている。

環境問題の解決には、国民及び地方公共団体の果たすべき役割は大きく、今後はこれらの傾向を踏まえた環境施策を講じていく必要がある。

（1）環境にやさしいライフスタイル実態調査（国民アンケート）の概要

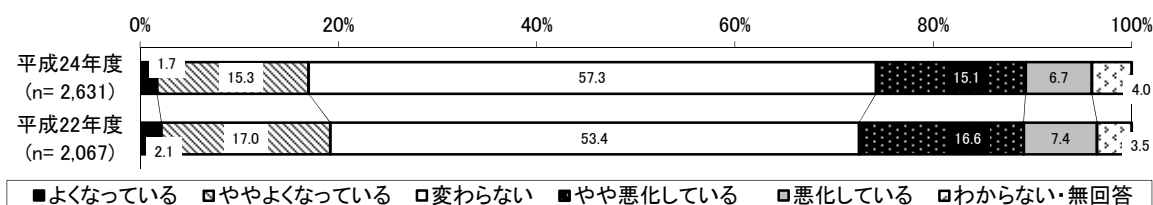
① 近年の環境の状況についての実感

近年の環境の状況について、地球レベルでの悪化を実感している人（「悪化している」と「やや悪化している」の合計）の割合が高く、国レベル、地域レベルと身近になるにつれて割合が低下していく傾向は平成22年度調査と比較して変化はない。

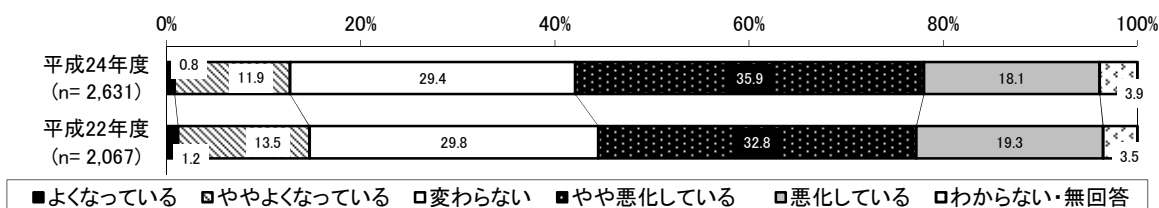
また、改善を実感している人の割合（「よくなっている」と「ややよくなっている」の合計）は、地域、国及び地球の全てのレベルで平成22年度調査よりも減少した（図表Ⅳ－1）。

図表Ⅳ－1. 近年の環境の状況についての実感

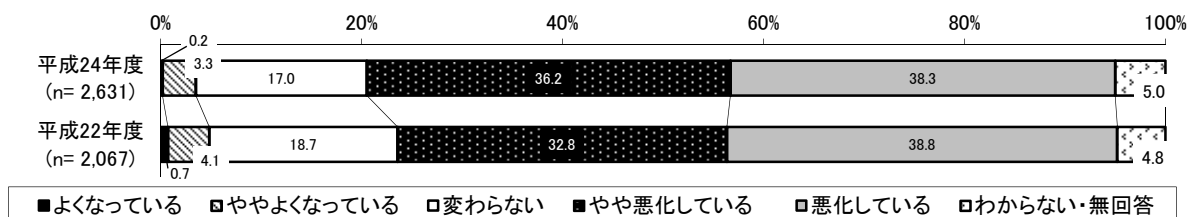
<地域レベル>



<国レベル>



<地球レベル>



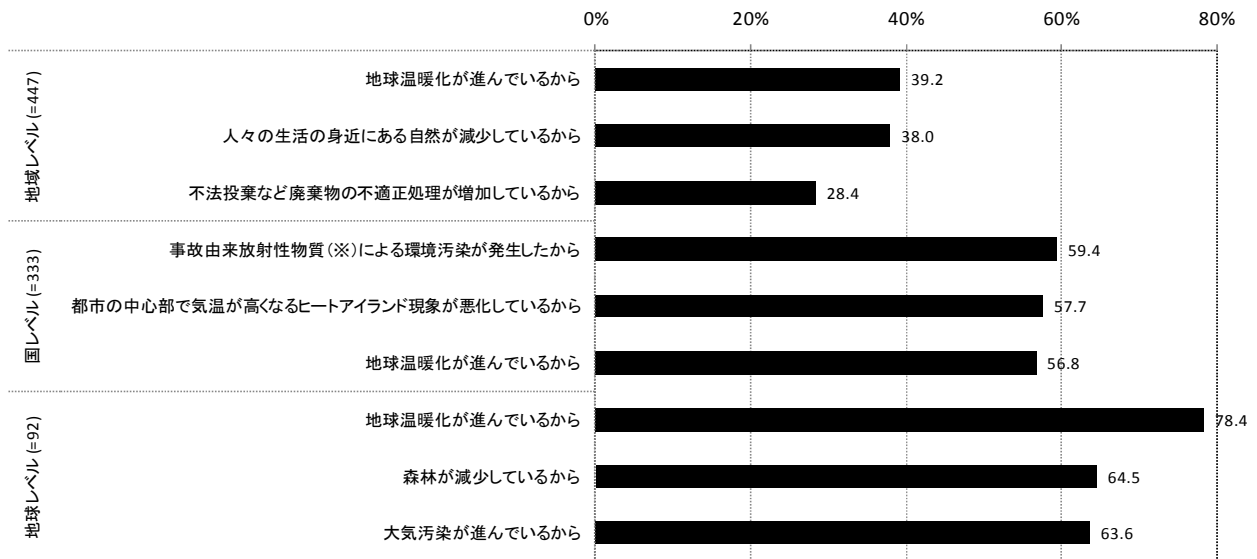
出典) 環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成24年度調査、環境省）より作成

② 近年の環境悪化を実感する理由

近年の環境の状況を「悪化している」及び「やや悪化している」と回答した人の回答理由については、「地球温暖化が進んでいるから」が地域レベル及び地球レベルで最も多く、国レベルでも僅差の3位となっている。

また、国レベルでは、「事故由来放射性物質による環境汚染が発生したから」が最も多くなっており、国という視点では、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による影響を意識している人が多いことが窺える（図表Ⅳ－2）。

図表Ⅳ－2．近年の環境悪化を実感する理由（各レベル別上位3項目）



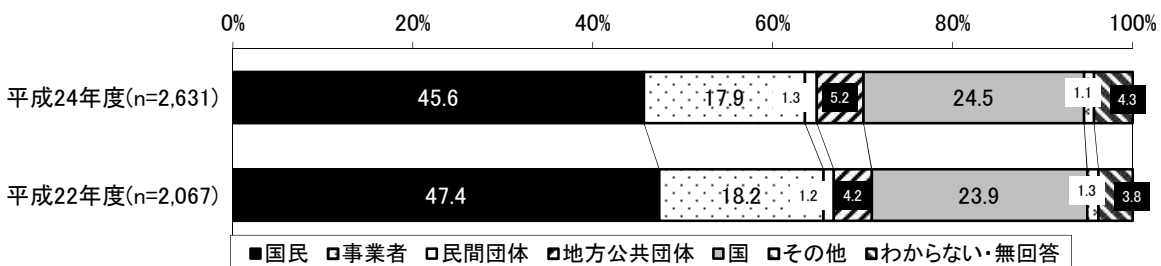
※事故由来放射性物質とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質のこと。

出典) 環境にやさしいライフスタイル実態調査 (平成24年度調査、環境省)

③ 環境保全で最も重要な役割を担う主体

環境保全で最も重要な役割を担う主体は「国民」と考えている割合は約半数となっており、「国」(約25%)、「事業者」(約18%)を大きく上回っている。この傾向は、平成22年度調査から大きな変化はなく、国民の環境保全に対する意識の高さが窺える(図表Ⅳ－3)。

図表Ⅳ－3．環境保全で最も重要な役割を担う主体



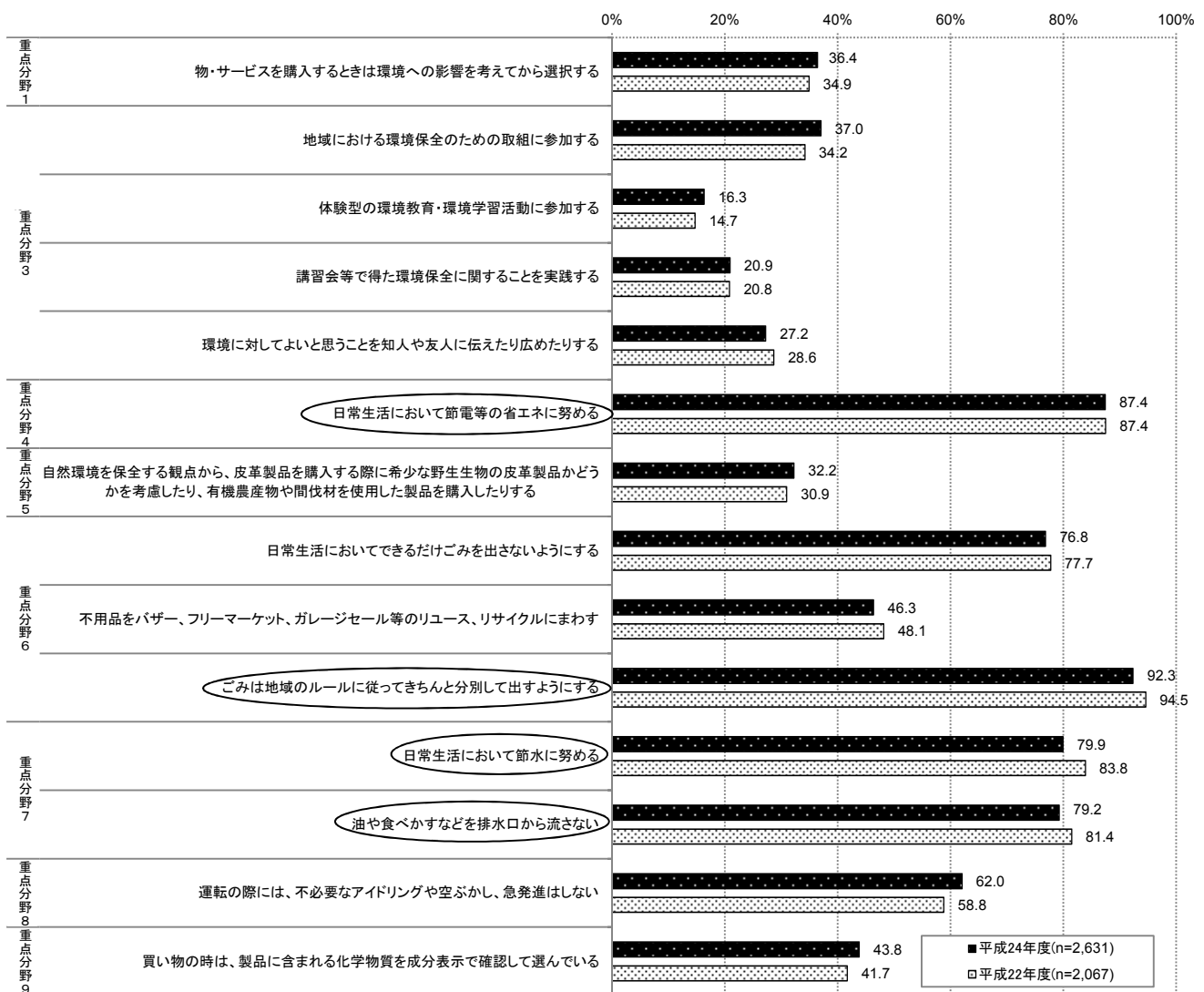
出典) 環境にやさしいライフスタイル実態調査 (平成24年度調査、環境省) より作成

④ 環境保全行動の実施状況

国民が取り組む環境保全行動の実施状況では、「ごみは地域のルールに従ってきちんと分別して出すようにする」、「日常生活において節電等の省エネに努める」、「日常生活において節水に努める」及び「油や食べかすなどを排水口から流さない」の実施率が概ね80%以上と、家庭内で日常的に対応可能な取組が高くなっている。

第四次環境基本計画の重点分野ごとに実施率を整理すると、＜重点分野1：経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進＞、＜重点分野3：持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進＞、＜重点分野5：生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組＞及び＜重点分野9：包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組＞の各分野に係る取組は50%未満となっている（図表Ⅳ－4）。

図表Ⅳ－4．環境保全行動の実施状況



重点分野1：経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
 重点分野2：地球温暖化に関する取組
 重点分野3：持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
 重点分野4：地球温暖化に関する取組
 重点分野5：生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
 重点分野6：物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
 重点分野7：水環境保全に関する取組
 重点分野8：大気環境保全に関する取組
 重点分野9：包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

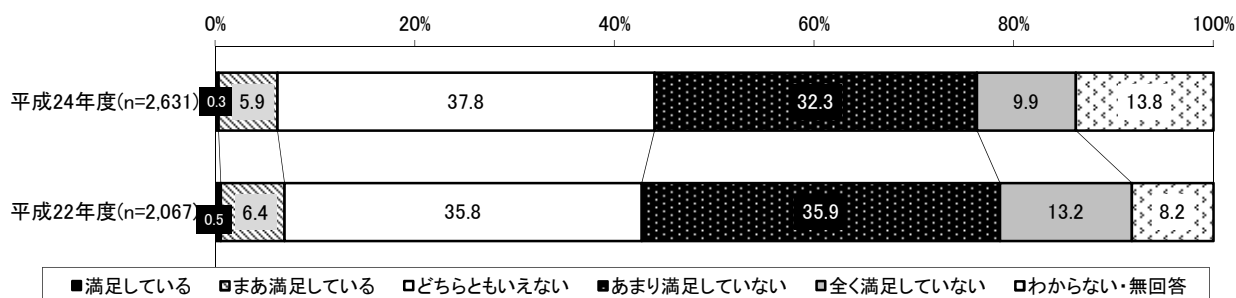
出典) 環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成24年度調査、環境省)より作成

⑤ 環境行政への評価

国が行っている環境行政に満足（「満足している」と「まあ満足している」の合計）と回答している人は約6%、不満足（「全く満足していない」と「あまり満足していない」の合計）と回答している人は約43%となっており、不満足が満足を大きく上回る傾向は、平成22年度調査から大きな変化はない（図表Ⅳ－5）。

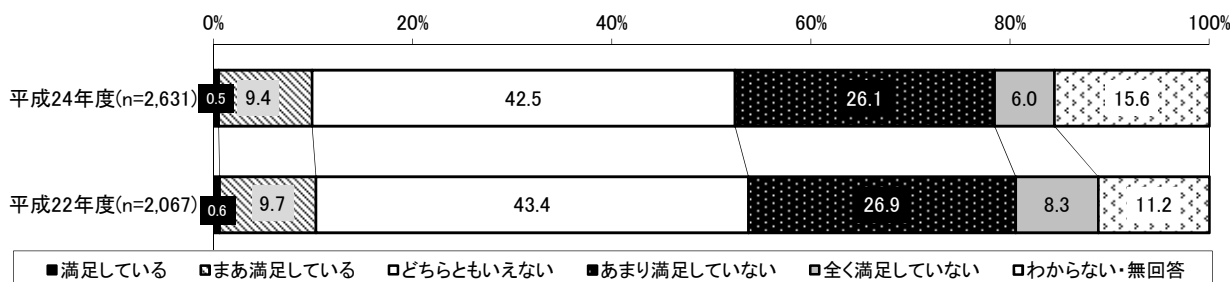
また、地方公共団体についても、同様の傾向である（図表Ⅳ－6）。

図表Ⅳ－5．国の環境行政への評価



出典) 環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成24年度調査、環境省）より作成

図表Ⅳ－6．地方公共団体の環境行政への評価



出典) 環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成24年度調査、環境省）より作成

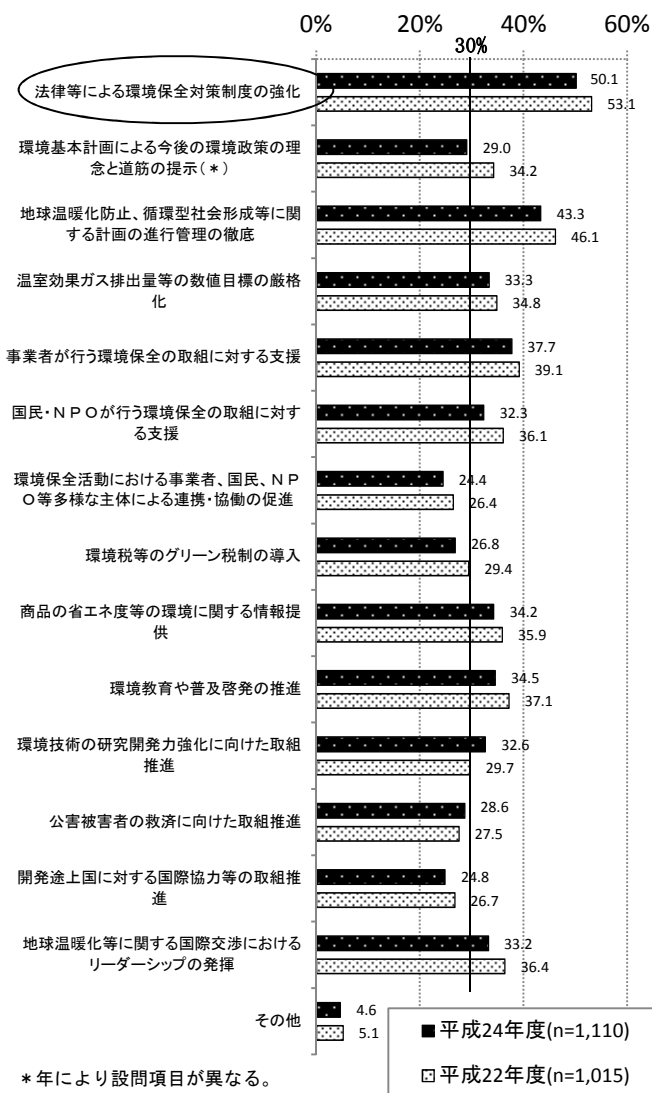
⑥ 環境行政に対して今後求めること

国、地方公共団体が行っている環境行政に対する満足度が低い中、環境行政に対して今後求めることについては、国及び地方公共団体の双方において、「法律（条例）等による環境保全対策制度の強化」を半数程度の人が挙げており、総合的な環境行政の推進を求めていることが分かる。

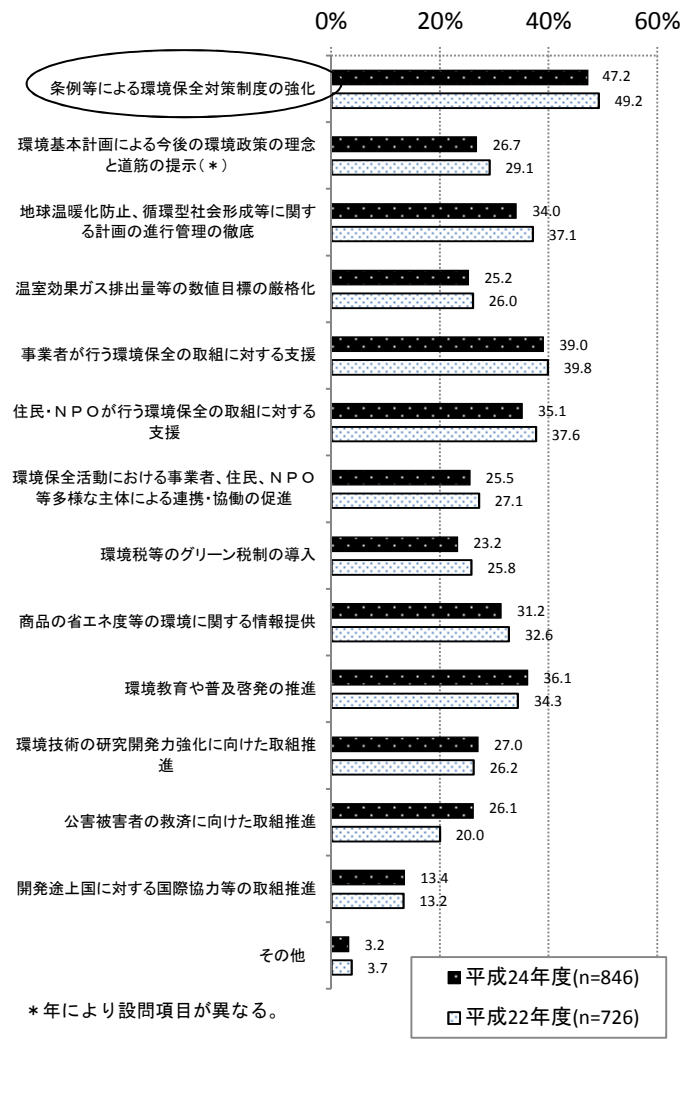
また、国については、ほぼ全ての項目について概ね3割以上の人が、今後求めることに挙げており、環境保全上いまだ多くの課題を抱えていることが窺える（図表IV-7、8）。

このような国民の環境に関する問題意識を踏まえ、環境行政を強化すべきである。

図表IV-7. 国の環境行政に対して今後求めること



図表IV-8. 地方公共団体の環境行政に対して今後求めること



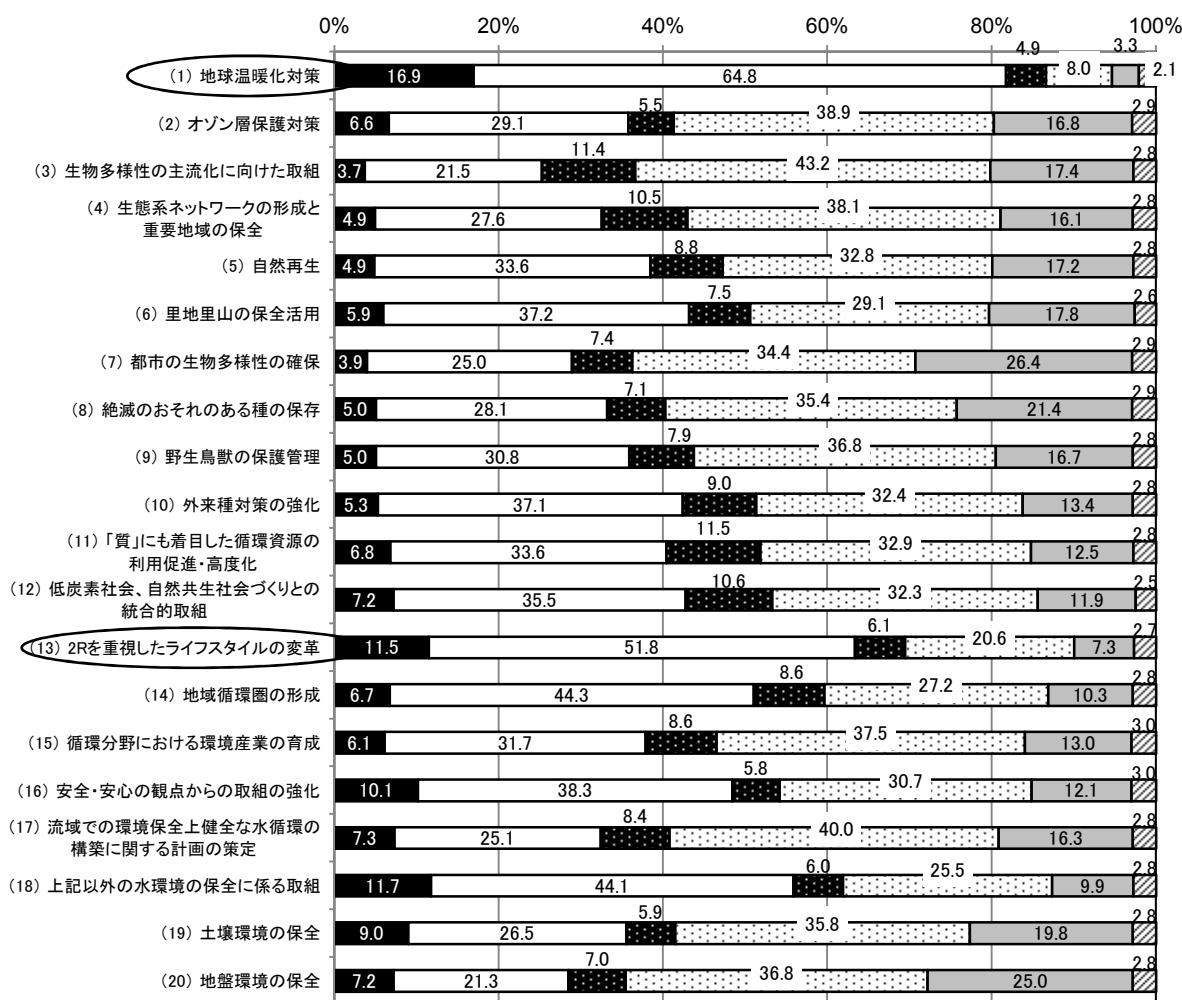
出典) 環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成24年度調査、環境省)より作成

(2) 環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（地方公共団体アンケート）の概要

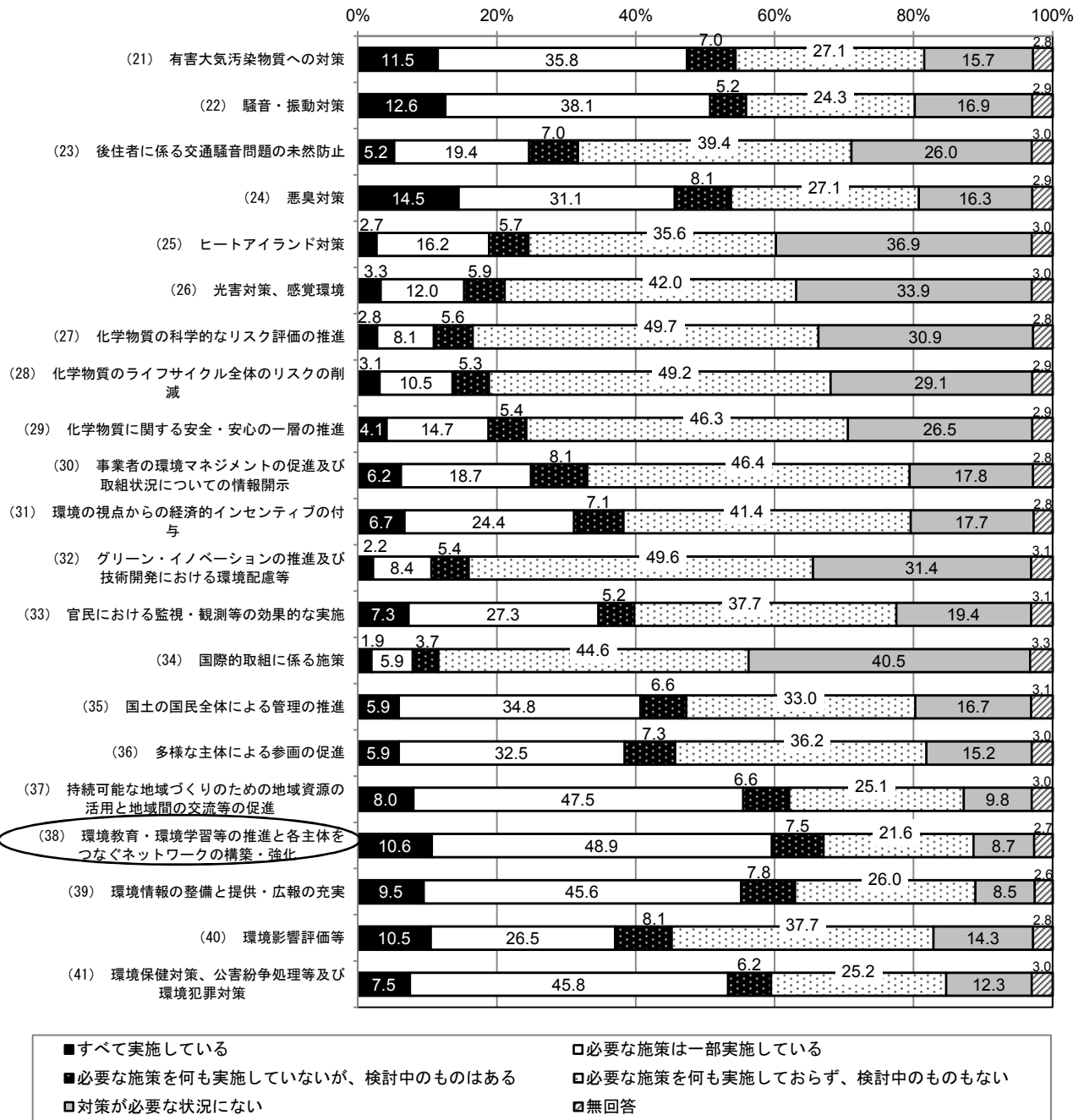
① 環境政策の実施状況

地方公共団体が取り組む環境政策について実施率（「すべて実施している」と「必要な施策は一部実施している」の合計）を見てみると、最も高い「地球温暖化対策」は8割を超えている。図表IV－2で近年の環境悪化を実感する理由として全レベルで高い値を示した「地球温暖化が進んでいるから」に対して、地方公共団体の取組は進んでいるものの、国民への浸透は進んでいないということが考えられる。次いで、「2Rを重視したライフスタイルの変革」、「環境教育・環境学習等の推進と各主体をつなぐネットワークの構築・強化」の順に実施率が高くなっている（図表IV－9）。

図表IV－9. 環境施策の実施状況



■すべて実施している
 ■必要な施策を何も実施していないが、検討中のものはある
 □対策が必要な状況にない
 □必要な施策は一部実施している
 □必要な施策を何も実施しておらず、検討中のものもない
 □無回答

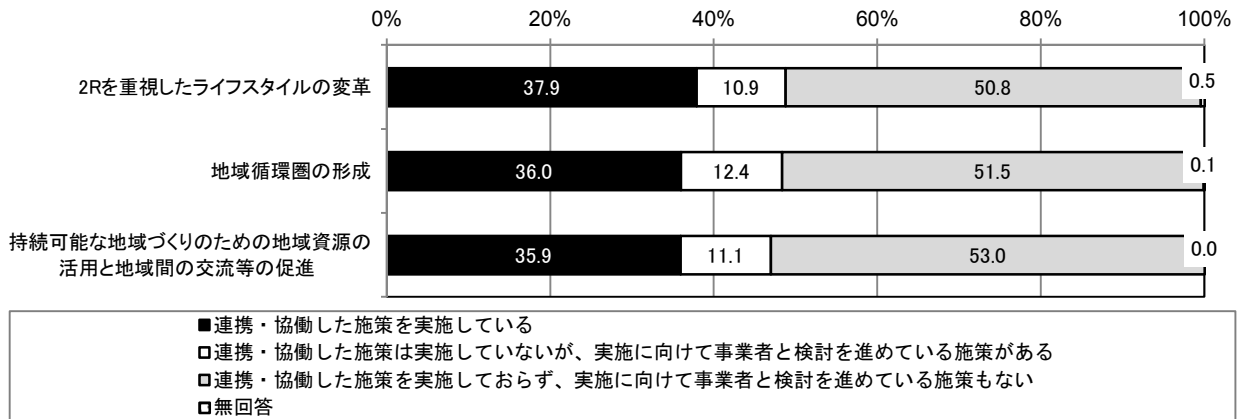


出典) 第四次環境基本計画に係る地方公共団体アンケート (平成24年度調査、環境省)

② 他の主体との協働の実施状況

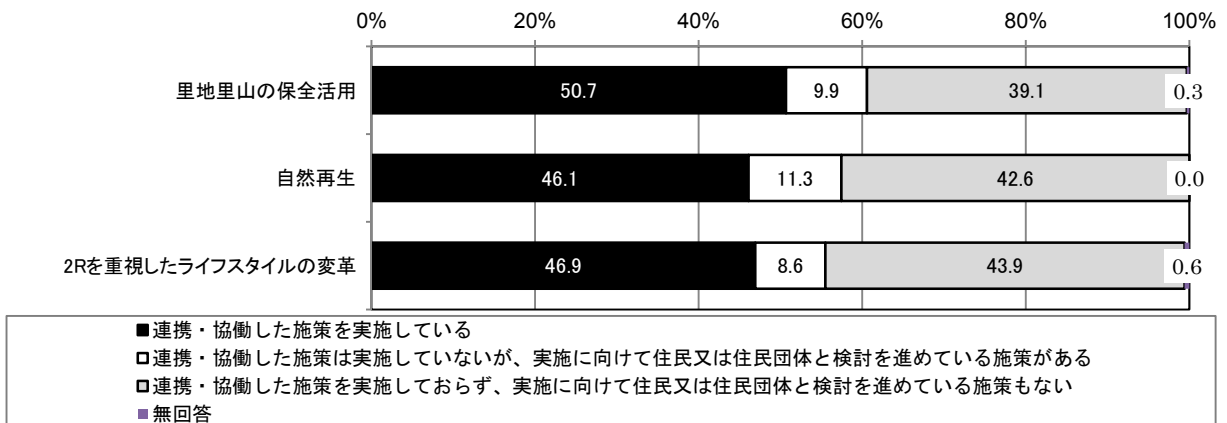
地方公共団体と各主体との連携・協働の実施状況を見ると、『事業者』及び『住民、住民団体』では、「2Rを重視したライフスタイルの変革」、『住民、住民団体』及び『民間団体（環境NPO等）』では、「里地里山の保全活用」及び「自然再生」の分野で、連携・協働が進んでいる点が一致している（図表IV-10～12）。

図表IV-10. 事業者との連携・協働の実施状況



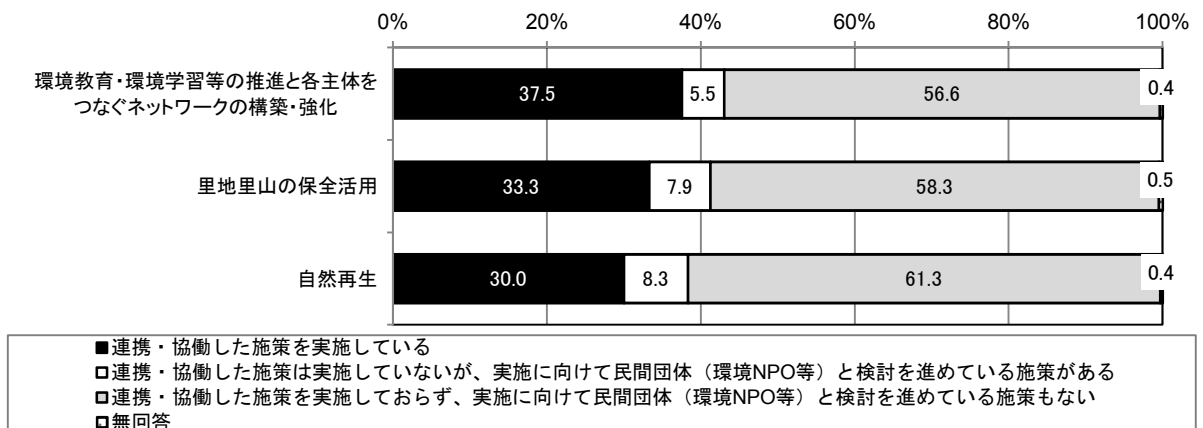
出典) 第四次環境基本計画に係る地方公共団体アンケート（平成24年度調査、環境省）より作成

図表IV-11. 住民、住民団体との連携・協働の実施状況



出典) 第四次環境基本計画に係る地方公共団体アンケート（平成24年度調査、環境省）より作成

図表IV-12. 民間団体（環境NPO等）との連携・協働の実施状況



出典) 第四次環境基本計画に係る地方公共団体アンケート（平成24年度調査、環境省）より作成

参考（各調査対象の属性等）

（１）環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」

インターネットを用い、全国の20歳以上の男女を対象に平成25年1月23日から1月28日を調査期間としてアンケート調査を実施し、2,631人の回答を得た。

回答者の属性は、男女別、年代別、地域別に、日本の人口比率とおおよそ一致するように設定をし、調査を実施した。

回答者属性 ※（ ）内は%、小数点について四捨五入の関係から一致しない箇所がある

① 性別

男性	女性	全体
1,267 (48.2)	1,364 (51.8)	2,631 (100.0)

② 年代別

20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
341 (13.0)	457 (17.4)	423 (16.1)	415 (15.8)	465 (17.7)	530 (20.1)	2,631 (100.0)

③ 職業別

農林漁業	商工販売 サービス業	自由業	会社役員・ 会社経営	会社員	公務員	
18 (0.7)	142 (5.4)	55 (2.1)	29 (1.1)	717 (27.3)	67 (2.5)	
団体職員	学生	パート・ アルバイト	専業主婦	無職	その他	合計
35 (1.3)	87 (3.3)	304 (11.6)	664 (25.2)	463 (17.6)	50 (1.9)	2,631 (100.0)

④ 地域別

北海道・ 東北	関東	北陸	中部	近畿	中国・ 四国	九州・ 沖縄	全国
322 (12.2)	862 (32.8)	103 (3.9)	376 (14.3)	420 (16.0)	253 (9.6)	295 (11.2)	2,631 (100.0)

⑤ 都市規模別

政令指定都市	10万人以上の 市、東京23区	10万人未満の 市	町村	合計
808 (30.7)	927 (35.2)	658 (25.0)	238 (9.0)	2,631 (100.0)

(2) 環境省「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」

全ての地方公共団体（1,789団体：47都道府県、20政令指定都市、東京都23特別区及び1,699市町村）を対象として、平成25年2月中旬から3月中旬にかけてWEB上で回答をする方式及び調査票を郵送発送・郵送回収するアンケート形式により調査を実施した。期間内に1,194団体から回答が寄せられた。（有効回収率：66.7%）

	発送数	有効回収数	有効回収率	回収構成割合
都道府県	47	35	74.5%	2.9%
政令指定都市	20	15	75.0%	1.3%
特別区	23	22	95.7%	1.8%
市	769	602	78.3%	50.4%
町	746	430	57.6%	36.0%
村	184	90	48.9%	7.5%
合計	1,789	1,194	66.7%	100.0%

3. 環境情報戦略に基づく施策のフォローアップ調査の結果

(1) 環境情報戦略の策定経緯等

平成18年4月、「第三次環境基本計画」が閣議決定され、環境情報戦略を策定することとされた。また、平成20年8月、IT戦略本部が「重点計画-2008」を決定し、「2008年度までに、環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備に関する基本方針となる『環境情報戦略』を策定し、同戦略に基づく取組を開始する」こととされた。

これらの動きを踏まえ、総合政策部会に環境情報専門委員会が設置され、環境情報戦略策定に向けた検討が行われるとともに、総合政策部会での審議及び関係府省との調整を経て、平成21年3月、環境基本計画推進関係府省会議環境情報戦略連絡会（以下、「環境情報戦略連絡会」という。）において環境情報戦略が決定された。同戦略においては、平成22年度から概ね隔年で、「環境省は、（中略）当面優先して取り組む施策に係るものの進行管理に必要な調査を環境基本計画に基づく施策の分野ごとの点検の一環として実施する」こととされている。また、平成24年4月に第四次環境基本計画が閣議決定され、「情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用」、「利用者のニーズに応じた情報の提供」の2つの観点から、施策の進捗状況のフォローアップ調査を実施することとされた。

なお、本調査（以下「フォローアップ調査」という。）は、環境情報戦略策定後、平成22年度の実施に引き続き、今回が2回目になる。

(2) 環境情報戦略の概要

環境情報戦略は、基本の方針として、以下を定めている。

- 環境行政に必要な情報が目的に併せて適時に利用できるような「情報基盤」を構築すること
- 各情報利用者の立場に立って情報提供を図るため、情報の体系的な整理や信頼性、正確性の確保等を図った上で、利用者のニーズに応じて適時に利用できる情報の提供を進めること

また、上記の基本の方針に基づいて施策を進めるに当たり、「情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用」及び「利用者のニーズに応じた情報の提供」の2つの観点から、以下の当面優先して取り組む施策が定められている。

【情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用】

- ① 環境と経済社会活動に関する情報収集の強化
- ② 国土の自然環境に関する情報収集の強化
- ③ 情報アーカイブの構築
- ④ 標準的フォーマットによる提供情報の信頼性、正確性の確保等

- ⑤ 環境省と関係府省及び地方公共団体等との連携協力
- ⑥ 環境情報の質の向上に向けた取組
- ⑦ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築
- ⑧ I Tの活用

【利用者のニーズに応じた情報の提供】

- ① 環境と経済社会活動等に関する情報の提供強化
- ② 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等
- ③ 海外に対する情報発信の強化
- ④ I Tの活用による情報提供の展開
- ⑤ 環境情報の信頼性、正確性の確保等
- ⑥ 情報収集の計画段階における情報提供のあり方に関する検討
- ⑦ 「見える化」等のための効果的な取組方法の検討実施
- ⑧ 関係団体との連携協力

(3) 環境情報戦略に基づく施策の進捗状況について

今回環境省が行ったフォローアップ調査では、上記(2)に挙げた当面優先して取り組む施策について、前回のフォローアップ調査からの進捗状況を調査した。具体的には、同施策における平成22年度及び平成23年度の取組について、実施した業務の概要、前回フォローアップ時からの変化、成果、発信した情報のタイトル及び、発信した情報の媒体等について調査を行った。

調査の結果、多くの施策で進展が確認された。一方で、今後のさらなる取組が必要な施策も明らかとなった。調査結果の概要については、以下の通りである。

今後は、今回行ったフォローアップ調査の結果を関係省庁と共有し、連携を深めながら、環境情報戦略に定める施策を引き続き着実に推進していくべきである。

進展が認められた主な施策

- 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等
 - ・ 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトを構築し、平成23年度に運用を開始した。
 - ・ なお、平成24年度にサイトの更新作業を行い、平成25年3月時点で375のリンク数となる見込み。
- 環境と経済社会活動に関する情報の収集・提供の強化
 - ・ 約12,000社の環境産業関連企業の景況感等を明らかにする「環境経済観測調査」を実施するとともに、環境産業に係る市場・雇用規模を推定し公表した。また、環境と経済に関する情報を体系的に提供する「環境経済情報ポータルサイト」の運用を開始し、関連情報の提供を開始した。
 - ・ 環境保全の取組と経済動向間の相互影響などを明らかにする研究事業「環境経

済の政策研究」を追加採択し、環境経済ポータルサイトにて全15課題の研究成果を公表した。

- 生物多様性に係る情報整備及び情報提供
 - ・ 生物多様性の総合評価を取りまとめて公表した。
 - ・ 生物多様性の評価を空間情報として整備した「生物多様性評価地図」49枚のほか、地域毎の生物多様性の現状と配慮事項を取りまとめたカルテを作成した。
- 環境省図書館の所蔵資料の電子化
 - ・ 環境省図書館所蔵資料の電子化を実施した。
 - ・ 所蔵する書誌情報をデータベース化し、インターネット等からの情報検索を可能にした。
- 地球観測情報の収集の強化
 - ・ 航空機による上空の温室効果ガス観測及び高精度海洋観測を新たに開始するなど、気象・気候分野における情報の整備・提供を強化した。
- 環境情報の信頼性・正確性等を確保する取組
 - ・ グリーン購入の信頼性の確保のため、「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」を作成した。当該ガイドラインの手引き作成や説明会の開催などにより周知活動も併せて行った。
- 温室効果ガス排出量の「見える化」に関する効果的な情報提供
 - ・ 家庭におけるCO₂排出量と省エネの取組の効果を「見える化」することを目的に、「CO₂みえ〜るツール」を公開した。
 - ・ サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量を把握・削減するため、排出量算定ガイドライン等の整備を行った。

今後のさらなる取組が必要な施策（環境情報専門委員会による指摘と対応の方向性）

【標準的フォーマットによる提供情報の信頼性、正確性の確保等】

（環境情報収集の際における標準的フォーマットによるメタデータ（作成者、データ収集方法更新頻度など）の整備）

指摘

「地理情報についてはメタデータの標準的フォーマットが存在することから、環境情報の中でも地理情報に関連するものについては、標準的フォーマットを定め、優先してメタデータを登録するという姿勢が必要。」

対応の方向性

環境情報は、地球温暖化、生物多様性、物質循環をはじめとして様々な環境分野にわたるものであり、地理情報以外の情報を含むものも多いため、最終的にはこれらを包含する標準的フォーマットとなるよう留意しつつ、当面、地理情報と親和性の高い自然環境分野について、優先して標準的フォーマットの作成に取り

組む。また、既存のクリアリングハウス（メタデータの集合したデータベース）を包含または連携できるようにする。

その際、クリアリングハウス構築のニーズ、運用費用、運用開始後必要となる業務等についても併せて検討を行う。

【環境省と関係府省及び地方公共団体等との連携協力】

（本戦略の推進のため、関係府省、地方公共団体等との会議の設置）

指摘

「地方公共団体やNPOなどの多様なステークホルダーからのニーズの吸い上げが必要。」

対応の方向性

会議の開催に代えて、環境情報の受け手として、当面、以下の関係者（地方公共団体、NPO、研究者）から意見・要望を聴取した。

ア 地方公共団体

都道府県、政令指定都市の一部に対し、国の行う環境情報の発信等についての意見・要望のアンケートを実施した。

（意見・要望例）

- ・ 断片的な情報の提供が多いため、利用者が分かりやすいように体系的な情報集約及び情報提供が必要。（環境情報でも、他省庁のホームページに掲載されている場合もあり。）
- ・ 自治体では、環境情報だけでなく他の行政情報と連携した発信が必要であり、国レベルでも工夫してほしい。

イ NPO

（ア）環境分野で活動しているNPOに対し、環境情報の利用の実態や、公的機関の環境情報の発信についての要望等のアンケートを実施した。

（要望例）

- ・ 過去のデータ蓄積が少ない。
- ・ 一般人や子どもにも分かりやすく発信してほしい。

（イ）東北・近畿・中国地方については、それぞれの地方環境パートナーシップオフィス（EPO）主催で地域のNPO等と環境省担当官との意見交換を実施した。

（要望例）

- ・ 利用者のニーズは様々なので、バイアスのかかっていない一次情報を提供してもらえばよい。
- ・ EPOからの環境情報の発信を強化していくべき。

ウ 国民全体

「環境にやさしいライフスタイル実態調査」において、環境省ホームページ上に構築した「環境政策に関するポータルサイト」についての充実すべき

点を調査した。

(結果の概要 (複数回答))

- ・ 「利用者の理解を助けるため、分かりにくい情報は分かりやすく加工して提供してほしい」・・・61.0%
- ・ 「国が整備するポータルサイトなので、信頼でき、正確なもののみ掲載するようにしてほしい」・・・48.8%

エ 研究者

環境情報の発信のあり方等について、環境分野の研究者に対してアンケートを実施した。